

一橋大学審査学位論文

博士論文

貧困理論の再検討

—イギリスの貧困理論の行き詰まりと社会的排除論の意義—

志賀 信夫

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程
SD101014

POVERTY REEXAMINED:
THEORIES OF POVERTY IN THE UNITED KINGDOM
AND
SOCIAL EXCLUSION

SHIGA, Nobuo

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

目次

- 第1章 イギリスにおける貧困概念の展開
 - 第1節 正義論としての貧困概念 (p.1-3)
 - 第2節 絶対的貧困概念から相対的貧困概念へ (p.3-11)
 - 第3節 タウンゼントの貧困概念では捉えられない「新しい貧困」 (p.11-15)
 - 第4節 「新しい貧困」に対応する社会的排除理論 (p.15-16)
 - 注 (p.16-17)

- 第2章 社会的排除概念について
 - 第1節 社会的排除とは (p.18-22)
 - 第2節 イギリスの社会的排除 (p.22-28)
 - 第3節 フランスの社会的排除 (p.28-33)
 - 第4節 フランスの社会政策の先進性 (p.33-36)
 - 第5節 小括 (p.36-37)
 - 注 (p.37-39)

- 第3章 シチズンシップの権利の実現(充分性)
 - 導入 (p40)
 - 第1節 A.センの貧困理論とケイパビリティ・アプローチ (p.40-43)
 - 第2節 ケイパビリティとシチズンシップ (p.43-47)
 - 第3節 シチズンシップの権利の実現(充分性) (p.47-52)
 - 第4節 労働の権利の充分性 (p.52-54)
 - 第5節 小括 (p.54-55)
 - 注 (p55-57)

- 第4章 貧困概念の拡張と貧困理論の新たな展開
 - 導入 (p.58)
 - 第1節 これまでの議論のまとめ (p.58-60)
 - 第2節 先行研究との比較による重要な論点の整理 (p.60-64)
 - 第3節 新しい貧困理論としての社会的排除理論の意義 (p.64-66)
 - 第4節 結論 (p.66-67)
 - 注 (p.67)

- 参考文献一覧 (p.68-72)

第1章 イギリスにおける貧困概念の展開

1 正義論としての貧困概念

本論文の目的は、貧困理論の再検討を行うことである。この再検討を通して、貧困概念が拡張しているということを示し、現在の最新の貧困概念として社会的排除概念を提示し、その意義を明らかにする。社会的排除と貧困との関係については、現在、貧困論争の大きな課題の一つである。

本節では、導入として貧困の「概念」の説明を行う。

貧困概念は、社会問題とのかかわりから説明される。まず、確認しておくべきことは、貧困の定義とはその社会においてどのような困窮が容認できないものとして考えられているかという人びとの認識と深く関係しているということである。すなわち、貧困概念とは科学的概念というよりは、政治的な正義に関わる概念であるといえる。したがって、貧困概念は常に論争的なものであるといえよう。

また、貧困概念が正義に関わる概念であるということは、貧困理論とは正義の内容がどのように変化するかによって決定されるということでもある。そして、その正義はあくまで生活状態に関わるものである。この生活状態の認識は、観念に媒介された現実である。というのも、生活状態の認識とは、現実というより、認識された現実に関して議論がなされるものであるからである。つまり、貧困の定義はその社会があるべきでないとする生活状態を意味し、社会が合意した、あるいは合意すべき最低限度の生活を下回るものとして明示されるものである。

ところで、貧困理論の拡張を支え推進したものは共同性の認識である。ある種の生活状態を「貧困」と認識すること、すなわち社会問題として認識するということは、そうした生活状態にある者を「仲間」として認識することである。その社会において関係のない存在がそうした状況にあっても、社会的配慮はなされない。したがって、貧困理論の発展は同時に、社会の共同性の範囲を示すことになる。また、貧困の定義が変化することも、共同性の深みがどこまで達しているかを示している。

本論文では、貧困概念がどのように変化してきたかについて、貧困学説を分析することによって明らかにする。貧困学説は、絶対的貧困理論から相対的貧困理論へ、そして社会的排除理論へと展開してきた。それは一言でいえば、貧困概念の拡張の歴史であった。その拡張は、貧困の現実が拡大したのではなく、社会的に容認できない生活状態の定義が拡張されてきたことを意味しており、社会的現実が悪化したことを意味しない。したがって、格差の続く限り、また人びとの共同性が深まる限り、貧困は再定義され、対策が進展するであろう。このような観点で貧困理論を研究したものはこれまでになかった。この理論的方向性(問題概念としての貧困に基づく貧困理論)が本論文第1のメリットである。

本論文の意図は、上述のような捉え方に立って既存の貧困理論を吟味し、意味づけることにある。その結果、社会的排除の理論が現在、最先端の貧困理論であることを明らかにしている。それは、社会的排除の理論は貧困を最も広範囲に定義し、あるべき社会を相対的貧困理論の最低生活基準、すなわち消費生活の保障から、社会権力⁽¹⁾の付与・保障にまで拡大したところに歴史的意義を発見したということである。これが本論文の第2のメリッ

トである。

貧困理論はイギリスにおいて開始され発展してきた。そこで、まず本章ではイギリスにおける貧困理論の展開がどのようなものであったかを確認する。

本章では、社会的排除概念が新しい貧困概念であることを提示するが、このためには、既存の貧困概念について整理しておく必要がある。また、現在のイギリスにおける貧困論争は、社会的排除概念が新しい貧困概念であるか否かをめぐる論争として展開されている側面もあるため、既存の貧困概念の整理をしておくことは重要な作業である。

現在、貧困概念として一般的に知られているのは、絶対的貧困概念と相対的貧困概念である。絶対的貧困概念を理論づけた代表的論者は、B. S. ラウントリーであり、相対的貧困概念を理論づけた代表的論者はP. タウンゼントである。貧困概念は、絶対的な側面を強調したものから相対的な側面を強調したものへと拡張されているとされるのが一般的な理解である。本論文でも、この一般的な理解に異論はない。だが、本論文の独自の見解として主張しておきたいことは、貧困概念の拡張の契機は、相対的貧困概念が提示された当時の社会状況と関係しているということである。この点は重要であり、後に詳細な説明を与える。

本章における論理展開の見通しを良くするために、ラウントリーとタウンゼントの各々の貧困概念について簡潔に述べておくと、ラウントリーの貧困概念とは、その総収入によって肉体的能率を維持するために不十分な栄養を得ることができない状態であり (Rowntree 1901)、タウンゼント的貧困概念とは、社会的規範に照らし合わせてその社会の「メンバーシップ」を担うことのできない「生活様式 style of living」の「剥奪 deprivation」である (Townsend 1974 ; 1979 ; 1983)。この「メンバーシップ」概念は本論文では特別な意味を付与して論述している。この点については後に詳述する。

前者(ラウントリーの貧困概念)は、栄養充足を中心とした消費水準に注目した貧困概念であり、後者(タウンゼントの貧困概念)は消費水準だけでなく生活資源なども射程に入れた生活様式に注目した貧困概念である。ラウントリーの貧困概念が絶対的貧困概念であるとされるのは、それが生物として絶対的に欠くことのできない最低限であるからである。一方、タウンゼントの貧困概念が相対的貧困概念であるとされるのは、各々の社会で人びとが生活するための生活様式の範囲内における最低限度が相対的に異なっているということと、その範囲内から相対的に剥奪されている状態であるという、2つの相対性の意味があるからである。

本論文は、現在の貧困にかかわる社会問題は、タウンゼントの貧困概念では最早理解できない側面があるという認識から出発するものである。つまり、「新しい貧困」が生起してきており、これを説明し整理するための新しい枠組みが必要なのである。この新しい枠組みこそ、近年注目されている社会的排除概念であると主張したい。社会的排除概念の内容とされるものが、すでに社会的に容認されえない困窮であるとみなされており、これを契機として貧困理論に新たな展開が見出されるのである。

貧困理論の再検討と社会的排除概念の登場による貧困理論の新たな展開に関して、本論文では次のような手順を踏んで論証していく。

まず、本章ではイギリスにおける貧困理論の展開について検討していく。ここで注目するのは、ラウントリーの貧困概念とタウンゼントの貧困概念である。タウンゼントの貧困

概念に関しては、現在の貧困論争において、タウンゼント的貧困概念 vs 社会的排除概念という様相を呈していることから、本論文の独自のタウンゼント理解を示すために、タウンゼントの貧困概念の前提となる社会状況についても検討する。タウンゼント的貧困概念の立場に依拠し、社会的排除概念についてこれが貧困概念とは区別されるべきものであるという主張があるが、本論文はそのような主張に異を唱える。

第2章では、社会的排除概念が具体的な社会政策としてどのように扱われているかについて検討する。ここでは、イギリスとフランスの社会的排除の定義を分析するだけでなく、社会的包摂戦略の分析を通して排除が具体的にどのようなものとして捉えられているかをより明らかにする。この第2章では、社会的排除理論が、シチズンシップの権利の十分性という新たな展開として議論されていることを示し、第3章への問題提起とする。

第3章では、シチズンシップの権利の十分性という議論がどのように理論付けられうるものであるのかについて検討する。ここでは、A.センのケイパビリティ・アプローチと高田一夫の「非能力主義的平等主義」概念などを参考に、社会的排除概念とシチズンシップ論との関係から具体的にどのような点に新しい展開があり、どのような点に新たな展開として意義深いものが見出されるのかということについて論述する。

そして、第4章では、イギリスの現在における貧困論争について先行研究と対峙しながら独自の主張を行い結論とする。

2 絶対的貧困概念から相対的貧困概念へ

(1) ラウントリーの貧困概念と社会状況

まず、ラウントリーの貧困概念からみていこう。その貧困概念は、ロンドン北方のヨーク市における貧困に関する調査報告書(Rowntree 1922)に記されている。この貧困調査は、1899年に行われたものである。ラウントリーによる貧困調査は、その後1936年、1951年にも行われている。

ラウントリーによる貧困概念は、「第一次貧困 primary poverty」と「第二次貧困 secondary poverty」に区別されている。具体的に「第一次貧困」とは、「その総収入が、単なる肉体的能率を保持するために必要な最小限度にも足らぬ家庭」であり、「第二次貧困」とは「その総収入が、(もし、その一部分が他の支出—有用無用問わず—に振り向けられぬ限り)単なる肉体的能率を保持するに足る家庭」とされる(Rowntree 1922, 邦訳 97-98 頁)。簡潔に述べれば、ラウントリーの貧困概念は動物的生存に焦点化されて論じられている。

注意しておくべきことは、ラウントリーの貧困概念において、特に「第一次貧困」が注目されるが、ラウントリー自身の考える貧困者は「第一次貧困」以下にある人びとに限定されないということである。つまり、ラウントリーは「第二次貧困」についても重要な問題であると考えていた。しかし、あえて「第一次貧困」と「第二次貧困」とを区別して考えたのは、例えばR.リスターが指摘するように、「第一次貧困」という基準を活用することで、動物的生存の維持すらも満たすことのできない人びとが少なくないことを、広く社会に訴えたかったのである(Lister 2004, pp.27-28, 邦訳 49-51 頁)。

このラウントリーの貧困概念の提示について、本論文で注目しておきたいことは、その前提となる社会状況と調査の方法である。ラウントリーによる貧困理論は、1873年の恐慌とその後の不況で失業が増加しているにもかかわらず、失業対策が確立していないこと、

剰余価値率の著しい上昇などの社会問題への対応要請とともに、救貧法による劣等処遇と就労原則の絶対的強調などの社会状況が前提となっている。そのような社会状況を前提として、ラウントリーが貧困基準を設定するとき、それは救貧院における食事表を参考に行っている。そのため、例えば肉屋で売られている肉類などは含まれておらず、また新鮮な生肉なども含まれていない。つまり、救貧院における大量に仕入れられた質も良いとは言えない食材の費用などを参考にして設定されていたのである。また、それだけでなく、肉体的能率の維持に焦点化して論じているので、自動車やバスに乗ることも考えられていない。

このような厳しい条件をつけて提示された貧困基準だが、この基準でさえも下回る人びとが多くいたというのがラウントリーによる貧困調査の意義であると考えられる。実際に、ラウントリー(1899年調査)によれば、ヨーク市における「第一次貧困」に関わる人口は、総人口の9.91%であり、「第二次貧困」に関わる人口は17.93%であった。「第一次貧困」と「第二次貧困」を足し合わせると、実に27.84%の人びとが貧困であったのである。

ここで強調しておきたいのはラウントリーがその当時の社会において提示した貧困概念によって貧困の計測が可能となり、これを契機として貧困問題の深刻さについてより鮮明に示すことに貢献したということである。

このような意義を認めながら、もう一つ強調しておきたいことは、救貧法で規定されていたような厳しい基準にそくした貧困調査の方法をラウントリーが採用したという事実である。このような方法がラウントリーによって採用されたのは、その当時の社会において容認できない困窮として認められていたものが、救貧法によって規定されていた基準に反映されていたからである。ラウントリーの貧困理論がインパクトを与えることができたのは、その貧困概念がその当時のイギリス社会における正義論と大きく乖離していなかったからである。逆に考えれば、その当時に高すぎる貧困基準を設定するような貧困概念を提示していたとしても、世論によってそれは退けられていた可能性が高い。

このラウントリーの貧困概念は、後にタウンゼントの貧困概念の提示により乗り越えられるものである。しかし、ラウントリーは後の貧困調査によってタウンゼントの提示したような貧困概念を提示するに至る。つまり、貧困を動物的生存が不可能な基準に限定して考えるのではなく、社会的生存にかかわるものとしても考えるようになったのである。

例えば、ラウントリーは「人間的必要 human needs」の概念に基づいて、「健康な生活に必要なものを保証すること to secure the necessaries」を主張した(Rowntree 1918, p121)。小峯敦は、このことをもって「タウンゼントはラウントリーの科学的・絶対的貧困基準に疑義を呈したが、その対象は1901年の出版物に限るべきだろう」(小峯2008, 17頁)と述べている。確かにこのような指摘は妥当であると思われる。

このラウントリーの変遷に関してリスターは、次のように述べている。「これまでは、ブースやラウントリーが<最低限度>による貧困の絶対的定義を確立し、そこへ相対的アプローチによってタウンゼントが異を唱えたと考えられてきたが、いまでは多くの学者が、そうした伝統的な見方を疑問視するようになってきている。いいかえれば、20世紀後半に絶対的貧困から相対的貧困へという思考のパラダイムシフトが起こったという標準的な説明は、神話だったということである。これは先駆者たちを読み誤ったことによる」(Lister 2004, p.27, 邦訳49頁)。

このリスターの主張は、ラウントリーの再読とその意義を評価するものであるが、やや

一面的に過ぎる主張であろうと思われる。特に「絶対的貧困から相対的貧困へというパラダイムシフト」に否定的である主張は支持できない。リスターによる説明は、貧困概念が貧困に対する思考を変化させるものであり、ラウントリーがタウンゼントに先だって相対的貧困概念を提示したため、貧困概念のパラダイムシフトは神話であったと主張している。

しかし、このリスターの理解は誤っている。貧困概念は社会規範の変化に先だって変化するものではない。社会における人びとの共同性の認識が拡大し正義の観念が変化することが、提示される貧困概念の変化の契機なのである。したがって、絶対的貧困から相対的貧困というパラダイムシフトは貧困論者によって引き起こされるものではなく、実際は逆である。その社会における正義の観念の変化(共同性の拡大と深まり)が、容認できない困窮の枠組みを拡大し、貧困概念が拡張されたのである。そして、その一連の流れの結果として、貧困は再定義されたのである。

このことから考えれば、絶対的貧困から相対的貧困へというパラダイムシフトは実際に起きたと考える方が妥当である。ただし、それが20世紀後半に起きたということは議論の余地がありそうである。というのも、貧困が絶対的なものから相対的なものとして社会規範が変化したのは、タウンゼントがその貧困概念を提示するよりも以前だったと考える方が妥当であるからである。社会規範の変化を受けてタウンゼントが貧困概念を新たに定義しなおしたのである。

新しく提示された貧困概念は、既存の貧困概念に対する批判の様相を呈するが、この批判が実際の社会規範の変化に先立って展開されることはありえない。例えば、ラウントリーが「人間的必要」を主張し始めたのは、「第一次貧困」の主張を行った当初のような社会状況が変化し、そのような基準がいまや「今日の世論によって決定的に拒否される」ものとなってしまったからである。

このように、貧困概念は、その社会状況と正義論とともに考える必要があり、その意義も同様に社会状況などの文脈にそくして考えるべきものである。そうしなければ、貧困理論の拡張の契機がどこにあるのかを見失ってしまう。現在の貧困論争において、リスターを筆頭とする社会的排除概念を貧困概念から区別した貧困理論を展開する研究者はこの点に関する整理が混乱しているように思われる。

次に、タウンゼントの貧困理論について説明するが、ラウントリーからタウンゼントへという貧困理論の拡張の決定的な契機は、タウンゼントの貧困理論の精緻性や批判の鋭さにあったわけではない。もちろん、タウンゼントによる貧困理論は画期的なものであり、その重要性を主張しすぎることはない。だが、タウンゼントの貧困理論の提示を貧困概念の転回として速断するわけにはいかない。社会状況の変化によって容認できない困窮の変化が生じていることを見出し、これをもとに新たな貧困理論を構築したということがタウンゼントの業績の意義であるということから理解すべきである。

(2) タウンゼントの貧困概念

次にタウンゼントの貧困概念について論述する。

タウンゼントは、貧困を「relative deprivation」という概念から定義付けた。「relative deprivation」には、「相対的収奪」「相対的剥奪」という訳語が当てられている。邦訳書によって、またこの概念を使用する論者によってどのような訳語をあてるのか一様ではない

ので、本論文では原語をそのまま使用することにする。

「relative deprivation」について、タウンゼントは具体的に次のような説明をしている。「個人、家族、諸集団は、その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さをもったりするために必要な生活資源(resource)を欠いている時、全人口のうちでは貧困の状態にあるとされるのである。貧困な人びとの生活資源は、平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて、きわめて劣っているために、通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会的活動から事実上締め出されているのである」(Townsend 1979, p.31, 邦訳 19 頁)⁽²⁾。

この引用文において、最も重要なのは、「社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会活動 ordinary living patterns, customs and activities」から「締め出されている excluded」という部分である。ここでは、「ordinary living patterns」に「通常的生活様式」という訳語が当てられている。また、同著作の後の節には、「style of living」という概念が登場し、これに対しても「生活様式」という訳語が当てられている。この両者は基本的に同じ概念であると考えられるため、同じ訳語を当てたものであると思われる。この「style of living」という概念は、そのタウンゼントの著書において、1つの節を割いて説明されている重要なものである。

「style of living」は具体的に次のように説明されている。「生活様式とは、人々が共有し参加することを当然とされる諸習慣および諸活動の体系である」(Townsend 1979, p54, 邦訳 39 頁)。ここで説明されている「生活様式」は、当時の社会において当然とされるものであると同時に、「希求の対象となるようなもの」(Wedderburn 1974, 邦訳 4 頁)である。

ここでは、タウンゼントの貧困概念そのものの詳細な検討が目的ではなく、ラウントリーの貧困概念との比較によってどのような要素が新たに付加されたのかということ明らかにすることが目的であるので、この目的に照らして論を進める。このことは、貧困概念の拡張について、具体的にどのような要素が付加されたことによってそれが生じたのかということと関係する議論である。

両者の貧困概念を簡潔に表現すると、ラウントリーの貧困概念は、「肉体的能率」に注目するものであり、タウンゼントの貧困概念は「通常的生活様式」に注目するものである。各々の概念に基づいて考えられる貧困とは、「肉体的能率」や「通常的生活様式」を下回ることである。

タウンゼントの貧困概念は、一般的に言われるように、動物的生存から社会的生存に焦点が移っているものとして理解できるものである。人間の社会的生存は自身の肉体的生存と排他的関係にないように、相対的貧困概念は絶対的貧困概念を排除するものではない。重要な論点は、先にも述べたように、単なる肉体的生存から社会的生存に焦点が移っているということである。したがって、肉体的生存が脅かされている状態であればすなわち社会的生存も脅かされることになるので、これらを二項対立的に捉えようとするのは誤りである。二項対立的に捉えようとする理解は、本論文にとってあまり重要な論点ではないが、貧困論争においてこの捉え方をめぐりどのように考えるのかというあまり生産的でないものもあるので、本論文の見解をとりあえず示しておいた。

(3) タウンゼントの貧困概念と社会状況

貧困概念が拡張した決定的に重要な契機は、その社会規範の変化にある。次にこれについて説明を与えておこう。ここでは、J.M.ケインズと W.S.ベヴァリッジによる福祉国家体制の形成と成熟という視点から論述する。

タウンゼントがその貧困概念を提示したのは、1970年代(ウェッダーバーン編著の論文集への所収は1974年、大著 *Poverty in the United Kingdom* の刊行は1979年)であるが、その当時の社会は既にケインズ・ベヴァリッジ型福祉国家が相当程度成熟していた。

ここでケインズ・ベヴァリッジ型福祉国家と呼ぶものとは、以下のように説明できるものである。

ケインズ・ベヴァリッジ型福祉国家は、単にケインズ型福祉国家またはベヴァリッジ体制と呼ばれることもある。前者はケインズの経済政策に力点を置いた福祉国家の説明がなされる場合に、後者はベヴァリッジの社会政策に力点を置いた福祉国家の説明がなされる場合に用いられることが多い。

深遠なケインズの経済政策についてここで詳細に論じることはできないが、福祉国家論において語られるケインズの経済政策の概略を述べておこう。ケインズの経済政策は、市場の自己調整機能を前提とせず批判的に捉えることによって、政府の介入を肯定するものである。その際の政府の役割は、金融緩和や公共事業などのマクロ経済政策によって需要を喚起するというものである。このようにマクロ経済政策によって需要が喚起されることで、経済成長と生産拡大を見込み、完全雇用を目指そうというのがケインズ主義的福祉国家として説明されるものである。

一方、ベヴァリッジ体制とは社会保険を中心軸とし、公的扶助を補助的手段として考える社会保障計画に基づく福祉国家体制である。ベヴァリッジによる社会保障計画は、1942年に発表されている、いわゆるベヴァリッジ報告書(Beveridge 1942)にみることができる。このベヴァリッジ報告書は、「窮乏 Want」「病気 Disease」「無知 Ignorance」「不潔 Squalor」「無為 Idleness」を五大悪として「5人の巨人 Five Giants」と呼び、これらを克服するための社会政策を構想しようとしたものである。

ベヴァリッジ報告書には次のような記述がある。「国家扶助は、社会保障計画全体の補助本質的な手段であって、扶助委員会の活動は、資力調査を条件とする扶助が個人個人の生活状態を完全に考慮に入れた同情的な正義感と分別によって運営されることを示している。しかし、扶助の適用範囲は、当初から狭いものであり、次第に縮小されていくものである」(Beveridge 1942, 邦訳 15頁)。

この引用によれば、公的扶助は「次第に縮小されていくもの」として考えられている。その根拠は、小峯(2007)が指摘するように、ベヴァリッジとケインズは共通する「心性」を醸成させ、同じ世界観を共有したという事実によるものである。すなわち、ベヴァリッジの社会保障計画はケインズのマクロ経済学という前提があるのである。小峯によれば、先に述べたベヴァリッジとケインズの共通の「心性」とは、「統制経済の必要性和戦後計画たる社会保障及び完全雇用の政策構築」(小峯 2007, 332頁)である。

ケインズの経済政策とベヴァリッジの社会保障計画が補完関係にあることは、多くの論者によって指摘されており、各々の思想の連関に関する理解は、現在ではほぼ通説となっている。例えば、橋木俊詔も「政府の役割が重要であると考えたケインズの経済思想が、『ベ

ヴァリッジ報告』の精神的支柱になっている」(橘木 2013, 233 頁)と指摘している。

総じて、20 世紀の中心的な福祉国家論を論じる際には、このケインズ・ベヴァリッジ型福祉国家は重要な前提となる。21 世紀における「新しい貧困」や 21 世紀型福祉国家論について議論する際には、ここから出発せねばならない。先進資本主義諸国では、市場に対する政府介入の差こそあったが、戦後、ケインズ主義的福祉国家は共通のものとなっていた(新川・井戸・宮本・眞柄 2004, 33 頁)(大沢 2011, 8 頁)。

本論文の目的に照らして、ここで問題となるのは、ケインズ・ベヴァリッジ型福祉国家の一定程度の成熟した社会における社会規範と、タウンゼントの貧困概念の提示との関係はいかなるものであったのだろうかということである。

前節でも述べたように、タウンゼントの貧困概念は通常の「生活様式」から排除された状態のことである。ここで重要なのは、「通常」の「生活様式」がいかなるものとして考えられていたかということである。

この通常の「生活様式」からの排除がどのように指標化されるのかということについては、「剥奪指標 deprivation index」がある。この「剥奪指標」は、「過去 4 週間に、食事や軽食のために、親戚や友人を家庭に招かなかつたもの」「1 週間のうち 4 日間、新鮮な肉を食べなかつたもの(外食も含めて)」など、その社会において当然の「生活様式」に含まれるものを具体的にリスト化したものである(Townsend 1979)⁽³⁾。

このタウンゼントの貧困概念や「剥奪指標」に内在する際立った特徴は、「通常」の「生活様式」が想定されるという確信である。この確信がなければ「通常的生活様式」という概念は成立しがたいものとなる。

タウンゼントの貧困概念は、この確信によって支えられているが、そのような確信の根拠となっているのが、ケインズ・ベヴァリッジ型福祉国家における完全雇用の目標とこの目標が現実的にその射程内に入っていることを実感させるような相対的な失業率の低さによって醸成された社会規範であった。

ケインズ・ベヴァリッジ型福祉国家においては、完全雇用(あるいは相対的に低い失業率)が維持されることによって、一般的に、労働を望めば雇用にありつくことができ、その雇用が「通常的生活様式」を担保するものとなっていたのである。また、不況時における一時的な失業は、社会保険によってカバーされ、公的扶助は基本的に稼働能力のない人びとをカバーすることが定石となっていたのである。

1950~70 年代のイギリスにおける失業率をみると、1950~59 年が 1.7%、1960~64 年が 1.9%、1965~69 年が 2.1%、1970~74 年が 2.5%であった(藤本 2000, 116 頁)。このような状況のなか、ラウントリーは 1950 年に貧困調査を行っており、その結果として、貧困世帯の割合が 4.6%に減少していることから、一般的に貧困問題は解体したと目されるようになった。後にこの見解は批判にさらされることになるが、そうした批判が噴出するのは 1960 年代に入ってからだとされている(藤本 2000, 114 頁)。本論文の論述との関係で重要なのは、このラウントリーによる調査において、貧困の原因とされるものが、老齢 68.1%、疾病 21.3%、低賃金 1.1%となっており、失業はその主要な原因ではなくなっていたということである。

ここで重要なことは、完全雇用の達成と社会保障計画の充実によって、社会的に容認できない困窮が、政治的概念としてより確たるものとして顕在化したということである。ケ

インズ・ベヴァリッジによって形成されたイギリスの諸政策は、その当時のイギリス社会において容認できない困窮という社会規範が反映されているものである。同時に社会政策の充実によってこの社会規範は強化されていった。タウンゼントの提示した貧困理論は、タウンゼント自身の思い付きではなく、この社会規範の変化を敏感に察知し、見事に整理したものであった。

具体的に、どのような点をタウンゼントは社会規範の変化として見出したのであろうか。タウンゼントは、ベヴァリッジによって立案された社会保障制度における給付水準が、ラウントリーなどの貧困基準を物価水準や賃金水準の上昇にともなって多少の引き上げを行った程度であり、給付水準に新しい理論的基礎を与えようとする試みは全く行われていないということを描している(Townsend 1979, p32, 邦訳 20 頁)。タウンゼントの「relative deprivation」が提示された論文が所収されている論文集の「編著者序言」において D.ウェッダーバーンが指摘するように、「貧困に関する以前の基準は、もはや現代社会には適切でない」(Wedderburn 1973, 邦訳 1 頁)と考えられるようになっていたのである。

タウンゼントも同様に、ベヴァリッジの社会保障制度の給付水準に対して、それが 1970 年代にはすでに受け入れられるものではなくなっていると考えたのである。そして、タウンゼントは最低限度の生活の水準として、その社会における「メンバーシップ」を果たすために、通常の「生活様式」に必要な消費生活における最低限を構想しようとしたのである。

ただし、タウンゼントにおいては特定の一点を境に貧困と非貧困が区別されるのではないことには注意すべきである。タウンゼントは、ある一点を境に deprivation が激化するという「閾値 threshold」の存在を明らかにしようとしたのである。そして、この閾値は所得と関係付けられての証明が試みられている。

ここで視点を変えて、ラウントリーの貧困概念を通してタウンゼントの貧困概念をみてみよう。ラウントリーの絶対的貧困概念から考えると、タウンゼントの相対的貧困概念は「肉体的能率」の維持を含むだけでなく、それ以上のものが含まれている。それは、当該社会で通常の「生活様式」に含まれるもので、「肉体的能率」の維持にとってのみ有用なもの以外の財・サービスなどのことである。ラウントリーの絶対的貧困概念からみれば、そのような財・サービスの欠如は貧困の範疇に入らないものであった。

しかし、1950 年代以降、イギリスやアメリカでは政治家や学界からそのような楽観主義が問題視され始め、1960 年代初期から貧困に関する文献が急増した(Wedderburn 1973, 邦訳 2 頁)。つまり、貧困が新しい形態をまとって社会問題化したのである。ラウントリーの貧困概念から考えれば、タウンゼントが貧困概念に付加した要素は、貧困ではなく単なる困窮あるいは生活基盤の脆弱性・不安定性であった。このことは、ラウントリーの貧困概念では新たに社会問題化している困窮の問題を説明することはできなくなっていたことを示している。既に述べたように、タウンゼントは既存の社会保障制度における給付水準に新しい理論的基礎を与えようとしたのである。

タウンゼントによれば、既存の給付水準では、「肉体的能率」の維持は可能であるかもしれないが、その社会における「メンバーシップ」を果たすことまでは不可能であるとされる。タウンゼントの貧困理論において、その社会における「メンバーシップ」を果たすこととは、家族や個人がその社会から期待される慣習に従ったり、社会的諸活動に参加する

ということである。この「メンバーシップ」概念は、タウンゼントの貧困理論を特徴づけるものの1つであることはここで強調しておきたい。

また、この「メンバーシップ」概念は、(主に男性の)労働を通じた「社会参加」から説明されるものである。イギリスにおいて労働を通じた「社会参加」が重要視されていたということは、稼働可能な人びとに対する所得保障は非難的となっていたことから理解できるものである。稼働不能な心身障害者や虚弱高齢者などに対する対人社会サービスは急速に増加したが、先の非難と対人社会サービス増加の時期は同じ1970年代からであると言われている(武川・塩野谷編 1999, 36)。つまり、完全雇用が現実的であった社会状況下では、一時的な短期的失業はあり得るとしても、稼働可能である人びとの扶助受給は容認できないということが一般的な社会規範の一つであったということは指摘しておきたい。

ここで説明した社会規範は、先にも述べたようにタウンゼントに関しても例外なくあてはまるものである。このことは、「relative deprivation」の概念説明において、タウンゼントにおける「社会参加」概念が単なる社会的活動への参加として議論されているのではないということにつながる。

タウンゼントの「社会参加」概念は、簡潔に述べると、その社会の「メンバーシップ」を果たすという意味で用いられるものである。すなわち、男性の「社会参加」は主に雇用を通じたものであり、女性の「社会参加」は慣習によって規定されたもの(例えば、アンペイド・ワーク等)に従事することとして考えられている。つまり、市民としての「社会参加」としては考えられていなかったということである。もちろんこのことは、シチズンシップの概念が形成されていなかったということではない。

タウンゼントの貧困理論は、ベヴァリッジ体制における給付水準の低さを批判したという側面があるということは既に述べたが、ベヴァリッジが次に述べているようなその考え方の基礎となっているものについては批判していない。すなわち、ベヴァリッジ報告書において「最低でも2人の大人と1人の子どもで生活するに足る賃金を手にできない男性はほとんどいない」(Beveridge 1942, p.146)ということに表れている家族モデルとしての男性稼ぎ主型モデルの想定である。このことを踏まえて、タウンゼントによる「社会参加」概念を考える必要がある。

タウンゼントの「社会参加」概念は「メンバーシップ」概念から理解することができるが、「メンバーシップ」概念の説明にはタウンゼントによる次の一節を引用しておくのが適当であろう。「私は代替的な、そしてより客観的な概念を提示した。その概念は、`relative deprivation`に基づいており、私はこれをその社会において通常あるいは慣習上の飲食物、アメニティ、規範、サービスそして諸活動の欠如あるいは不十分性として考えている。一般的に社会のメンバーシップ membership of society に定められる生活の諸条件を欠いているということなのである。もし、人びとが生活の諸条件と社会のメンバーシップを満たすための諸条件を入手するための資源 resources へのアクセスを欠いているあるいは否定されている場合、その人びとは貧困である」(Townsend 1979, p.915)。

この引用から、タウンゼントにおける「社会参加」とは「メンバーシップ」を果たすことであり、その社会において通常あるいは慣習上の社会活動への参加を指すものであることが理解できる。このタウンゼントの貧困理論は、消費生活に焦点化されており、消費生活から排除されていなければ必ずしも市民として「社会参加」(「自立」といってもよい)

していなくてもそれは貧困であるとみなされているわけではない。

最後に、タウンゼントの貧困概念と社会状況との関係について議論を整理しておきたい。まず、タウンゼントの貧困概念が、所得を含む財・サービスに注目し、その最低限(閾値)を割り込むという状態を指しているとき、それは完全雇用の達成可能性という社会状況と関係付けて考えねばならないということは強調しておきたい。つまり、完全雇用という前提のもとでは、失業は一時的な異常事態であり、その一時的な異常事態における生活を最低限保障するとともに、再度の正常な状態へと回復することが可能であるような水準を要求するのがタウンゼントの貧困理論である。タウンゼント自身が述べているように、ベヴァリッジによる社会保障における給付水準は、ラウントリーの貧困概念に基づく貧困基準とあまり変わらないために、労働を通じた社会への参加ができないのであり、これをタウンゼントは批判したのである。

ベヴァリッジは、完全雇用達成を見込み、社会保険が社会保障の主たる柱となり、公的扶助は補助的なものとなると考えていた。実際の失業率の低さもあり、稼働層においては、最低限度の生活を保障すれば、異常状態である失業から速やかに離脱し、就労するものであるというプロセスはある種の事実として受け取られていた。これに対して、タウンゼントは、この最低生活保障の基準が低いために、再度の「社会参加」が困難となってしまうという現状を鋭敏に察知し、新たな貧困の定義として「relative deprivation」を提示したのである。

本論文では、タウンゼントの貧困概念は「メンバーシップ」に基づく「社会参加」が強調されている一方で、社会的排除概念は「シチズンシップ」に基づく「社会参加」が議論されているということを主張したい。岩田正美(2008)、リスター(Lister 2004)は、タウンゼントの貧困概念にも「社会参加」概念はあったと指摘するが、各々の「社会参加」概念を基礎付ける論理が異なることを看過している。

そして、1980年以降に顕在化した新しい貧困問題には、消費生活の保障が必ずしも「社会参加」に直結するわけではないということが本質的に重要な課題として横たわっている。この重要な課題に対して、タウンゼントの貧困概念では対応できない。次章以降、この点について説明していくこととなる。

これまでの論述を通して、結論できることを整理しておこう。大きく分けて3つある。第1に、貧困概念は拡張しているということである。このことは、ラウントリーからタウンゼントの貧困概念の変遷の歴史としてみてきた。

そして第2に、貧困概念拡張の契機は新しい形態をまとった困窮にかかわる社会問題の背景にある社会規範の変化である。社会状況の変化によって、社会規範が変化し既存の貧困概念では捉えられない困窮や脆弱性・不安定性の問題が社会化することで、新しい貧困の定義が要請されるのである。

第3に、タウンゼントの貧困概念の意義は「社会参加」概念を貧困概念に付加したことである。そして、タウンゼントの貧困理論において「社会参加」とされるものは、無前提に論じられるものではなく、「メンバーシップ」に基づくものである。

次に、現在の「新しい貧困」と呼ばれる貧困問題について分析したい。

3 タウンゼントの貧困概念では捉えられない「新しい貧困」

先進資本主義諸国において、1970年代に萌芽的に、そして1980年代に顕在化した新しい社会問題を確認することができる。それは、従来の景気循環にともなう失業の発生だけでなく、様々な原因によって失業率が悪化するということである。

ケインズ・ベヴァリッジ型福祉国家においては、失業は主に不況時の一時的産物であると考えられ、国民経済が好転すれば再度完全雇用が達成可能であるとされてきた。しかし、実際はそのようにならなかった。また、失業は従来の短期的・一時的なものだけでなく、長期的失業が顕在化し始めたのである。また、失業の長期化、非典型雇用などの雇用形態の多様化によって、典型雇用と一時的失業を想定した社会保障から排除されてしまう人びとが増加した。このような社会問題は、「新しい貧困」と呼ばれることとなった。

岩田は、「新しい貧困」について次のように説明している。「1980年代の欧米では、これまでの貧困とはたいぶ様相の異なる新しい貧困の『再発見』に注目が集まっていた。それは従来の労働者家族や高齢者の貧困というよりは、学校を出たばかりの、あるいはそこから落ちこぼれた若年単身者の長期失業、ファストフードや家事サービス、警備、娯楽サービスなどの新しい産業に不安定な待遇で従事する女性や母子家庭、移民層などの貧困の『再発見』である」（岩田 2007, 21 頁）。また、このような「新しい貧困」が生じた背景については次のように説明している。「こうした新しい貧困の出現は、80年代以降明確になったポスト工業社会とかグローバリゼーションといわれる新しい社会経済体制への移行の過程で顕著になったといわれている」（岩田 2007, 22 頁）。

岩田による説明のように、「新しい貧困」は、いくつかの要因が錯綜して形成されているものである。この発生の要因とその仕組みを全て説明することはここでの重要な課題ではないため⁴⁾、これ以上立ち入ることはしないが、本論文では「新しい貧困」の発生の原因の一つは、特に完全雇用が最早達成不可能であるということに端を発していると考えている。そして、ここに社会規範の変化の契機があると考えている。

完全雇用の達成不可能性の指摘から貧困や福祉国家について理論展開している先行研究は多く、例えば、A.ギデンズ(Giddens 1998), A.B.アトキンソン(Atkinson 1998), Z.バウマン(Bauman 1998), D.ドマジエール(Demazière 1995), A.ゴルツ(Gorz 1988), P.ロザンヴァロン(Rosanvallon 1995), U.ベック(Beck 1986)など多くの論者をあげることができる。本論文でも、これらの論者の見解を参照しながら理論展開していくことにしたい。

先にも述べたが、1980年代以降、失業は従来の短期的・一時的なものだけでなく、長期的なものが顕在化し始めた。武川正吾によれば、それは程度の差と時期的なズレはあるが、多くの先進資本主義諸国で共通しており、それは国家間での資本の移動が相対的に制限されていたことで、市場への国家による介入・裁量の余地の大きかったが、経済のグローバル化にそれらの諸国家がさらされることによって、1980年代以降、特に1990年代には自国の社会政策に対する裁量が相対的に縮小してしまったこと等が原因の一つとしてあげられるとされる(武川 2001 ; 2007)。

失業率に関して、労働力の3%は技術革新と労働流動性の当然の結果としていかなる時にも常に失業するものであることはベヴァリッジの1944年の *Full Employment in a Full Society* に記されている(Beveridge 1944, pp.125-9)。だが、1980年以降の失業率は3%を大きく超えて推移した。労働政策研究・研修機構による「国際労働比較」(労働政策研究・研修機構 2012)にはOECD諸国の失業率の推移が掲載されている。これによれば、1990

年の調整失業率^⑤は、イギリス 6.9%、フランス 8.4%、アメリカ 5.6%など高い失業率となっている。イギリスに関しては、1995年 8.5%、2000年 5.4%、2005年 4.8%、2010年 7.8%となっている。フランスに関しては、1995年 11.0%、2000年 9.0%、2005年 9.3%、2010年 9.8%となっている。また、各国公表値(各国で失業の定義が異なる)としての失業率は、イギリスでは、1995年 8.7%、2000年 5.5%、2005年 4.8%、2010年 7.9%であった。フランスでは、1995年 11.2%、2000年 9.1%、2005年 9.3%、2010年 9.8%であった。

長期失業者の割合にも注目すべきである。長期失業者のうち、6か月以上1年未満である割合は、イギリスでは、1995年 17.2%、2000年 15.2%、2005年 15.9%、2010年 19.9%であった。フランスでは、1995年 19.3%、2000年 16.8%、2005年 18.6%、2010年 19.7%であった。1年以上の割合は、イギリスでは、1995年 43.6%、2000年 28.0%、2005年 21.0%、2010年 32.6%であった。フランスでは、1995年 40.2%、2000年 39.6%、2005年 41.1%、2010年 40.1%であった。他の先進資本主義諸国においても、各年で多少の増減はあるとしても、高水準のまま推移している。

このような事態によって生じた諸問題のなかで、貧困にかかわるものとして挙げられるのは、先にも述べたように、長期失業者の顕在化とともに、社会保障制度の中心的役割を担っていた社会保険によって包摂できない人びとが看過できないほどに増加したということである。社会保険によって包摂できない人びととは、長期失業者やフルタイムの正規労働者ではない非典型労働に従事している人びとのことである。ベヴァリッジによる社会保険制度は、前節でも論じたように、完全雇用を見込んで設計されたものであるため、長期失業者や非典型雇用従事者または半失業状態にある人びとなどは基本的に想定されていないのである。

ベヴァリッジによる当初の想定、つまり、公的扶助は次第に縮減し、社会保険が主たる柱となるという想定は逆の結果を生じている。ベヴァリッジの社会保障計画の前提となる労働市場と現在の労働市場の違いから生じる社会保険によって包摂されない人びとの問題は、特にアトキンソン(Atkinson 1995)が詳細に分析しているのでそちらを参照されたい。

貧困にかかわる新しい社会問題とは、完全雇用の達成不可能性を前提に、失業率の高まりと長期失業者の顕在化、そしてこれに伴う社会保険にカバーされないことによる困窮と生活の不安定性に関するものである。完全雇用が達成不可能であることと、人びとが既存の性的役割から大きく解放されたことによって、従来のような消費生活に焦点化した保障だけでは、必ずしも諸個人の「社会参加」の可能性と直結しなくなっている。そして、この「社会参加」の欠如・不十分性は、経済生活の困難や不安定性と結びついているのである。従来のような消費生活の保障が諸個人の「社会参加」と直結しなくなっているということは、さらなる根深い問題を惹起する。

惹起される問題とは、稼働可能な人びとの権利と義務の関係に関するものである。タウンゼントの貧困理論の背景となっている社会状況から考えられる権利と義務の関係は、就労時における強制的な社会保険料拠出(義務)と社会保険による給付(権利)であった。完全雇用が現実的である場合には、この権利と義務の関係はあまり意識されないものである。したがって、タウンゼントが貧困理論を構築する際にも同様に、権利と義務の関係が議論の焦点として詳細に論じられることはなかったし、その必要もなかった。

このことは、シチズンシップ論の代表的論者である T.H.マーシャルの次の記述からも理

解することが出来る。「労働に対する個人の義務感覚を、シチズンシップという地位身分に付随するような新しい形態において再生させるのは決して容易なことではない。職務を持ち、それをつづけるというのは最も重要な義務とは言えないのであって——なぜなら、そうしたことは完全雇用という条件のもとでは容易に達成できるからである——、職務に打ち込み、勤勉に働くことこそ必須の義務となっている、という事実をもってしても、労働の義務感覚を再生させるのは困難である」(Marshall 1992, p.46, 邦訳 102 頁)。

新しい貧困問題の難しさは、社会保険に包摂されず、公的扶助の対象とならざるを得ない稼働可能な人びとに対して突き付けられる権利と義務の関係にかんする問題からも生じているのである。この問題は、第 2 章において改めて論じることになる。

論点を整理しておこう。本節で示しておきたい重要な論点の一つは、タウンゼントの貧困概念では対応できない「新しい貧困」の要素に関するものである。それは、「社会参加」のための十分性に関する議論と関係している。この「社会参加」のための十分性の欠如は、社会的排除という新たな概念からの理解が試みられている。そして、その「社会参加」のための十分性は、シチズンシップ論から議論されるべきものである。「メンバーシップ」概念に基づく「社会参加」は、消費生活の保障によって成立する可能性があるが(社会状況が変化した現在ではそれも厳しい)、シチズンシップに基づく「社会参加」はモノの給付だけでなく権利の実現という側面からも考えられる必要があるのである。つまり、「新しい貧困」に付加された新しい要素とは権利の十分性に関するものである。

かつてタウンゼントがラウントリーを批判し、代替する貧困理論を提示したとき、その貧困理論の提示によって理解しようとした貧困は、ラウントリーの貧困理論からみれば生活上の困窮や生活の不安定性にすぎないものであった。しかし、それが相対的貧困理論に含まれるものとして確立したのは、そのような生活上の困窮や不安定性がその当時の社会によって容認できないものとして捉えられるようになっていたからである。

現在の「新しい貧困」と呼ばれる問題が生み出されたのは、現在の社会において容認できない困窮として新しい要素が導入された結果である。また、ヨーロッパ社会で社会的排除概念が多用されるようになったのは、シチズンシップに基づく「社会参加」の不十分性・欠如が容認できない困窮であるとして考えられるようになったからである。

新たな問題が社会化されているなかで、求められていることは、新たな貧困理論の提示であり、新たな貧困理論を示すことでどのような要素がそこに付加されたのかということを示し、その意義を明らかにすることである。

もちろん、タウンゼントの貧困理論を否定しすることは適切でない。本論文で提示する新しい貧困理論は、ある側面からみればタウンゼントの貧困理論の連続性の上に立つものである。具体的には、タウンゼントが貧困理論に「社会参加」概念を付加したこと、この点を新しい貧困理論は引き継いでいる。

だが、注意せねばならないのはタウンゼントにおける「社会参加」概念は、無規定なものとして論じられるものではなく、「メンバーシップ」に基づく「社会参加」であるということである。また、これに対して、現在の貧困理論における「社会参加」は「シチズンシップ」に基づくものである。この「シチズンシップ」に基づく「社会参加」概念を含む新しい貧困理論こそが社会的排除理論である。

4 「新しい貧困」に対応する社会的排除理論

本章最終節となる本節では、「新しい貧困」に対する貧困理論として社会的排除理論を提示する。

この新しい貧困理論は、完全雇用の達成不可能性を前提としつつ、シチズンシップに基づく「社会参加」の欠如を問題とするものである。問題の焦点はメンバーシップに基づく「社会参加」の不十分性・欠如だけでなく、自立した市民として「自己決定」が不可能であるという意味での権利・自由の不十分性・欠如、すなわちシチズンシップに基づく「社会参加」の不十分性・欠如の問題に移ってきているのである。

1980年代以降、失業率の高まりや長期失業の顕在化などにより、「新しい貧困」が社会問題化し、産出されたのが社会的排除概念である。社会的排除概念の生起は、「新しい貧困」という否定的現実の生起を契機として、社会において容認できない困窮の指示する内容が変化したことを示しており、新たな共同性の概念が生じたことを示している。

社会的排除概念に関する本論文のこのような見解に対して、全く異なる見解を主張する研究者もいる。例えば、EU各国において、貧困対策として所得保障制度や税制による所得再分配の充実を政治課題に挙げることが困難となり、「貧困」の言葉をさけて生活困窮の問題を政策課題にするうえで、社会的排除という言葉は有効であったという指摘などがそうである(深井 2008, 1頁)(Bahlla and Lapeyre 1999, 邦訳 19頁)。

だが、このような理解は一面的である。「新しい貧困」が社会問題化するなか、これへの対応は最早従来の政策対応では不十分となったが、その不十分である部分が社会的排除という言葉に集約され、これが喫緊の政治課題となったために社会的排除概念は多用されたのである。

また、本論文は、D.バーンのような「排除は何よりも階級の問題である」(Byrne 1999, 邦訳 335頁)という立場とも異なっている。排除が階級の問題であることを強調したうえで、バーンは次のように述べている。「ジェンダーや民族そして性的なアイデンティティ、さらにはシチズンシップの社会的地位は重要な問題であるが、根本的な問題は柔軟な資本主義の階級構造であり、この階級の構造と向き合いながらどのようにしたら階級的なアイデンティティを形成できるかということである」(Byrne 1999, 邦訳 335頁)。

バーンが指摘するように、階級的アイデンティティの問題は確かに重要であるが、社会的排除はシチズンシップの問題が主軸である。本論文は排除が階級問題を孕んでいることを全面的に否認するものではないが、先にも述べたように、社会的排除概念の新しさはシチズンシップの権利の欠如・不十分性から貧困を定義するというところにある。

シチズンシップ論についてはT.H.マーシャルの理論が一般的に参照されるが、彼によれば「共同社会の完全なる成員資格と結びついた、ある種の基本的な人間の平等というものが存在し、それは経済的不平等の上部構造と両立しないわけではない」(Marshall 1992, p.45, 邦訳 98-9)とされる。これは「社会的階級 social class」とシチズンシップの諸権利を通じた平等化は両立可能であることを示している。本論文でも、この見解を支持しつつ論理展開するものである。

このことを踏まえて、本論文の打ち出している見解は以下のように説明できる。タウンゼントの貧困概念の意義は、ある社会における「メンバーシップ」を果たすために必要な財・サービスの最低限を議論したことであり、「メンバーシップ」概念に基づく「社会参加」

概念を貧困概念に付加したことである。社会的排除概念は、「社会参加」概念を引き継ぎながらも、これを「メンバーシップ」概念からではなくシチズンシップ論から議論するものである。市民として自立するということは、市民として「自己決定」できるということであり、「自己決定」できるということ、市民としての「自由」の範囲が実質的なものとして選択可能となっているということである。市民としての「自由」の範囲が選択可能なものとしてあるとき、それは市民としての権利が形式的なものとしてではなく、実質的なものとして保障されているということである。

次章では、このような見解の妥当性を確認するために、社会的排除がヨーロッパ社会において具体的にどのように取り扱われているかについて検討する。排除に対する闘いは具体的に社会的包摂と呼ばれる社会政策において展開されている。社会的排除概念がいかなるものとして捉えられているかについては、これらの包摂戦略を分析することで明らかにすることができる。そこで、第2章ではイギリスとフランスの具体的な社会的包摂戦略の分析を試みることにする。

注

- (1) 「社会権力」というのは、高田(1985 : 2002)において用いられている造語である。高田によれば、「社会権力」とは「国家権力とは区別された、市民社会内でのさまざまな権力をさす」(高田 2002, 137)と説明される。
- (2) タウンゼントの *relative deprivation* という言葉が登場する論文は、1974年のD.ウェッターバーン編著の論文集に所収されているものであり、これは1977年に高山武志によって翻訳されている。このタウンゼントの論文は、1979年に刊行される大著 *Poverty in the United Kingdom* の第1章にも収められている。したがって、本論文ではタウンゼントの主要文献としては1979年のものを使用し、その第1章に限り翻訳された論文を参照した。
- (3) 当初、このリストの各項目はタウンゼント自身によって選択されていたが、そこに恣意性が入り込み客観性を損なっているという批判から、後に各項目について必要度が高いと判断されるものを調査し、それを「社会的必需項目」としてリスト化するようになっていった。例えば、恣意性の排除という視点から、J.マックとS.ランズレー(Mack & Lansley 1985)はリスト化の段階での予備調査として、最低限の生活を送るにはどのようなものが必要かということを一般大衆に問うている。マックとランズレーによる「剥奪指標」の洗練化は、Townsend自身にも影響を与えた(柴田 1997)。
- (4) 「新しい貧困」の原因については、改めて検討すべき重要な課題であるので別稿に譲るが、先行研究においては以下のような見解が提出されている。本論文では、これら先行研究を提示しておくに止めておきたい。例えば、A.バラとF.ラペールは次のように述べている。「1980年代に登場した新しい社会的懸案問題は、かつて社会にうまく統合されていた諸個人の剥奪にかかわるものであった。不安定さは、かつて確実な仕事に就き、良好な社会的ネットワークを享受していた労働市場の成員(労働者)に影響を与えた。したがって、新しい貧困問題はマージナルな人びと(障害者もしくは社会規範から排除された人びと)にかかわるものではなくて、不安定な仕事と長期失業、家族や家族外の社会的ネットワークの弱体化、そして社会的地位の喪失といった多次元の諸問題に苦しん

でいるますます多くの人びとにかかわるものであった」(Bhalla and Lapeyre 1999, 邦訳 4 頁)。ここでは、「新しい貧困」が社会経済的構造の変化と関係していることが述べられている。同様の見解は、中村健吾(2007), D. ドマジエール(Demaziere 1995), A.B. アトキンソン(Atkinson 1995 : 1998)などにおいても示されている。これらのいずれの見解においても、失業率の悪化と不安定な雇用による社会保障からの排除などが指摘されている。

- (5) ILO ガイドラインに基づくもので、失業者は生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動(自営開業のための準備等を含む)を積極的に行った者と定義される。失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で産出されたものである。

第2章 社会的排除概念について

1 社会的排除とは

本章の目的は、社会的包摂戦略の分析を通して社会的排除概念の特徴について明らかにすることである。本論文第1章では、社会的排除概念を特徴づけるものとしてシチズンシップに基づく「社会参加」概念を提示したが、これが具体的にどのようなものとして考えられているかについて分析することが本章の主たる関心である。社会的排除論に基づく社会政策が新しい貧困への対応として、消費生活の不十分性・欠如に限定されないものとして展開されており、この点に社会的排除概念の意義を見出したい。

本節では、導入として、社会的排除という概念の誕生について触れ、その後、EUにおいて一般化された定義(EUの定義)と、いくつかの特徴について紹介する。

まず、社会的排除概念の誕生について説明しておこう。「社会的排除 social exclusion」という言葉を使用した先駆者とされるのはR.ルノワールであり、『Les Exclutés: un Français dix』(Lenoir 1974)においてであるとされる。その著書では「排除」という言葉はほとんど使用されておらず、概して「社会的適性の欠如」という言葉に置き換えられている。このとき、社会的に排除されている人びととして考えられていたのは、精神障害者または身体障害者、自殺願望を持つ人びと、高齢者や病人、麻薬乱用者、非行に走る者、社会に溶け込めない人びとであった(Bahlla and Lapeyre 1999, 邦訳3頁)。

このように、「社会的排除」という言葉は、はじめは限定的な意味しか持たなかったが、70年代末から80年代にかけて大きく変容していく。この時期における社会的排除という言葉の持つ意味の変化は、社会状況の変化による社会規範の変化として考えられるものである。ここで述べている社会規範の変化とは、本論文第1章に説明したように容認できない困窮に対する人びとの認識の変化のことを指している。

(1)EUにおける社会的排除の定義

1980年代以降、社会的排除概念は限定的な意味から解放され、EUにおいて一般化した。

1992年の欧州委員会の社会的排除の定義は以下のように示されている。「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。・・・社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである」(European Commission 1992)⁽¹⁾。

ここでは、社会的排除概念が従来の貧困概念よりも広い意味で用いられていることが明言されている。この引用文中に示されている、社会的排除概念によって付加されている新たな視点は、「権利」の視点である。引用文中では「権利から個人や集団が排除」されることなどが容認できないものとして指示されているが、これは従来の貧困概念において容認

できない困窮として考えられていたものよりもさらなる広がりを示すものとなっている。また、ここでは「社会参加」の欠如も容認できないものの一つとしてあげられているが、それはタウンゼントが述べているような、その社会における慣習によって期待される役割を果たすという意味での「メンバーシップ」概念に基づくものではない。

次に、1993年の欧州委員会の社会的排除概念の定義について示す。「社会的排除は、現代社会で普通に行われている交換や実践、諸権利から排除されている人々を生み出すような複合的で変動する諸要素に用いられている。貧困は最も明白な要素の一つであるが、社会的排除はまた、住宅、教育、健康、そしてサービスへのアクセスの権利の不適切性をも意味する。それは個人や集団、とくに都市や地方で、場合によっては差別され、隔離されやすい人々へ不利な影響を及ぼす。そしてそれは社会基盤(インフラ)の脆弱さと、二重構造社会をはじめから定着させてしまうようなリスクと強く関わっている。委員会は、社会的排除を宿命的なものとして受け入れることには断固反対する。そして、すべてのEU市民が人間の尊厳を尊重される権利を有していることを信じている」(European Commission 1993)。

ここでも「権利」に関する言及がなされていることを指摘しておきたい。さらに、この「権利」は「市民」としての「権利」であり、その「市民」は特定の家族共同体の役割を担っている男性や女性などの属性が前提されているものではなく、また家族や企業などを前提とした組織の成員としてでもなく、「個人」として考えられている。ここからもヨーロッパ社会において容認できない困窮とは、タウンゼント的貧困概念に基づくものではなくなってきたことが理解できる。

このように、ヨーロッパ社会において解決すべき社会的排除とされるものは、個人の権利の欠如・不十分性であり、自立した市民として自己自身の権利に基づいた選択ができない状態、すなわち「自己決定」の不可能性として考えられていると理解することができる。この「自己決定」の概念は本論文第1章でも用いたものだが、重要な概念であるので、後に改めて詳述することにする。

また、次のことは指摘しておきたい。それは、現実の社会的排除との闘いは、単に社会的権利だけに注目してこれを拡充させるだけの試みではないということである。社会的排除に対する闘いは、1997年10月にはアムステルダム条約において、EUの主要な目標の一つとしてEC条約のなかに挿入されたが、そのなかで、136条「高水準の雇用の継続と社会的排除の撲滅のための人的資源の開発」、137条「労働市場から排除された人びとを労働市場へ統合する」の2つが具体的な目標として明記されていることから、それが単なる社会的権利の拡大として打ち出されているわけではないことが確認できる。

さらに同年11月、ルクセンブルク特別欧州理事会において、「欧州雇用戦略」の採択と、雇用政策のためのガイドラインに沿った年次報告「雇用のためのナショナル・アクション・プラン」策定が義務付けられたこと、また、2000年12月に開かれたニース欧州理事会において、社会的排除との闘いはEUの6つの社会的目標のうちの一つとなったことなどからもこれを確認することができる。

これらにみるように、EUの社会的排除との闘いには、単に社会的権利の拡大として位置付けられているわけではない。社会的排除との闘いの具体的目標に表現されているように、また社会的包摂戦略がワークフェアとして具体的に展開されているように、労働を通じた

包摂が中心的な戦略として打ち出されているのである。このことを見落とすべきではない。

(2)社会的排除概念の特徴

次に、政治的文脈における社会的排除概念の特徴だけではなく、貧困研究の諸文献において社会的排除概念のどのような特徴が注目されているかについて概観しておきたい。

多くの論者によって議論されている社会的排除概念の特徴として共通しているものは、①経済的な次元を含んだ多次元性、②状態ではなく過程に着目すること、③権利や制度を人びとが享受できなくなる状況、④政治的指向性を持つことなどがあげられる (Atkinson 1998) (Bahalla and Lapeyre 1999)(Lister 2004)(中村 2007)(阿部 2007)(福原 2007)。

ここにあげられている特徴は、①④はタウンゼントの *relative deprivation* にも当てはまるものなので、必ずしも社会的排除概念を特徴づけるものであるとはいえない。

これに対して、自立した市民のための権利の視点は、社会的排除概念を最もよく特徴づけるものである。つまり、③権利の側面から個人の「社会参加」を論じることが特に注目すべき特徴なのである。②についても社会的排除概念をよく特徴づけるものの一つであるが、これはリスター(Lister 2004)が指摘するように従来の貧困概念に基づく貧困調査においても、近年、貧困のプロセスに注目するようになってきており、従来の貧困概念から排除概念を画す決定的に際立った特徴とはいえない⁽²⁾。

社会的排除概念はこれを論じる各々の論者によって共通の特徴が注目されながら、どのような特徴に注目するか、そしてそれをどのような文脈で理解するかによって、多様な論理展開がなされている。多様な論理展開がなされているために、その概念に対する評価は分かれている。特に貧困理論における排除概念の位置付け、すなわち排除概念は新しい貧困概念となるものなのか、それとも従来の貧困概念にとって代わるものではなく補完するものなのかについては、上述した4つの特徴についてどのような分析をするのかで異なってくる。

例えば、本論文では社会的排除概念は新しい貧困概念であると考えられるものであるが、それは現在の社会状況の変化に対して、タウンゼントの「メンバーシップ」概念に基づいた「社会参加」の欠如・不十分性の視点からだけでは対応できないからである。現在の社会状況と社会規範はシチズンシップに基づく「社会参加」を重要視しているのである。ヨーロッパ社会における定義をみても明らかなように社会的排除概念は、シチズンシップに基づく「社会参加」の欠如・不十分性という視点を含んでいる。

一方、社会的排除概念に一定の意義を認めながら、それは従来の貧困概念に代わるものではないという主張をする研究者もいる。例えば、岩田正美(2008)、リスター(Lister 2004)などがそうである。リスターは社会的排除について、次のように述べている。「私の主張は、貧困と不平等のカモフラージュに利用されないようにさえすれば、社会的排除は有効に理解でき、・・・貧困の諸側面に光をあてるレンズとして役に立つ、というものである。いいかえれば、これは貧困概念のひとつの見方であって、その代替物ではないということである」(Lister 2004, p.74, 邦訳 114 頁)。また、別の箇所では「これは貧困の概念に取って代わるものではなく、補完するものである」(Lister 2004, p.97, 邦訳 144 頁)と述べている。このような、貧困概念から社会的排除概念を区別して考えるというリスターの主張を、岩田は支持している⁽³⁾。

また、貧困研究会が刊行している学会誌『貧困研究』vol.1(貧困研究会 2008)に掲載されている『「貧困問題」キーワード解説』には社会的排除について次のように解説されている。すべてを引用すると長文になるため、従来の貧困概念(タウンゼント的貧困概念)との関係について解説されている部分を引用しておこう。「こうした状況(社会的排除概念が EU を超えてグローバルな概念として注目された状況—筆者)の到来は、従来の所得保障を中心としたセーフティネットの機能不全を露呈することとなり、同時にそれは『貧困』概念を刷新する必要があることをも意味していた。すなわち、伝統的な意味での『貧困』は所得を中心に置いた概念であったが、現在の貧困層の人びとはそれだけでは捉えられない多元的な不利——市場や制度、コミュニティとの関係性が断たれた無権利状態の中にあり、連鎖的な排除過程に直面していた。こうした問題の多次元とその動的なプロセスを捉え、社会保障制度の検討と不可分にある極めて政策志向的な性格をもった概念として、社会的排除が広がっていった。しかし、社会的排除概念の特徴とされる多元性や動的把握の視点は、貧困研究の領域でも検討されてきたものである。タウンゼントが示した『相対的剥奪』は、さまざまな活動・経験からの排除という含みがあるし、近年では、貧困の定義として『潜在能力(ケイパビリティ)の剥奪としての貧困』(セン)が参照されることが多い。また、たとえば『子どもの貧困』研究や『貧困の世代的再生産』研究においても、貧困の多次元性とそのダイナミックスの把握などが主要な研究課題となっている。つまり、社会的排除は、ラディカルな新しさを連関プロセスへの視点を強調した点に、そして『貧困へのオルタナティブとしてではなく、貧困の重要な側面と幅広いフレームワークを照らし出す、有用な概念的レンズ』(リスター)として、その意義がみとめられるといえよう」(貧困研究会 2008, 140 頁)。

このように、岩田、リスターだけでなく、貧困研究会の用語解説などによる見解も、貧困概念から社会的排除概念は区別されるべきであると示している。このような区別を生じさせている主な原因は、タウンゼント的貧困概念と社会的排除概念の最も異なる点、つまり「社会参加」がどのような論理に基礎付けられているのかという点について看過していることにあると思われる。

このことを踏まえて、本章では第 2 節・第 3 節において、社会的排除概念に基づく具体的な社会政策がどのように展開されているかということ进行分析し、それがシチズンシップの権利を強調していること、そしてこれが市民としての「自己決定」を可能とするような支援をするエンパワーメントを重視していることなどを明らかにしていく。ここでは、イギリスとフランスの社会政策について分析する。

イギリスとフランスの 2 国について分析するのは、次のような理由からである。イギリスとフランスは、福祉国家の成立と発展の歴史から区別することができ、社会的排除の言説が持つ意味に違いがあるとされる。H.シルヴァー(Silver 1994)と R.レヴィタス(Levitas 2005)は、その違いに注目して社会的排除の言説の違いについて論じている⁽⁴⁾⁽⁵⁾。シルヴァーとレヴィタスは、2 国を比較することで各々の国における言説の特殊性を明らかにしたが、本論文では、各々の政策に共通する特徴に注目し、社会的排除概念がどのようなものとして捉えられているかを明らかにしたい。異なる点ではなく、共通点に注目することで、社会的排除概念の取り扱いについて一般化して論じることを試みる。また、共通点に注目しながらも、フランスの社会政策は、イギリスの社会政策よりもある部分で先進性を見出す

ことができるが、この点についても明らかにしていきたい。このフランスにおける先進性は、フランスの特殊性というよりも、共通する特徴の進捗の程度に関する先進性である。本論文では各々の国家の社会政策の詳細な歴史について立ち入ることはしない。ここでの第一の目的は、各々の国家における現在の社会政策のなかに共通して見出すことができる特徴を貧困理論の視点から明らかにすることである。

あらかじめその見通しを明らかにしておけば、各々の社会政策には①税の投入、②就労者と失業者との厳格な区別の程度が減退傾向にあること、③就労概念の拡張、④給付対象の拡大などの特徴が見出される。また各々国家の社会的排除概念は、EUの社会的排除の定義に基づいて定義されているので、「権利」がキーワードとなっている。「権利」とは市民の権利を指しており、シチズンシップ論が重要な理論的支柱となっている。ここでのシチズンシップ論は、マーシャルのシチズンシップ論の伝統に立ちながら、その新たな展開を見出すことができるものである。この新たな展開を明らかにするところまでを本章の目的としたい。

各々の社会政策を分析するにあたって、次のことをことわっておきたい。それは、第2節(イギリスの社会的排除)と第3節(フランスの社会的排除)の分析は共通した目的のもとになされるものだが、分析のプロセスが異なるということである。イギリスの社会的排除への対応としての社会政策の背景には、A.ギデンズ思想があることはよく知られている。一方、フランスの社会政策の背景には特定の強力な知的指導者がいたわけではない。したがって、イギリスの分析は実際の社会政策とギデンズ思想を並行して検討し、フランスの分析は実際の社会政策(RMI, RSA)についての先行研究を参考に検討していく。

2 イギリスの社会的排除

(1)イギリスにおける社会的排除の定義

本節では、社会的排除概念に基づくイギリスの具体的な政策の分析を通して、そこから見出される特徴とシチズンシップ論の新たな展開の潜在的可能性を明らかにする。ここで、「シチズンシップ論の新たな展開の潜在的可能性」と記述するのは、社会的排除概念に基づくフランスの社会政策におけるシチズンシップ論の展開が既に潜在的可能性を超えて顕在化している一方で、イギリスの場合は、いまだ潜在的な可能性にとどまっているからである。

また本節では、イギリスの社会政策は、就労原則を強調しているものであるという見方(例えば、バーン(Byrne 1999)など)に対して、近年、就労原則が依然として強調されながら、それだけでなくシチズンシップ論の新たな段階への肯定的契機が潜在的に含まれていることを示す。

具体的な政策について検討する前に、イギリスの社会的排除概念をめぐる政治的動向について説明しておきたい。

まず、イギリスでは、ブレア労働党政権の政策目標の一つとして、1997年12月、内閣府内に「社会的排除対策室(Social Exclusion Unit)」が設置されたが、このことは注目すべき重要な政治的動向である。社会的排除対策室による社会的排除概念の定義は次のようなものである。「社会的排除は、例えば失業、低い職業能力、低所得、差別、みすぼらしい住宅、犯罪、不健康、そして家族崩壊などの複合的不利に苦しめられている人びとや地域に

生じていることがらを、簡潔に表現した言葉である」(Social Exclusion Unit 1997)。

ここでは、イギリス政府が、社会的排除対策室の対応すべき社会問題として、財・サービスの欠如の問題(特に低所得の問題)だけでなく、「能力」や健康状態などに注目して容認できない困窮の問題を捉えているということに注目すべきである。つまり、社会的排除の定義と裏腹のものとして、ここでは諸個人の「能力」などの側面の支援、すなわちエンパワメントが要請されているということが理解できるのである。

社会的排除対策室は、その後 2002 年 5 月、副首相府下に移管され、2006 年 6 月に再度内閣府の管掌となり「社会的排除タスク・フォース」と名称変更されている。

社会的排除タスク・フォースとの協力のもとにまとめられたレヴィタスらによる論考において、社会的排除概念の定義は次のように整理されている。「社会的排除は複合的で多面的なプロセスである。この過程には、経済・文化・政治それぞれの側面において、資源・権利・財とサービスが不足している、もしくは拒否されている、そして社会において大多数の人びとには開かれている通常の関係性や活動に参加することができないこと、が含意されている。そのことは、個人の生活の質や社会全体における公平性と結束に影響を与える」(Levitas et al. 2007)。

社会的排除タスク・フォースによる定義は、財・サービスの不足だけでなく、「権利」の不十分性・欠如に関する言及が含まれていることは強調しておきたい。社会的排除概念の特徴として注目されている要素は、やはりこの点にあることは疑いようのないことである。また、「社会において大多数の人びとには開かれている通常の関係性や活動に参加すること」とは、「社会参加」概念に相当するものであろう。ただし、ここで示されている「参加」への言及のみでは、タウンゼント的な意味での「メンバーシップ」に基づくものなのか、「シチズンシップ」に基づくものなのか判然としない。このことを判断するには、排除に対する闘い、つまり包摂戦略を分析する必要がある。

(2)イギリスの社会保障制度改革の背景

次に、イギリスにおける社会的排除に対する闘い、すなわち包摂戦略について検討していきたい。

イギリスの社会保障はベヴァリッジの社会保障計画(Beveridge 1942)に概ね則ったかたちで推進されてきた。第 1 章で述べたように、ベヴァリッジによる想定では、完全雇用の達成とともに社会保険制度が主たる柱となり、公的扶助は補助的な役割を演じ、次第に縮減してくものと考えられていた。しかし、長期失業の顕在化や非典型雇用の増加によって、社会保険制度によって包摂できない人びとが増加し、公的扶助の役割が拡大した。

そこでサッチャー政権では、公的扶助制度の抜本的改革が実施した。N.ファウラー大臣による 1985 年の「ファウラー改革」である。ファウラー改革については、所道彦(2013)に簡潔に説明されている。ファウラー改革では、複雑になった公的扶助制度が「所得補助 income support」、「家族クレジット Family Credit」、「社会基金 Social Fund」に再編された。

その後、1997 年に社会的排除対策室が設置されたように、1990 年代の公的扶助制度は社会的排除との関わりで論じられるようになってくる。この社会的排除との関わりで展開された社会政策は、「ポジティブ・ウェルフェア positive welfare」に基づくものであり、こ

れはギデンズ(Giddens 1998)によって提唱されている概念である。

「ポジティブ・ウェルフェア」概念は次のようなものとして主張されている。「ポジティブ・ウェルフェアは、ベヴァリッジが掲げたネガティブな項目の一つひとつを、ポジティブなものに置き換えるのである。不足を自主性に、病気を健康に、無知を(一生涯にわたる)教育に、惨めを幸福に、そして怠惰をイニシアチブに置き換えようではないか」(Giddens 1999, p.128, 邦訳 213 頁)。ここで示されている「不足 Want」「病気 Disease」「無知 Ignorance」「惨め Squalor」「怠惰 Idleness」は、ベヴァリッジ報告に示されている国家が立ち向かうべき五大悪のことである。

ベヴァリッジの五大悪に示されているように、それらのものはいずれもネガティブなものであり、国家の役割はこれらのネガティブなものへの対応として考えられている。しかし、ギデンズの提案する「ポジティブ・ウェルフェア」は、ネガティブなものにたいする対応ではなく、文字通りポジティブなものの増進を国家が担うというものである。つまり、「不足」に対応するのではなく「自主性 autonomy」を、「病気」に対応するのではなく「健康 active health」を、「無知」に対応するのではなく「教育 education」を、「惨め」に対応するのではなく「well-being」を、「怠惰」に対応するのではなく「イニシアチブ initiative」を増進することを国家の役割とするというものである。

ここから理解できることの一つとして主張したいことは、ギデンズの理論にはベヴァリッジの理論にない「自由」という要素を導入しているという点である。この「自由」という要素は抽象的な概念だが、具体的には「権利」の十分性の保障、エンパワーメントなどの政策として現れることになる。なぜ、「権利」の十分性の保障やエンパワーメントなどが「自由」と関係付けられて議論されるかについては、本論文第3章において論じることになるが、端的に述べると、「権利」の十分性を保障することは、権利を実際に使用できるという選択肢の拡大、つまり実質的な「自由」の拡大とみることができるからであり、エンパワーメントはこれを可能にするための支援として理解されるからである。

本論文は、このギデンズの提案における「ポジティブ・ウェルフェア」の内実が、諸個人の権利に基づいて各々のエンパワーメントを行っていくための理論的基礎付けの潜在的可能性を示していると理解する。この理解の妥当性は、ギデンズの社会的排除対策とシチズンシップに関する次の記述によって確認できる。すなわち、「(排除対策、つまり包摂戦略とは一筆者)市民権の尊重を意味する」ものであり、「社会の全構成員が形式的にはなく日常生活において保有する、市民としての権利・義務、政治的な権利・義務を尊重することである」(Giddens 1998, p.102, 邦訳 173-4)という記述である。ここで「市民権」と訳されているのは、citizenship を原語としている。引用文中で注目すべきなのは、市民の権利を「形式的にはなく」、つまり実質的に尊重していこうとするということが強く打ち出されているということである。

また、上のギデンズの主張の引用のなかには、市民としての「権利」だけでなく「義務」が登場するが、この点についても若干の言及をしておきたい。本論文は主にシチズンシップの権利に注目するものだが、シチズンシップとは福士正博(2009)が述べるように、権利と義務のバランスの上で構成されるものであり、この点について看過するわけにはいかないからである。本論文第1章においても、これへの言及は宣言しておいた。

シチズンシップの権利と義務は、「権利は必ず責任を伴う no rights without

responsibilities」(Giddens 1998, p.65, 邦訳 116 頁)とギデنزが述べていることから、しばしば義務の強調(特に就労義務の強調)として受け取られることがあるが、本論文ではそのような解釈は一面的である主張したい。というのも、ギデنزの理論においてはすでに完全雇用は不可能であることが前提とされており、市民としての義務はむしろ「社会契約」という意味で用いられている。これは後に言及するフランスの社会的包摂戦略を分析した P.ロザンヴァロン(Rosanvallon 1995)と共通している。

「権利は必ず責任を伴う」という言説は、権利と義務のあいだの関係を再整理の必要性を問題提起している。この点については、本論文ではあまり踏み込んで議論しないが、2000年に執筆された『第三の道とその批判』では、『第三の道』(Giddens 1998)においてまだ明確に読み取ることのできなかつた権利と義務の関係がより鮮明に明示されていることは指摘しておきたい。それは、「第三の道」の政治の特徴の一つとして「『権利はつねに責任が伴う』という命題に基づいた、新しい社会契約を構築することを提案する」(Giddens 2000, 邦訳 60 頁)という主張である。

そして、この社会契約と社会的排除との関係は次のように述べられている。「社会的排除のメカニズムに対抗することは、強調されるべき点であり、それは個人の責任といった主題を含む、第三の道政治におけるほかの主題と密接に関わっている。権利と義務を結びつける新しい社会契約が、改革された福祉制度に組み込まれるべきである」(Giddens 2000, 邦訳 121 頁)。すなわち、ギデنزの理論における社会的排除概念は、市民としての権利の欠如・不十分性であり、義務としての社会契約が締結されていない状態であると考えられる。このことは、イギリスのワークフェアにおいて、就労が義務であるというような俗説を退ける理論的根拠となる。

(3)イギリスの社会政策

イギリスの社会的排除概念に基づく具体的な社会政策は、上に示したギデنزの思想を理論的根拠とし、「福祉から就労へ」という方針にしたがって、既存の「所得補助」に加えて「タックス・クレジット(給付付税額控除)」が中心軸となっている。

このとき、「所得補助」の受給対象となるのは、他の手当から除外された者、子どもの養育を行わなければならない者、一定時間以上の介護に従事している者などに限られ、雇用に従事していない稼働年齢層である。社会保険を受給できない求職者には、資産調査付き給付が別に設定されている(無拠出制求職者手当 **Income-based Jobseeker's Allowance**)。フルタイムで就労している低所得者には、「就労タックス・クレジット **Working Tax Credit**」が支給されている。疾病や障害のために稼働能力に制限がある者には、「雇用支援給付 **Employment and Support Allowance**」が支給される。他に、地方税を負担している低所得者には「カウンシル・タックス手当 **Council Tax Benefit**」が、賃貸住宅に居住する低所得者には「住宅給付 **Housing Benefit**」が支給される。

その後、2012年福祉改革法(**Welfare Reform Act**)において、ユニバーサル・クレジットの導入が決定した。

ユニバーサル・クレジットは稼働年齢層を対象にした既存のタックス・クレジットを統合したものであり、2013年10月から2017年10月までに完全移行させていく予定となっている。具体的には、「所得補助」、「無拠出制求職者給付」、「無拠出制雇用支援給付」、「住

宅手当」,「児童タックス・クレジット」,「就労タックス・クレジット」がユニバーサル・クレジットに統合される。ユニバーサル・クレジットの財源は税であり。給付の要件は①18歳から年金クレジット受給年齢まで,②保有する資産が16000ポンド以下(資産の活用),③週当たりの収入が一定額以下(世帯状況と障害の有無などによって異なる),④申請者およびその配偶者は求職等にかかる条件を満たすことなどがある。

④の条件は,4つに分けられている。条件なしとなるのは,重度障害者,1歳未満の子のいるひとり親,夫婦の場合主たる育児担当者・重度障害者に対して定期的かつ実際の介護責任を負担する者である。定期的に就労支援の面談を受けることが条件づけられているのは,1歳以上一定年齢未満の子のいるひとり親,または夫婦の場合主たる育児担当者である。スキル評価や面接訓練への参加,職業訓練等の受講,職場体験や実地訓練への参加が条件づけられているのは,疾病や障害により就労能力に制限がある者,一定年齢以上の子のいるひとり親,または夫婦の場合主たる育児担当者である。積極的な求職が求められるのは,上のいずれの条件にも当てはまらない者である。

1997年以降の公的扶助の諸制度は,2013年に統合されるが,この統合においても「ポジティブ・ウェルフェア」は変わることなくその基礎となっている。例えば,ユニバーサル・クレジットの導入によって,就労インセンティブの形成が強化されるよう見込まれている。従来の給付では,就労による収入と給付の減額率が統一されておらず(カウンスル・タックス手当は25%,住宅給付は65%,所得補助は100%の順に減額率が高くなっている),手取り給付が全く増えない場合もあった。これに比べて,ユニバーサル・クレジットは就労後の減額率を65%に統一し,就労後の可処分所得を徐々に増加させることが可能となっている。この点は,失業の畏・貧困の畏などからの解放が実質的に目指されているという意味で「自由」の拡大とみなすことができる。

また,従来の種々の細かく分けられていた所得給付は,受給者の属性(パートタイム,フルタイム,失業者,ケアラー,障害者)に基づいて分類されていたが,それを同じ制度に一元化したという特徴がある。給付の要件として,申請者およびその配偶者は求職等にかかる条件を満たすことについて言及したが,このことは,就労者と失業者との厳格な区別の程度が減退していることを示している。ユニバーサル・クレジットの導入以前にも,低所得者向けの所得保障が,就労支援プログラムに付随するものになるという方向性が,長期失業者だけでなく,ひとり親,障害者,疾病者などについても貫徹されてきたことは既に指摘されていることである(菊池 2011, 18 頁)。この特徴は,ケアラーの(アンペイド・ワークとしての)ケア労働などに対する一定額の所得給付によって,これを一つの労働とみなす方向性を示すものであり,結果として,就労概念の拡張につながるものである。就労概念の拡張は,これまで社会保障から排除されてきた人びとを包摂することに結びつく。ここからも「自由」の拡大を見出すことができるということは指摘しておきたい。

「自由」という要素の拡大は,市民にとって「自己決定」の可能性を拡大していることに他ならない。「自己決定」の可能性の拡大は,自立した市民として「社会参加」するために重要な契機となるものである。

(4)結論

本節ではイギリスの近年の社会保障,特に公的扶助制度の動向を検討してきたが,その

特徴は次のようにまとめることができる。①税の投入，②就労者と失業者との厳格な区別の程度が減退傾向にあること，③就労概念の拡張，④給付対象の拡大・普遍化である。これら4つの側面は，公的扶助が選別主義的なものから普遍主義的なものとなっているという傾向性を示す明らかな証拠である。また，より重要なのは，諸個人に対して，市民としての「社会参加」を可能とするような方向性に向かっているということである。

ユニバーサル・クレジットの導入は，就労インセンティブの形成を強化しているという点で積極的な側面がある。これらのことが，排除されている者にとって有意義である理由は，公的扶助が普遍化することでかつて社会保険からも公的扶助からも排除されていた者を包摂できるということ，さらに就労インセンティブの形成によって労働を通じた「社会参加」の可能性を拡大したということにある。これらは，後に改めて詳論するが，「労働の権利」の実現へ向けた施策であると考えることができる。容認できない困窮として権利の欠如・不十分性などに焦点化されるということは，貧困が議論される際の新しい展開であると考えられるが，その際に「労働の権利」はその新しい展開を最もよく特徴づけるものである。

上の②③④の特徴は，タウンゼントの「メンバーシップ」概念に基づく「社会参加」には該当するがシチズンシップに基づく「社会参加」に該当しないような人びとに光をあてるものである。例えば，(アンペイド・ワークとしての)ケア労働に従事する女性などの多くがそこに含まれると思われる。つまり，「メンバーシップ」概念に基づく「社会参加」にはなかった市民としての「自由」の要素が付加されており，「自己決定」を可能とするような政策の方向に向かっているのである。

本論文のような理解とは異なり，ユニバーサル・クレジットについて，所は次のような指摘をしている。「ユニバーサル・クレジットは，複雑化した制度をシンプルにするという点では評価できるかもしれないが，本来の公的扶助の役割がますます埋没することにもなりかねない。いずれにせよ，雇用の状況が変わらない限り，貧困問題の解決に向けた大きなステップということにはなりそうにない」(所 2013, 199 頁)。ここで所が述べている「雇用の状況」とは，低賃金の不安定雇用を指している。確かに，このような「雇用の状況」が貧困問題にとって大きな課題であり徹底して批判されるべきものであるということは本論文でも強く支持するものである。しかし，「本来の公的扶助の役割が埋没する」，「貧困問題の解決に向けた大きなステップということにはなりえない」というのは，本論文の理解と対立する主張である。ギデنزの理論に示されているように本来の公的扶助の役割は大きく変わろうとしており，貧困問題の解決は大きく進展する可能性はある。

また，所がここで「貧困問題」というとき，それが社会的排除の問題を指しているのか，タウンゼントの貧困概念に対応するような貧困問題を指しているのか不明だが，近年のイギリスにおける社会保障改革は「新しい貧困」としての社会的排除への対応も射程に入れているので，その意味では，ユニバーサル・クレジットが給付対象を拡大・普遍化しているというのは大きなステップとしてみるべきである。このイギリスの社会保障改革は，本節でギデنزを取り上げて説明したように，ネガティブなものへの対応からポジティブなものを増進するという，ベヴァリッジ的給付からの脱却を目標としている。このことに鑑みれば，本来の公的扶助の役割が埋没していくのは当然の方向性であろう。もちろん，給付水準の低さの問題など，改めて議論すべき課題の重要性については看過すべきでないこ

とは再度指摘しておきたい。

ユニバーサル・クレジットを、ギデنزの思想と比較するとき、不十分なのは、就労インセンティブの形成が図られている一方で、シチズンシップの権利に基づく支援(エンパワーメント)の面であり充実したという点を見出せないということである。もちろん、「自由」の拡大という要素から、市民の「自己決定」の可能性は拡大しているということは可能だが、ギデنزの理論において理論的可能性として示されているシチズンシップの権利に基づいた支援(エンパワーメント)が、ユニバーサル・クレジットからはあまり大きな進展を見出すことができないのである。この点は指摘しておいてよいと思われる。

次に検討するフランスの社会的排除概念に基づく社会政策は、このエンパワーメントという点で先進性が見出される。

3 フランスの社会的排除

(1)フランスの社会的排除の定義

本節では、フランスの社会的排除との闘いとしての包摂戦略を検討していく。フランスの社会的排除概念は一般的に、「連帯」の概念と関係付けられて論じられる。

P.スピッカーによる「連帯」の説明をここでは引用しておきたい。「フランスの社会政策の中心的な概念は『福祉国家』ではなく『連帯』である。・・・その概念は少なくとも16世紀にさかのぼり、ナポレオン法典で大々的に扱われており、1840年代に政治論議の一部として確立するようになった。意味深いことに、それはまたカトリックの社会的狭義の中心部を占めるように至った。その教義は、人は家族とコミュニティのもとで生きるという命題から出発するものであり、人は関係と義務のネットワークによって結びついているとする。連帯は人々が互いに有する責任を指す」(Spicker 2007, 邦訳 129 頁)。

ここで説明されるように、「連帯」として強調されるものは、権利と義務によって構成されており、これはシチズンシップの権利と義務に相当するものである⁽⁷⁾。実際に、フランスのRMIについて、ロザンヴァロン(Rosanvallon 1995)はシチズンシップ論に基づいてその制度の意義を分析している。また、A.バラとF.ラペール(Bahlla and Lapeyre 1999)によれば、「連帯」の議論は、2種類の責任のあいだの関係にもとづいているとされる。2種類の責任とは、個人責任と集団責任との関係である。集団としての国家の責任は、貧困を緩和し、個人を保護することにある。一方、個人は、労働市場への参加を通して社会的規範を尊重しなければならないとされる(Bahlla and Lapeyre 1999, 邦訳 11-2 頁)。

本論文では、「連帯」の特殊性ではなく、そのなかで重要視されているシチズンシップの権利と義務というイギリスの社会的排除論との共通性に注目して検討していきたい。この共通性に注目して順次検討していくことで、さらにフランスの社会政策に内在する先進性について明らかにする。ここで検討する主な社会政策はRMIとRSAである。

RMI・RSAについて検討する前に、まず、フランスの社会的排除概念を定義している「反排除法」を紹介しておきたい。

「反排除法」(1998年)の法第1条は次のように記されている。「排除に対する闘いは、全ての人間の平等な尊厳の尊重に基礎を置く国民的な義務である。・・・この法律は、すべての人に基本的権利への効果的なアクセスを国のいたるところで保障することを目的とする」⁽⁸⁾。

この反排除法に関して、中村健吾は次のように指摘している。「反排除法は、一方では個々人のかかえる問題に応じた個別的な助言や訓練に法的な根拠を付与してはいるものの、他方ではすべての市民に開かれているシティズンシップの諸権利に貧困の人びとがもっとも容易にアクセスできるようにすることのほうに優先権を与えている」(中村 2007, 49 頁)。ここで指摘されているように、反排除法では「基本的権利への効果的なアクセス」、つまり「シティズンシップの諸権利」の保障という姿勢が強く打ち出されている。排除に対する闘いは、ここでもイギリスと同様に、消費生活の不十分性・欠如に限定された問題ではなく、「権利」に関する問題であることが理解できる。

このことを踏まえたいうえで、フランスの社会的排除概念に基づいた社会政策、RMI・RSA を検討していきたい。

具体的な社会政策を検討する前に、フランスの複雑な社会保障体系について概観し、そのなかで RMI・RSA がどのような位置にあるのかについて説明しておこう。

まず、フランスにおいて「社会保障 *sécurité sociale*」として表現されるもののなかには、いわゆる雇用保険は含まれていないことを指摘しておきたい。ここで「社会保障」という場合、それは老齢年金、疾病保険、家族給付を指している。

「社会保障」に含まれない「雇用保険制度 *Régime d'assurance chômage*」は、労使双方により定められた協定を政府が承認するという「協約制度」であり、法定外制度の1つとして「社会保護 *protection sociale*」の一部を担っている。この「協約制度」という側面は、フランス「社会保護システム」がビスマルク的であるとして理解されることの根拠となっている。

また、この「社会保障」には「公的扶助 *assistance publique*」も含まれていない。保険原理に基づかず国庫・公費で賄われる諸制度は「連帯制度 *Régime de solidarité*」と総称されている。

雇用保険は、抛出原則を充足した就労意欲のある失業者が対象となっており、「連帯制度」は雇用保険手当の受給期間が過ぎた失業者や、受給権利のない者が対象となっている。

「連帯制度」は、単一の制度ではなく、現在 8 種類の扶助制度から成り立ち、総称して「社会的ミニマム *Minima Sociaux*」と呼ばれる。この「社会的ミニマム」は保険原理に基づかず税を財源とする最低所得保障であり、日本の社会保障体系にひきつけて考えれば公的扶助にあたるものである。

「社会的ミニマム」には、現在、失業・高齢・障害の個別の事情による 7 種の諸手当と、世帯所得が一定の水準に満たないことを主な要件とする「RSA：積極的連帯所得手当 *Revenu de solidarité active*(2009 年)」がある。

稼働年齢層の低所得者を対象としていた失業扶助には、「ASS：特別連帯手当 *Allocation de solidarité spécifique*」などがあるが、これは離職前 10 年間に就業していた期間が 5 年以上の長期失業者が対象となっており、この条件を満たさない長期失業者(就労経験のない者も含む)を対象とするのが、RSA の前身となった「RMI：社会参入最低所得手当 *Revenu minimum d'insertion*(1988 年)」の制度である。

この RMI・RSA は、先述したように、「新しい貧困」への対応として形成されたものとなっている。

(2)RMI, RSA について

ここでは、RMI, RSA の制度の概要について説明する。

RMI, RSA は「新しい貧困」への対応であり、社会的排除に対するフランスのアプローチを説明するのに最も適した実例の 1 つである(Bahlla and Lapeyre 1999, 邦訳 148 頁)。RMI 法第 1 条には次のように記されている。「年齢, 心身状態, 経済および雇用状況に関連して, 就労が可能なすべての人々は, 社会から生存(existence)についての適切な諸措置を享受する権利を有する。生活上の困難な状況にある人々に対する社会的, 職業的な参入は国民的要請である。この目的において, 参入最低所得を, 本法で決められた条件のもとで支給する。この参入最低所得は, あらゆる形態の排除(exclusion), とりわけ教育, 雇用, 職業基礎教育, 健康, 住宅の分野における排除を解消することに向けられる。貧困に抗する闘いにおけるグローバルな施策の基本的な措置の 1 つである」⁽⁹⁾。

法第 1 条にみるように, RMI は排除に対する闘いであると同時に貧困に対する闘いとして位置づけられている。このことは, フランスの社会政策において, 排除と貧困を概念的に区別することは既に困難であることを示している。

RMI は, フランスに合法的に長期滞在する外国人を含む全住民を対象に, 最低限の生活を保障するとともに, 社会参入を促す制度として導入されたものである。しかし RMI では, 受給者が就労した場合, 就労により得た所得はそのすべてが控除されていた。したがって, 「失業の罨」が生じてしまうということが問題となった。2008 年, 就労へのインセンティブをより鮮明にするため, RMI は「API : 単親手当 Allocation de parent isolé」「PPE : 雇用手当 Prime pour l'emploi」などとともに, 「貧困と闘うために, 受給者に最低限の生活手段を保障し, 職に就くあるいは復職することを奨励し, 受給者の社会参入を手助けする」(社会政策・家族法典 L262-2 条他)ことを目的とする RSA に一本化された。

RSA は, RMI に対して指摘されていた 3 つ課題に対処することを狙いとしているとされる。その 3 つの課題とは「失業の罨」, 「貧困の罨」, 複雑な社会的ミニマムのシンプル化である。

RMI から RSA への転換における変化については, 次のようなことが指摘されている。第 1 に, 所得保障政策の側面においては, RSA の方が就労のメリットが大きくなるような就労インセンティブのかけ方がなされているが, 質的な変化はないということである。そして第 2 に, 参入支援政策の側面においては, RSA は RMI の雇用復帰に関する諸制度の多くを引き継ぎ, 強化しているというという変化があるということである(小澤 2011, 29-31 頁)。RSA は, このようなインセンティブの強化に焦点化した改革がなされている。

RMI は ASS のような条件を設けていないという意味で, つまりその所得が特定の基準以下であるような人びとを対象としているという意味で普遍的である(Barbier and Theret 2004, 邦訳 100 頁)(原田 2011)。また, RMI には手当受給に対して, 参入契約の締結の義務が課されている。しかし, RMI の手当受給と参入契約の関係は比較的緩やかな「原則としての義務」であり, 契約締結は手当受給の要件とはなっていない(原田 2011, 28 頁)。実際には, 受給者の半分ほどはこれに署名していない(Barbier and Theret 2004, 邦訳 101 頁)。ここで見出すことが出来るのは, 義務が既に雇用への従事に限定されていないということである。イギリスの包摂戦略の根拠となっているギデنزの理論では, 義務は雇用への従事でなく「社会契約」であったが, フランスの包摂戦略においても雇用に従事するこ

とは義務ではない。RMI や RSA では、諸個人は意に沿わない雇用への従事は自らの意思で拒否することもできるのである。

現在の制度 RSA は、持ち家・預貯金・資産・所持品の制限はなく、扶養義務に関しては、親と同居している 20 代の青年は親の所得制限があるが、この場合も親の所得だけが関係し、預貯金・資産による制限はない。また、子供が親の扶養義務を課されることもない。RSA の対象は、従来の失業者に限定されないという特徴がある。つまり、就労している低所得者も同じ制度の対象としている。従来のような失業状態と就労状態の厳格な区別は消失している。

RMI・RSA は、所得保障制度と社会的・職業的参入支援政策を併せ持つワークフェアの制度である。参入支援政策は、「社会的参入 I' insertion sociale」, 「職業的参入 I' insetion professionnelle」の 2 つに区分される。前者は、医療や住宅など社会的自立を支援する。後者は、職業訓練や雇用に関わる支援である。この参入支援は、受給者ごとに指導相談員が付き添う個別支援である(小澤 2009, 72 頁)。

(2)RMI, RSA に関する先行研究による分析

次に RMI・RSA とイギリスの社会政策とに共通する特徴についての整理と、理論的分析に関する先行研究を参考にしてフランスの社会政策の先進性について論じていく。

まず、RMI・RSA の特徴だが、イギリスの社会的排除に基づく社会政策と同様に次のようなものをあげることが出来る。すなわち、①税の投入、②就労者と失業者との厳格な区別の程度が減退傾向にあること、③就労概念の拡張、④給付対象の拡大である。

①に関して、RMI・RSA は拠出原則のない、税を財源とした所得保障制度であるという点からこれ以上の説明の必要はないだろう。

②に関して、RMI・RSA は失業者だけに限定されず就労している低所得者を対象としている。また、稼働能力の活用が受給要件とはなっていないという点は注目すべき点である。

③に関して、労働市場における雇用に従事していなくても、職業訓練や社会貢献活動などに所得を保障することを例示することが出来る。また、低所得の子育て中の親に対しても給付がなされることから、従来のアンペイド・ワークも一つの労働とみなされていると理解することができる。

④に関して、RMI では従来の社会保険の拠出原則から漏れる人びとを包摂したという点で公的扶助の給付対象の拡大とみる事が出来る。RSA・RMI を最も特徴づけるのは、その給付対象として特別の対象を定めていないという点である。RMI・RSA の場合、所得要件はあるが資産活用要件がかなり緩いものであるということは、イギリスの社会政策と異なっている。この点は注意しておくべきであり、フランスの公的扶助の普遍化を特徴づけるものの 1 つである。失業扶助に伴うミーンズ・テストの相対的な寛大さは市民性の表れであると理解することができよう。

また、②③④の特徴は、タウンゼント的貧困概念に基づく社会の「メンバーシップ」を果たすものとしてというよりも、自立した市民として、すなわちシチズンシップに基づく権利と関係するものである。この点はイギリスの包摂戦略と共通するものである。個人の権利に注目し、単に形式的に権利を付与するということを超えて、その権利の十分性を保障していこうということ(個人のエンパワーメント)にその力点が移されてきているという

特徴があるのである。ただし、この点に関しては、進展の程度が明らかにイギリスと異なっている。この進展の程度については、ここでは指摘するに止め、次節で改めて論じる。

次に、RMI・RSAに対する先行研究による理論的分析について検討する。本章第2節では、イギリスの社会的排除に対する政策の分析を行ったが、その政策の基礎にはギデنزの思想があることを指摘した。しかし、フランスのRMI・RSAは、社会的排除に対する政策であるものの、特定の学派や人物の思想を基礎としたものではない。

このことについては、ロザンヴァロンが次のように指摘している。「社会的扶助の伝統的形態(社会的周縁領域に位置する者、『社会的庇護を必要とする者』)をその場で引き受ける)にも、社会保障の古典的形式(『権利を有する者』に機械的に給付を配分する)にも属さない『社会的なもの第三の類型』が実施されるのだ。しかしこの中間的な立場はまだ、浮動的である。・・・いかなる明確な社会哲学にも基づいていないために、その実践は手探り状態だ。今日において実践は、理論と外れたところにある。この乖離を埋めるべく取り組まねばならない。RMIによって象徴される新たな社会的対象の理論をつくることによってこそ、実際に福祉国家について再考しうるのだ」(Rosanvallon 1995, 邦訳 177 頁)。

ここで指摘されているように、その実践を理論的に基礎付ける試みがいくつかの先行研究によってなされている。

本論文では、RMIの理論的分析を試みた先行研究として、ロザンヴァロンの他に、A.バラとF.ラペール(Bahlla and Lapeyle 1995)、J.K.バルビエとB.テレ(Barbier and Theret 2004)、原田康美(2011)、中村健吾(2007)の分析を参考にしたい。

RMIを分析し、その理論的基礎を明らかにしようとする議論には、RMIそのものに対する評価は分かれているとはいえ、「権利」というキーワードが共通している。この「権利」に関しては、シチズンシップの権利と義務の関係を再整理する契機が同制度に内在しているという議論が中心となっている。

RMIに対する評価は、一方の極に給付に対する義務としての労働を一面的に強調するものと、その他方の極に権利として所得の無条件性を主張するものがある。バルビエとテレは、RMI立法者の一人がRMIについて、「不当な要請を受給者に課すという暴力」と「単純な生存給付によって受給者を見捨てる、という暴力」の両方を回避するものとして考えていたことを指摘している(Barbier and Theret 2004, 邦訳 101 頁)。つまり、この事実から、RMIはギデنزの理論のように、福祉給付をネガティブなものからポジティブにしていこうと試みられていることが理解できる。このポジティブなものへの変化は、「自己決定」の要素を取り入れたものであると指摘したが、ここでも同じ指摘をすることができよう。

また、ロザンヴァロンは次のように述べている。「RMIの例を通じて作り上げられつつあるのは、権利への新たな形態だ。権利の目的をなすのは、もはやたんなる手当や『給付 *bénéfice*』(イギリス人が社会給付 *social benefits* という意味で)ではなく、社会生活の一般原理である」(Rosanvallon 1995, 邦訳 176 頁)。ロザンヴァロンが示すように、RMIは権利への新たな形態の可能性を示すものである。彼は、この権利の新たな形態について、シチズンシップの権利と義務の新たな関係性の整理から試みている。ロザンヴァロンの分析は、諸個人の受給の権利に対して就労の義務が課されるという通俗的なワークフェアへの理解とは異なるものである。そして、RMIにおける新たな権利について、社会参加のための権利、あるいは「たんに生存する権利ではなく、社会において生存する権利」(Rosanvallon

1995, 邦訳 187 頁)をその内容とする,「手続的権利」と理解している。

ここでロザンヴァロンが新たな権利を「手続的権利」と呼ぶのは,雇用があれば積極的に参入していくという「社会契約」に同意するという義務を手続きとして経るものだからである。そのため,「対応する雇用無くして積極的義務なし」(Rosanvallon 1995, 邦訳 197 頁)と断言している。この議論では,権利に対する義務は,直接就労を指すものではなく,「社会契約」の義務として原則化されるということになる。

ロザンヴァロンの理解は,「社会契約」の義務は,就労とイコールの関係ではないというものである。そのため,就労は,政治的動向によって強化されたり,逆に弱体化されたりもする。実際,RMI から RSA への転換によって,就労は強調されるに至ったが,この変化は小澤裕香(2009)も指摘するように,社会政策の質的变化,つまり方向性の転回を意味するものではない。

このように,社会的排除との闘いとして位置付けられる社会的包摂戦略としてのフランスの社会政策は,「ポジティブ・ウェルフェア」の考え方を見出すことができるだけでなく,シチズンシップの権利と義務についての新たな関係について再整理されているものとしてみることができる。

4 フランスの社会政策の先進性

本章の結論として,イギリスとフランスの社会政策を比較したうえで,フランスの社会政策の先進性について論じ,次章への問題提起へとつなげていきたい。

まず,排除との闘いとして展開されるイギリスとフランスの社会政策の共通点として,①税の投入,②就労者と失業者との厳格な区別の程度が減退傾向にあること,③就労概念の拡張,④給付対象の拡大などの特徴などを確認することができた。排除との闘いとして展開される社会政策は,このような特徴があると同時に,次のような理論的課題を提起している。すなわち,権利と義務の関係の再整理と雇用に関する理解である。この権利と義務の再整理をめぐる議論は,T.H.マーシャル(Marshall 1992)のシチズンシップ論を現在の社会状況のもとで再考するということに他ならない。

ここで引き出される理論的課題は,イギリスとフランスの社会政策の分析を通じた社会的排除概念の新たな可能性を明らかにするということである。これまでの分析から,その可能性とは,社会的排除概念が,近代福祉国家において新たに生じた社会問題を端的に表現するものであると同時に,その社会問題のもつ否定的側面から,あるべき社会の新しい理念を取り出す潜在的な契機があるということである。

ここで示しているあるべき社会の新しい理念とは,高田一夫(2012 ; 2013)が「非能力主義的平等主義」として定式化しているものである。

高田は 20 世紀の社会政策の理念は,自助を基本とし,市場における競争により能力を發揮して成果を勝ち取るものであり,それに失敗したときには,社会保険や公的扶助で支えるというものであると述べている。社会保険は拠出原則があるので基本的には自助であるが,自助が困難となったときには「健康で文化的な最低限度の生活」を平等に保障する。高田は,この 20 世紀の社会政策を「能力主義的平等主義」であるとしている。そしてこれに対し,21 世紀の社会政策の理念を「非能力主義的平等主義」として提示している。

「非能力主義的平等主義」とは,「誰もが自立した市民として行動できるように積極的な

介入をするという平等主義」である(高田 2013, 115 頁)。高田によれば、「非能力主義的平等主義」に基づく社会政策は、一見、脱商品的の様相を呈するが、市場経済の下でそのような政策が展開されるため、その本質としては、商品化が目標とされているとされる。また、「非能力主義的平等主義」に基づく社会政策は、個人を対象とすることが多くなっており、それは集団主義的な規制だけでは十分な効果が期待できなくなっているからであるとされる。この個人を対象とした社会政策は「個的社会政策」概念として示されている(高田 2002 ; 2003 ; 2007 ; 2012 ; 2013)。「個的社会政策」は、弱い個人を社会的に支援し、エンパワーさせるものである。

また、高田は「非能力主義的平等主義」の登場について、次のように説明している。「個人の自由を重視する個的社会が出現し、その下で社会政策も大きく変貌しつつある。その変貌のいわば氷山の一角がたとえば介護保険であり、独仏の失業者給付なのである。前者は社会政策に自由(正確には選択)という要素が入ったという画期的意義を持つ。当事者が制限付きではあるが、介護サービスの内容を決定できるということは、これまでの福祉サービスの常識(措置制度)を破るものである。これは福祉の専門家モデルに対比されるもので、インフォームド・コンセントと同じく、素人であっても専門家の支援の下で自己決定を可能にするのである」(高田 2013, 115 頁)。

ここで高田が「自己決定」を可能にするということを指摘しているが、社会的包摂戦略(特にフランス)はまさに労働力の商品化という国家としての目標を持ちながら、諸個人に対しては「自己決定」の原理を持ち込んだものであるといえる。高田はインフォームド・コンセントを例にして、素人の「自己決定」を専門家が支援することで可能とすることを論じているが、フランスの RMI・RSA では、専門家が市民に対して伴走型の支援をすることで労働市場における「自己決定」を実質的に可能とするような方法が採られている。

本章で検討した排除と闘う社会政策は、シチズンシップの権利と義務の関係性を再整理するという特徴があるだけでなく、個人の権利に注目し、単に形式的に権利を付与するというを超えて、その権利の十分性を保障していこうということ(個人のエンパワーメント)にその力点が移されてきているという特徴があった。これはまさに、「非能力主義的平等主義」という 21 世紀の新しい理念の顕在化であり、シチズンシップ論の新たな展開である。イギリスのギデنزの理論的な試みに見出される「自己決定」の原理は、フランスの RMI・RSA に実際に見出すことができる。

ここで指摘しておきたいことは、フランスの社会政策の先進性は、「自己決定」の原理を、諸個人の社会参入が可能となるようなエンパワーメントを参入支援政策として具体的に展開しているという点に見出すことができるということである。イギリスでは、就労インセンティブ形成などに力点が置かれており、エンパワーメントに関してはフランスほど充実していない。もちろん、ギデنزの理論展開のなかにはこれを見出すことができるので、潜在的可能性としては示されているといえるが、高田の提示する「非能力主義的平等主義」は、フランスにおいてより顕在化しているといえよう。

本論文第 1 章では、タウンゼントの貧困概念に基づく「社会参加」概念が慣習等に規定されたものであると述べたが、その一方、新しい貧困概念である社会的排除概念に基づく「社会参加」概念はこの市民としての「自己決定」に規定されるものであると主張してきた。諸個人が市民として「自己決定」できない場合、それは市民としてのあるべき「自由」

が実質的に欠如しているということであり、市民としての持つべき権利が実質的に保証されていないということである。そして、このことは容認できない困窮として、イギリスではギデンズの理論において、そしてフランスでは RMI・RSA を通じた理論的分析において明確に見出すことができるのである。

フランスの RMI を分析したロザンヴァロンの問題意識は、次のように述べられている。「われわれは 17 世紀の自由主義的個人主義によって定式化されたような権利に関する問題を根底から捉え直し、形式的権利と実質的権利との、また社会権と政治権とのあいだにある古い対立を乗り越えるように促される。社会契約の持つ観光的表現を再考察し、正義や公正を定式化しなおして、連帯のかたちを新たに創造しなければならないのだ」(Rosanvallon 1995, 邦訳 7 頁)。ここでは、シチズンシップの権利に関して、「形式的権利」と「実質的権利」とが分けられて論じられているが、この区別は重要なものである。というのも、「実質的権利」は本論文でも主張している実質的な「自由」、権利の十分性と重なる概念だからである。

またここでは、社会的権利と政治的権利とのあいだの古い対立を乗り越えることが提案されている。社会的権利と政治的権利とのあいだの古い対立とは、従来の貧困概念に依拠したまま社会的権利の充実を政治的権利の主張によって達成していこうとする方法である。従来の貧困概念によれば、「メンバーシップ」に基づく「社会参加」は慣習に規定されており、社会的権利が充実しても女性の政治的権利は不十分なままであったり、社会的権利が充実しても労働市場へのアクセスが阻害されていたりなど、必ずしも市民としての平等の視点から議論されているわけではなかった。これに対して、シチズンシップに基づく「社会参加」は、その権利の十分性から議論されるものである。

この権利の十分性は、政治的権利の主張だけでなく、「労働の権利」の実現を通じて達成されていくものであると本論文では主張したい。

この「労働の権利」の実現は「社会契約」と関係しているが、ロザンヴァロンは「社会契約」を見直し、「正義や公正を定式化しなおす」ことを提案している。「正義や公正を定式化しなおす」とは、正義論としての貧困概念について再検討し、従来の貧困概念に代わる時代に即した新たな貧困概念を提示するというところに他ならない。「労働の権利」はそのなかで、重要な役割を果たすものである。

バラとラペールは、RMI に関して次のように述べている。『「参入最低限所得<revenue minimum d'insertion>』という言葉の中で最も重要な要素は、その最後の 2 語である『最低限』と『所得』にあるのではない。それというのも、最低限所得は、多くの欧州諸国で実施されている所得保障のメカニズムに類似しているからである。フランスが打ち出した新機軸は、『参入』(英語では integration=統合を意味する)という観念のほうにある。・・・統合は、——それらだけでは排除を克服することができない——最低限所得やその他の再分配政策を超えて、社会的な地位を付与してくれる職業に就くという個人の権利を認めようとするのである」(Bahlla and Lapeyre 1999, 邦訳 148 頁)。

社会的排除は、シチズンシップ論の新たな展開の契機を内在するものであるが、RMI の「参入」という考え方が提起するのは、経済的領域における市民的権利(「労働の権利」)の実現というものである。バラとラペールが RMI の新機軸として「参入」を強調しているのは、「労働の権利」の実現がそこに表現されているからである。「労働の権利」は、従来

の「メンバーシップ」に基づく「社会参加」と必ずしも結びつけられていなかったのであるが、「シチズンシップ」に基づく「社会参加」においては中核的な役割を果たすものである。

フランスの社会的包摂戦略だけでなく、イギリスの社会的包摂戦略がワークフェアとして展開されていることをみれば、「労働の権利」の十分性の保障という展開はフランスの包摂戦略を特徴づけるものではない。イギリスにおいても、同じ政策の方向性はギデنزの理論のなかに見出すことができる。つまり、「非能力主義的平等主義」の顕在化の度合いの問題であり、質的な方向性の違いを表現するものではないということは再度強調しておきたい。

5 小括

ここまでの重要な論点を整理すると、次の2つに分けられる。

まず第1の論点は、社会的排除に対する闘いとして展開される社会政策あるいはその議論は、シチズンシップの権利と義務の再整理に関する議論を提起するものであるということである。この議論は、イギリスではギデنزに見出すことが可能であり、フランスではロザンヴァロンなどの論者に見出すことが出来る。

第2の論点は、社会的排除概念に基づく社会政策は、シチズンシップの権利の十分性に関する議論を惹起するということである。これは「形式的権利」に対する「実質的権利」の議論が、シチズンシップ論の新たな展開として生じていることを示している。そしてこの新たな展開は、特に「労働の権利」によって特徴づけられるものである。

これら整理された2つの論点のうち、第1のものは権利の拡充と義務としての「社会契約」によって一応の回答が提示されているので、本論文では第2のものに焦点化してさらに検討していく。

第3章では、第2の権利の十分性(実現)について検討することになるが、この検討の後、さらに「労働の権利」に注目して論述していきたい。「労働の権利」の実現は、先にも述べたように、シチズンシップに基づく「社会参加」を特徴づける最も重要な要素だからである。社会的排除概念の意義はシチズンシップの権利という視点を貧困概念に付加するものであるが、それはメンバーシップに基づく「社会参加」ではなくシチズンシップに基づく「社会参加」を新たな理論的展開として提示した。シチズンシップに基づく「社会参加」は、シチズンシップの権利を行使することによる参加であると考えられるが、このシチズンシップの権利とは、マーシャルが述べているように社会的権利、政治的権利、市民的権利をその要素としている。このとき、政治的権利に注目して社会的権利の拡充を志向する主張する論者(例えばリスターなど)と、新しいシチズンシップの権利を考案しこれを主張する論者(例えば福士など)がいるが、「新しい貧困」が労働市場の変化に端を発するものを主な原因の一つとしていることから、本論文は「労働の権利」に注目する。本章で検討した社会的包摂戦略も、政治的権利に関する施策というよりも労働を通じた社会的権利の拡充という側面が重要視されている。

第3章における権利の十分性の議論に関しては、まずA.センのケイパビリティ・アプローチ(Sen 1985: 1992: 1993: 2009)を参考にする。貧困について論じた先行研究の多くは、センのケイパビリティ・アプローチの重要性を指摘している。その重要性がどのような点

にあるのかについて、また、その重要性がどの程度のものなのかについては論者によって異なる。本論文においてケイパビリティ・アプローチに注目する理由は、次のように説明される。すなわち、センのケイパビリティ・アプローチは貧困理論の新たな段階として、諸個人のエンパワーメントと財・サービスの充実のための理論的な可能性を示唆するものであり、これが社会的排除という新しい問題に対応しているからである。

バラとラペールはセンのアプローチについて次のように述べている。「彼のアプローチは、マーシャルの研究(Marshall 1950)から影響を受け、EUによって採用されたような、諸権利にもとづくアプローチにかなり類似している」(Bahlla and Lapeyale 1999, 邦訳 32 頁)。本論文では、新しい貧困概念として社会的排除概念を提示しているが、その内実を端的に示すものはシチズンシップの権利の欠如・不十分性であった。ケイパビリティ・アプローチは、モノの消費に焦点化した貧困理論に対する批判をするにあたり、重要な理論的視点を提供してくれるのである。

しかし、このケイパビリティ・アプローチは、タウンゼントの貧困理論におけるモノの消費という視点からのアプローチを理論的に批判できるという点に積極的な意義があるが、何をもって権利の十分性を示すことが出来るのかについては論じていない。つまり、シチズンシップ論に基づいて権利の十分性がどのように示されるのかという疑問は依然として残るのである。これに対して、シチズンシップの権利の十分性(実現)について、より具体的かつ簡潔に提示しているのは、先に言及した高田の「非能力主義的平等主義」における市民の「自己決定」原理である。権利の十分性(実現)とは、具体的に述べれば、市民が「自己決定」可能となることである。この「自己決定」原理は本論文でも多用している重要な概念である。

第3章における課題を明確にしておこう。第3章の課題は3つある。

第1に、センのケイパビリティ・アプローチの説明を行うとともに、その意義について説明することである。この説明は、貧困理論の新たな展開を示唆するものであるため、重要である。

第2に、センのケイパビリティ・アプローチの批判的検討を通して、貧困理論のなかにシチズンシップの新たな展開を位置付けていくことである。このために、高田の「非能力主義的平等主義」と「自己決定」の原理を用いることにしたい。

第3に、「労働の権利」の実現とはどのようなものとして考えることができるのかについて検討することである。この「労働の権利」の実現は、シチズンシップに基づく「社会参加」を特徴づける最も重要な要素である。「労働の権利」の実現について検討することを通して、ワークフェアとは単に就労義務を強調するものであるという通俗的な見解が誤っており、高田が主張しているような「非能力主義的平等主義」という新たな展開の表れであることを示す。

次章では、これら3つの課題にそって論述していく。

注

(1)1992年の文書「連帯の欧州を目指して：社会的排除に対する闘いを強め、統合を促す」(European Commission, 1992, Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion)による定義。

- (2) リスターは次のように述べている。「過去の軌跡に焦点をあてるのは、社会的排除に限ったことではない。貧困調査自体も動的なアプローチをとることが増えてきているし、人びとの所得や生活水準を長期的に追跡するのに必要な方法論的なツールも開発されてきている」(Lister 2004, p.95, 邦訳 142 頁)。同著作において、リスターは諸個人の「主体的行為 agency」と社会構造との関係を動的なプロセスとして把握することの重要性を主張している。
- (3) 岩田は次のように述べている。「確かに、貧困論からの反論はうなずけるところが多い。社会的排除は、少なくとも、貧困などの『古い社会問題』にとって代わるようなものではなさそうである。とはいえ、貧困論者の多くも社会的排除概念を全否定していないが。むしろ、この言葉によって、従来の貧困などに何か『付加する』ことができるのではないか、と感じている」(岩田 2008, 48 頁)。
- (4) レヴィタス(Levitas 2005)は、イギリスの社会的包摂の言説に関して、①RED, ②MUD, ③SID という三つの類型があるとしている。①RED は再分配的・平等主義的言説(Redistributive, Egalitarian Discourse)とされ、リスターもこの言説を支持し、積極的に展開している。この言説は、「貨幣」つまり、富の再分配がその主要な眼目である。②のMUD は道徳主義的言説(Moral Underclass Discourse)である。MUD は「アンダークラス」「福祉依存」などの否定的な語句などを通じ、排除されていない者から排除された者へ一定のスティグマ(汚辱)を付与し、彼ら彼女らを社会の周縁的存在として描写する。この言説を支持する者の典型的なパターンは、貧困は貧困に陥った者の道徳的・倫理的意識の欠如にその原因を求めることにある。したがって、排除された者に欠如していると思われるものは富の再分配ではない。③のSID は社会統合主義的言説(Social Integrationist Discourse)である。SID は EU 圏内の実際の政治的コンテキストにおいて支配的なものとなっている。SID による社会的排除とは、有給の仕事からの排除として考えられ、それを一義的なものとして見る傾向がある。したがって、排除された者に対しては、有給の仕事を提供することが第一の目標となるとされる。
- (5) シルヴァー(Silver 1994)は社会的包摂の言説に関して次の 3 つに分類している。すなわち、①「連帯 solidarity」、②「特殊化 specialization」、③「独占 monopoly」の 3 類型である。概説すると、①の「連帯」は、フランスの共和主義思想に根ざしたもので、社会的排除を連帯に基づく人びとの紐帯の断絶とみなしている。②の「特殊化」は、アングロサクソン諸国で支配的な自由主義に根ざしている。ここから想定される被排除者とは、差別された人びと、高齢や障害などで稼働能力のない人びとである。③の「独占」は、ある社会集団による別の社会集団の社会的・経済的機会へのアクセスの制限・排除とみなすものである。このシルヴァーの言説は、福原(2007)において、より詳細に解説されている。
- (6) 佐和訳(1999)では、well-being を「幸福」と訳しているが、well-being は多様な訳が可能であるのでここでは原語表記しておく。
- (7) 本論では詳細に論じなかったが、イギリスにおける「福祉国家」概念、フランスにおける「連帯」概念は、本論文第 1 章で論じた「共同性」概念に相当するものである。
- (8) フランスの反排除法の概要は、連合大阪あいりん地区問題研究会、1998、『日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題』に紹介されている。

(9)小澤裕香(2009, 71 頁)を参照。

第3章 シチズンシップの権利の実現(十分性)

本章では、シチズンシップの権利の十分性について論述する。この権利の十分性について、次のような順序を経て論述していく。

まず、タウンゼントの財に焦点化して貧困を論じるアプローチに対して、A.センのケイパビリティ・アプローチとその貧困理論を説明する(第1節)。ケイパビリティ・アプローチは、本論文で主張しているような権利からのアプローチと重なるものである。

次に、ケイパビリティ・アプローチと社会的排除論におけるシチズンシップの権利の議論が、理論的な親和性を持つことについて先行研究を参照しながら検討していく(第2節)。センのケイパビリティ・アプローチは、貧困理論の新たな展開を示すものであるが、具体的にどのような場合であれば貧困ではないのかということは積極的に示されているわけではない。そこで、この十分性について明らかにしていくために、第2章でも示した高田一夫の「非能力主義的平等主義」における「自己決定」概念を検討する(第3節)。

最後に、センと高田の理論を踏まえ、社会的排除概念が提示するシチズンシップの権利の十分性という貧困理論の新たな展開を特徴づける「労働の権利」の実現について検討する(第4節)。

1 A.センの貧困理論とケイパビリティ・アプローチ

まず、センのケイパビリティという概念と、この概念に基づく貧困の定義について説明を行う。

「ケイパビリティ capability」とは、「潜在能力」と訳されるのが一般的である。他に「能力」(塩野谷 1984)、「活動能力」(長谷川 2001)などの訳も提示されている。ただし、通常日本語として使用される「潜在能力」と「ケイパビリティ」の意味する「潜在能力」はその意味にかなりの差があるので、本論文では「ケイパビリティ」のまま使用する。センによれば、「ケイパビリティ」は「ファンクショニング functionings」の集合として表される。この「ファンクショニング」は「機能」と訳される。この「ファンクショニング」についても、訳語は使用しない。

ファンクショニングとは、財・サービスを使用して「人がなしえること、あるいはなりうるもの」(Sen 1985, 邦訳 2 頁など)のことである。センは、ファンクショニングを財の所有と区別するために、自転車をもつことと、自転車を乗り移動できることの違いを具体例に挙げて説明している。この自転車の例において、センが主張しているのは、自転車(財)を所有することではなく、「移動できる」という活動の可能性の重要性である。この活動の可能性がファンクショニングに相当するものである。

ケイパビリティはファンクショニングのベクトル集合であり、人がどのようなファンクショニングを実現できるか、そしてその選択肢の広がりを示すことによって「実質的な自由」を表現しようとする概念である。ケイパビリティは、ある個人が選択可能なファンクショニングのすべての組み合わせとして理解することができる。簡潔に述べれば、人がしたいと思うことをできる能力のことである。これは、諸個人が支配している財・サービスの特性を「福祉 well-being」に変換する能力のことでもある(Sen 1992, 邦訳 59-62 頁)。

ケイパビリティは、ファンクショニングのベクトル集合であり、ファンクショニングは財・サービスに対する諸個人の支配権に制約されているので、ケイパビリティもまた財・サービスに対する諸個人の支配権に制約されるものである。

上にある自転車の例で、ファンクショニングとケイパビリティの関係について説明しておこう。自転車という財に関しては、「移動できる」というファンクショニングを具体的にあげることができる。このファンクショニングをもつ財を所有する、あるいは支配する諸個人は一概に同じ性質・特徴を持つ個人であるとは限らない。例えば、健常者であるか身体障害者(自転車に乗ることができない)であるかという個人的特徴をあげることができる。同じ財が与えられたとしても、健常者と障害者とのあいだで実質的な自由の範囲には違いが生じることになる。「移動する」というケイパビリティは、財に焦点化した平等では必ずしも実現されない場合もあるのである。

このケイパビリティの視点から、センは貧困について次のように述べている。「貧困とは福祉水準が低いということではなく、経済的手段が不足しているために福祉を追求する能力がないことである」(Sen 1992, 邦訳 173 頁)。また、次のようにも述べている。「所得水準で考えるならば、貧困の概念において重要なのは、それが最低限必要な潜在能力をもたらすには足りないということであり、個人の特徴とは無関係な所得水準の低さそのものが問題なのではない」(Sen 1992, 邦訳 174 頁)。つまり貧困とは、ケイパビリティの不十分性・欠如として考えられているのである(Sen 1992, 邦訳 172 頁)。

このセンのケイパビリティ・アプローチは、貧困理論における新たな展開を示している。従来の貧困理論はタウンゼントの貧困概念に基づいて展開されており、この貧困概念は消費生活に注目するものであった。現在でもこのタウンゼントの貧困概念に基づく貧困理論は依然として重要なものであることには変わらないが、消費生活の不十分性・欠如という観点からのみでは、容認できない困窮の新たな広がりをつかえなくなってきたのである。消費生活に注目することの不十分性を理論的に指摘したことだけでなく、消費生活以外のどのようなものに注目して貧困を説明するかということに対して回答を与えたことがセンの功績である。

センの学術的な業績の意義は、社会選択理論⁽⁴⁾に始まるものであり、これを看過してはならないが、このことをことわったうえで、本論文ではセンの貧困理論に集中して検討したい。センの貧困理論の意義について、ここでは2つ指摘しておきたい。

第1に、タウンゼントのようにある社会における通常的生活様式の最低限以下という意味で論じられる貧困は、当該社会の有り様に制約される可能性があるという意味で貧困を過小評価してしまう可能性を孕んでいるが、ケイパビリティに注目する貧困は社会の有り様によって制限されないということを指摘することができる。このことについて、センはことさら注意して理論展開している。財を基本的なケイパビリティに変換する過程は、人によってまたは社会によって大きな差があり、基本的なケイパビリティを達成するために、最低限必要な財の水準も多様に変化してくることをセンは指摘している(Sen 1993, 邦訳 72 頁)。この多様性について、タウンゼントの貧困理論は十分な説明を提示できていない。

また、通常的生活様式とされるものの水準は、先進国と途上国では多様に異なることが予想されるが、目標とされる人間のケイパビリティはそれほどの多様性があるわけではないとされる(Sen 1993, 邦訳 80 頁)。したがって、消費生活が相対的に制約されている途上

国においては、たとえその消費生活がその社会において通常とされるものを大きく下回っていなくても、人間の(基本的な)ケイパビリティの達成が阻害されているということも十分ありうるのである。人間の(基本的な)ケイパビリティの実現が阻害されているとすれば、それは先進国か途上国かを問わず貧困なのである。

センの貧困理論の意義の第2のものは、消費生活の不十分性について諸個人に依拠して指摘することができるということである。ここでの力点は、「諸個人に依拠して」という部分に置かれている。つまり、人間の多様性を是認した論理構成になっているということである。本論文の主張にとって、この第2の意義は特に重要性である。貧困とは消費生活の不十分性・欠如であるという理解をさらに超えて、諸個人のケイパビリティの不足であるという理解が可能となったことは、社会的排除概念の理解にも貢献するものである。消費生活に焦点化した貧困理論では、通常的生活様式からの脱落が問題になるが、その一方、ケイパビリティに焦点化した貧困理論では、諸個人のケイパビリティの欠如、すなわち実質的な「自由」の欠如が問題となるのである。前者はある基準との相対的な差が問題であるのに対して、後者は諸個人の自由の範囲という絶対的な広さが問題となっている。

もちろん、ケイパビリティの欠如としての貧困が、消費生活の欠如としての貧困と排他的な関係にあるわけではないことはことわっておきたい。むしろ、ケイパビリティ・アプローチは消費生活に焦点化した貧困理論に広がりを与えるものである。セン自身も財の水準を上げることでケイパビリティを達成できるのであれば、貧困がケイパビリティの欠如として定義されても、最低限の財の不足としても定義されてもどちらでもよいということになると述べている(Sen 1993, 邦訳 72 頁)。

ここで述べたように、センの貧困理論は、確かにタウンゼントの貧困理論を鋭く批判している。しかし、センの貧困理論はどのような基準であれば十分であるのか(貧困でなくなるのか)については曖昧な回答しか提示しない。センとタウンゼントは、貧困の絶対性・相対性をめぐる論争を展開しているが(Townsend 1993),タウンゼントがセンを批判するとき、その核心は貧困の相対性・絶対性論争だけにあったわけではなく、タウンゼントの貧困理論のように明確な一定の貧困基準を確定可能とする貧困概念をセンが提示しなかったことにもあったということが理解できる。実際に、「センは、我々が人間的ニーズを認定し、これを優先させる科学的基準については何も言わない」(Townsend 1993, p.131)と述べている。

これに対して、センは栄養必要量の概念を取り上げ、「貧困の概念自体が明確でなければならぬとする特別な理由などない」(Sen 1990, 邦訳 19 頁)と述べている。むしろ、この曖昧さを残す貧困概念がセンの貧困理論の利用可能性に広がりを与えていると理解すべきである。実際に、センはケイパビリティ・アプローチに対して意図的な不完全性を残してあるということを明言している(Sen 1993)^②。ケイパビリティ・アプローチは、それ自体でラウントリーやタウンゼントの貧困理論に代わる新たな貧困理論となることはないが、タウンゼントの貧困理論に代わるものを提示する際に有用なものであると理解すべきものである。

また、センは次のようにも述べている。「所得水準で考えるならば、貧困の概念において重要なのは、それが最低限必要な潜在能力をもたらすには足りないということであり、個人の特徴とは無関係な所得水準の低さそのものが問題なのではない」(Sen 1992, 邦訳 174

頁)。この論述は、所得の「低さ」と「不十分性」を比較し、「不十分性」に注目することの重要性を示すものである。本節の理解にそくして説明すると、センの貧困理論の意義は、所得の「低さ」と「不十分性」という似て非なるものを区別する理論を提示したことである。だが、タウンゼントからみれば、ラウントリー以来示されてきた貧困と貧困でない状態を分かつ基準が具体的にどのようなものであるのについて示さないセンの理論は不十分であると映っている。このタウンゼントによって提示されているセンの理論への疑問は、本論文でも重要なものであり、第3節において検討することになる。

2 ケイパビリティとシチズンシップ

本節では、(1)社会的排除概念にケイパビリティ・アプローチが有効であるという見解について、従来の貧困理論(タウンゼント的貧困理論)に依拠する先行研究を中心に検討し、さらにここで得られた理解をもとに、(2)シチズンシップの新たな段階との関係性という本論文の重要な論点に焦点化していく。

(1)ケイパビリティ・アプローチをめぐる先行研究における理解の検討

まず、貧困理論から論じられるケイパビリティ・アプローチに関する先行研究を検討する。この先行研究の検討を通して、本論文におけるケイパビリティ・アプローチの位置付けをより正確に示しておきたい。

まず、リスターの主張をここであげておきたい。リスターの貧困理論は、センのケイパビリティ・アプローチに一定の意義を認めながらも、主に次に示す2つの引用にみるように批判的な立場をとっている。あらかじめ述べておけば、ここに示すリスターの主張は、本論文の主張と対立的なものとなっている。

第1に、「潜在能力(ケイパビリティ)論者はポジティブなもの、すなわち『繁栄する(フローリッシュ)』ために人々に獲得してほしい生活に焦点をあてて、ネガティブなもの、すなわちその獲得の妨げとなる物質的資源の欠如には、あまり注目しない」(Lister 2004, p.17, 邦訳 35 頁)と述べている。

第2に、「貧困を<潜在能力の不足>として定義することの問題は、それによって潜在能力や生活の質、ウェル・ビーイング、社会の質といった幅広い条件と、その条件のひとつの側面として従来から理解されていたもの、すなわち貧困状態にあるかどうかとを混合してしまう点である」(ibid., p.18, 邦訳 36 頁)と述べている。

リスターによるこれらの第1と第2の批判は、ともにタウンゼントの貧困概念に依拠してなされている。リスターは、「ケイパビリティの不足としての貧困 *poverty as capability inadequacy*」と「所得の低さとしての貧困 *poverty as lowness of income*」とを分けるべきであり、前者を「貧困」と呼ばずに「ケイパビリティの剥奪 *capability deprivation*」と呼ぶべきであるという立場をとっている。このような立場は、ケイパビリティ・アプローチの意義を認めつつも、従来のタウンゼントの貧困概念をより重要視するものとなっていることをうかがわせるものである。というのも、これは明らかに実質的な「自由」ではなく、消費生活に焦点化した貧困理論として展開されているからである。

つまり、リスターが「ケイパビリティの不足」を「貧困」であることから区別しようとするのは、簡潔に言えばタウンゼント的貧困概念にこだわるからである。このようなこだ

わりは、タウンゼントの「社会参加」概念の土台に「メンバーシップ」概念があるという点に対する理解の不十分性から生じている。リスターはタウンゼントにおいても「社会参加」が論じられているということを指摘しているが、それが「メンバーシップ」概念に基づくものであるということまでは分析していない。

本論文はタウンゼントの貧困概念に代わる新たな貧困概念として社会的排除概念を提示するものだが、本論文とリスターの理解に違いが表現しているように、社会的排除概念を新たな貧困概念とみるか否かによって、貧困理論におけるケイパビリティ・アプローチに与えようとする位置付けは変わってくる。

リスターの貧困理論におけるケイパビリティ・アプローチの位置付けは、貧困概念(タウンゼント的貧困概念)を補完するものとして考えられている。ケイパビリティ・アプローチが貧困概念を補完するものであるという構図は、リスターが社会的排除概念と貧困概念の関係性について与えた構図と同じものである。ケイパビリティ・アプローチは社会的排除概念と重なる部分があるので、リスターがこのような共通した図式を与えたのは決して偶然ではない。

社会的排除概念はケイパビリティ概念と同義とされるべきものではないが、次に検討する H.ディーンは、ケイパビリティ概念について社会的排除概念を裏返しにみたものであると述べている(Dean 2010, 邦訳 120 頁)。

ディーンは、「ヒューマン・ニーズ」^④こそが社会政策の中心概念となるものであると主張している。ヒューマン・ニーズ概念はタウンゼントの貧困概念とは異なるものだが、両者には共通する特徴が多い。ディーンは貧困理論そのものについて批判的検討を行うことは本論文の目的ではないため、ここでは詳述しないが、タウンゼント的貧困理論と共通する特徴をここで指摘しておきたい。

タウンゼントの相対的貧困概念とヒューマン・ニーズ概念は、人間の必要はその社会的・文化的・歴史的条件によって規定される部分があり、必要なもののリストを具体的な財・サービス、あるいはいくつかの具体的な目標という形でリスト化できるという内容を含んでいる。具体的な財・サービス(必需品)のリスト化はタウンゼント自身をはじめ、その方法を洗練させた J.マックと S.ランズリー(Mack and Lansley 1985)など多くのタウンゼントを支持する研究者によって試みられている。いくつかの具体的な目標のリスト化は、ここにあげたディーンや、L.ドイナルと I.ゴフ(Doyal and Gough 1984)などによって試みられている。概して、これらのリスト化されたものを欠如するとき、その人間は貧困であるとみなされるのが、ここにあげた貧困概念に基づく理論の共通点である。

本論文はヒューマン・ニーズ概念とタウンゼント的貧困概念に共通するケイパビリティ・アプローチに与える批判的位置付けが、ともに共通する 2 つの原因から生じているとみている。

まず 1 つ目は、センのケイパビリティ・アプローチは、どのようなケイパビリティが人間にとって中心的なものであるのかということについて敢えてリスト化しないため、リスト化によって貧困の定義を確定することを旨とする貧困理論からみれば、貧困の定義としては曖昧であると映るのである。実際に、リスターはセンのケイパビリティ概念について「貧困の定義としての弱さ」を指摘している(Lister 2004, p.18, 邦訳 36 頁)。したがって、ここではセンのケイパビリティ・アプローチは、新たな貧困理論のための理論を提示して

いるとはみなされず、あくまでも従来の貧困概念(タウンゼント的貧困概念)を補完するものとして考えられている。

2つ目は、リスト化された財・サービス等は、社会的権利として請求されるものであるという信念と直結しているというものである。そして、この社会的権利の充実や請求を獲得するためのテコとして政治的権利の実現が主張される。リスターの貧困理論は、そのような論理構成の典型的なものを示している。また、ディーンの理論も再分配の政治学が政治的承認の政治学とつながっていると主張していることから、リスターの貧困理論と同様の論理的帰結となっていることが理解できる。

タウンゼントの貧困概念には「社会参加」概念が盛り込まれていることは第1章で論じたが、リスターとディーンに共通する「社会参加」概念はともに政治参加を主な内容としている。もちろん、友人や家族と時間をともにするという意味もあるが、それは社会的権利において保障されるべきものあり、参加のための支援の重要性は専ら政治参加との関係で論じられている。これは、「メンバーシップ」に基づく「社会参加」の考え方からは、「労働の権利」の実現という発想には理論的に結びつかないことを示す重要なサンプルである。これに対して、本論文では「社会参加」概念を政治参加だけに限定せず、シチズンシップに基づいた「社会参加」を「労働の権利」という貧困理論の新たな展開を特徴づける重要な側面から考える。もちろん、貧困理論の新たな展開は「労働の権利」だけを主張するものではなく、政治的権利の実現も重要視するものだが、政治的権利はタウンゼントの貧困概念と新しい貧困概念としての社会的排除概念とを決定的に画すものではないため、これを一面的に強調することにはならない。タウンゼント的貧困概念の枠組みでも政治的権利を主張することは可能であるし、むしろ、タウンゼント的貧困理論においては政治的権利を主張することが、社会的権利の実現のために重要なものとして表れてくる。

貧困理論におけるケイパビリティ概念の位置付けは、「社会参加」をどのように捉えるかということと関係している。そしてまた、「社会参加」の捉え方は、社会的排除概念の捉え方と裏表の関係である。ケイパビリティ・アプローチを肯定的に理解し、新たな貧困概念のための新たな展開を示す理論として考えるか否かは、詰まるところ「社会参加」の内容をシチズンシップに基づくものとして明確に定義できるか否かにかかっている。「メンバーシップ」概念に基づく「社会参加」を議論する場合(このような定義づけを意識的にしていなくても)、その諸個人は市民としての自由の範囲ではなく、その社会の慣習等によって彼ら・彼女らに期待される役割を果たすための消費生活が欠如していないかどうかということが優先される問題となってくるのである。

このことを踏まえて、ケイパビリティ・アプローチとシチズンシップの関係について検討する。

(2)ケイパビリティ・アプローチとシチズンシップの関係

次に、ケイパビリティ・アプローチとシチズンシップ論の関係について論じる。

ケイパビリティ・アプローチとシチズンシップ論の関係について、バラとラペールは次のように述べている。「センの主要な貢献は社会政策の範囲を広げたことであるが、その政策をとおして、市民に能力を付与(エンパワー)し彼らのケイパビリティを高めることで、行為への実際の自由を実現するための手段をすべての市民に提供することが目指されている。

センのアプローチにおいて、ケイパビリティと行為への自由は車の両輪である。したがって彼のアプローチは、マーシャルの研究[Marshall, 1950]から影響を受け、EUによって採用されたような、諸権利にもとづくアプローチにかなり類似している」(Bahlla and Lapeyre 1999, 邦訳 32-3 頁)。

この引用から示したいことは、第1に市民の能力を拡大すること(エンパワーすること)の理論的根拠をセンが提示しているということであり、第2にケイパビリティ・アプローチがマーシャルによって示されたような権利に基づくアプローチと類似性があるということである。

本論文ではEU発祥の社会的排除概念を新たな貧困概念として捉えたが、その社会的排除概念はシチズンシップの権利の欠如・不十分性をその内実とするものであった。新たな貧困概念としてのシチズンシップの権利の欠如・不十分性を、ケイパビリティの欠如・不十分性に重ねて考えることができるということは、シチズンシップの権利アプローチの理論的根拠をセンの理論から導くことが可能であるということを示すという意味で重要である。ケイパビリティ・アプローチが社会的排除概念と親和性があることが強調されるのはこのためである。

P.スピッカー(Spicker 2007)は、新しい貧困概念として社会的排除概念を積極的に提示することはしないが、社会的排除を貧困から区別されたものとして議論することは困難であると考えている。そのような貧困の理解のもと、スピッカーは「権利 right」と「権力 power」を区別し、センの貧困理論について次のように解釈している。「貧しい人がパワーを欠いているなら、権利も欠いていることになる。つまりかれらには、自らの生活を制御したり、積極的な変化をもたらしたりするための手段がないのである。センはこれを次の段階に進めた。彼は、単に貧しい人々が権利を欠いているということではなく、その貧しさは権利の欠如という観点から理解されねばならないと主張している」(Spicker 2007, 邦訳 167 頁)。

このスピッカーによるセンの理解において最も重要なのは「貧しさは権利の欠如という観点から理解されねばならない」という部分である。これは、単に権利が形式的に与えられているか否かということではなく、実質的に権利が保障されていないということ、それによって自由の範囲が制限されていることから貧困は理解されねばならないということとして理解できる。自由の範囲が制限されているということは、実質的な選択肢が制限されているということであり、自立した市民として「自己決定」が不可能であるということを示している。

ここで述べたように、センのケイパビリティ・アプローチは、貧困を消費生活の視点からだけでなく、人間の「自由」に注目して、市民社会における各々の市民の権利の十分性の視点から論じることの理論的方向性を示している。

センがケイパビリティ・アプローチを提示したことで貧困理論におけるシチズンシップ論的視点に理論的広がりの可能性が示されたが、そのシチズンシップ論に対する考え方は論者によって異なるので、どのようなシチズンシップの権利を拡張すべきであるのかということは論争的である。

例えば、本節前半でも言及したが、リスターの理論は政治的シチズンシップの実質性を主張することで社会的権利の拡充を主張している。リスターは財・サービスの保障の重要性を前置きしたうえで、次のように述べている。「シチズンシップの意味にとって参加が中

心であるということは、シチズンシップというものが権利と責任を伴う地位とともに、主体的行為(エイジェンシー)を含めた実践をも表していることを示している。市民的共和制の伝統において政治参加がとくに重要性を与えられていたことを考えると、政治参加はシチズンシップの本質を示している」(Lister 2004, p.166, 邦訳 239 頁)。

リスターの理論と本論文の理論の違いの1つは、政治的権利に注目するのか「労働の権利」に注目するのかということにある。既に述べたことだが、シチズンシップの権利のどのような側面に注目するかということ、貧困理論において「社会参加」概念をどのように捉えるかということにかかっている。さらに、「社会参加」概念をどのように捉えるかということは、タウンゼントが提示した貧困概念の意義(貧困概念に「社会参加」概念を取り入れたこと)をどのように理解するかということによって左右される。すなわち、その「社会参加」をメンバーシップ概念に基づくものとして理解しているか否かということである。

本論文は、社会的排除理論の重要な意義の1つとして、この「労働の権利」の実現という側面を主張したい。イギリスの貧困理論の再検討をすることが本論文の目的であるが、その貧困理論の検討を通じて提示される新たな貧困概念としての社会的排除概念の意義とは、シチズンシップ概念に基づく「社会参加」の主張、つまり「労働の権利」の実現を主張できるところにある。この「労働の権利」は、次節の権利の十分性に関する一般的理論を説明した後、本章第4節において詳述する。

3 シチズンシップの権利の実現(十分性)

(1)シチズンシップの権利の十分性

次に、権利の十分性(実現)について論述する。

前節において言及した先行研究が示しているように、社会的排除概念とケイパビリティ・アプローチは親和性があり、シチズンシップ論と関係付けて論じることが可能である。本論文においても、社会的排除概念に含まれるシチズンシップ論における権利の十分性・不十分性という側面がケイパビリティ・アプローチと関連するものであると考えている。センの理論は、従来の貧困概念に基づく財・サービスの再分配だけでなく、エンパワーメントの必要性について指摘することが可能となったという点で、貧困理論の新たな展開を示すものである。

しかし、センのケイパビリティ・アプローチのそのような意義を認めつつも、次のような疑問は依然として残されたままである。すなわちケイパビリティ・アプローチは、モノの消費に焦点化した貧困の定義に対する不十分性を指摘する理論的根拠を与えるものだが、どのような場合であれば十分性が確保されるのかということについて積極的に提示するものではないということである。ここで示した疑問は、タウンゼントをはじめ、リスターやディーンがケイパビリティ・アプローチに対して向けた批判と共通するものである。もちろん、先に指摘したように、センがケイパビリティ・アプローチに故意に不完全性を残していることは忘れてはならないことである。だが、故意に不完全性を残したというセンの言明を考慮してもなお残る疑問に対して、ケイパビリティ・アプローチが貧困理論に与えた新たな展開をどのように利用していくのかということは説明しておく必要がある。リスターは、従来の貧困概念からケイパビリティ概念を厳格に区別し、ケイパビリティ・アプローチが従来の貧困理論を補完するものであると結論することで、この疑問に一応の回答

を与えた形となっている。

本論文では、貧困概念の再検討のためにさらに一步進んで考えたい。つまり、リスターらの理解から逸脱し、市民社会においてシチズンシップの権利の十分性(実現)が具体的にどのようなものを指すのかについて検討を重ねることで、より積極的にケイパビリティ・アプローチを貧困理論のなかに位置づける。

この市民社会における権利の十分性について、具体的にその構造を明らかにしているのが、本論文第2章でも検討した高田一夫(2012 ; 2013)の「非能力主義的平等主義」の理論における市民の「自己決定」概念である。本論文では、高田の「自己決定」概念を採用することで、「どのような場合であれば十分であるのか」というケイパビリティ・アプローチへの疑問にたいする回答を示す。

高田の提示する「非能力主義的平等主義」について改めて確認しておこう。「非能力主義的平等主義」とは、21世紀の新たな社会規範のことである。高田によれば、個々の具体的な社会政策にとっての国家は、個々の具体的な社会政策の中に埋め込まれた社会規範を浮かび上がらせることにより、帰納的に発見すべきものであり、国家の認定した社会規範は個別の法律を分析することで明らかになるとしている。このような手法により明らかにされた20世紀の社会規範は、自助を基本として市場で競争し能力を発揮しながら成果を勝ち取る「能力主義的平等主義」である。もちろん、自助が困難となった場合には、「健康で文化的な最低限度の生活」を平等が保障される。本論文第2章でも、このような高田の提案する手法によって、イギリスとフランスの社会政策が「メンバーシップ」ではなくシチズンシップによる「社会参加」が不可能であること、すなわちシチズンシップの権利の欠如・不十分性が容認できない困窮であると考えられていることを明らかにしてきたつもりである。

「能力主義的平等主義」に対して、21世紀の新しい社会規範であるとされるのが「非能力主義的平等主義」であるとされる。従来の社会政策は、歴史的に自由主義に対抗して形成されたために「自由」の要素が欠けていたが、新しい社会政策は従来の社会政策を引き継ぎつつ「自由」の要素を導入するという新たな展開をみせているとされる。この「自由」という要素を導入し新たな社会規範として国家に埋め込まれている「非能力主義的平等主義」は、能力のない個人に対して、専門家が支援しながら「自己決定」を可能にするものである。これは「誰もが自立した市民として行動できるように積極的な介入をするという平等主義」(高田 2013, 115頁)として端的に表現されている。

高田による「非能力主義的平等主義」という社会規範を見出すことのできる社会政策の特徴として論じられている「自己決定」概念に本論文は注目し、この概念を貧困理論の文脈の中で使用してきた。社会的排除概念を新しい貧困概念として提示する本論文は、センのケイパビリティ・アプローチを採用することで、従来の消費生活に焦点化して論じるタウンゼント的貧困概念からではシチズンシップの権利が必ずしも行使できないこと、つまり実質的な自由の観点からみて不十分な理解しかできないものであることを論じてきた。高田は21世紀の新しい社会政策には「自由」の要素が導入されていると指摘しているが、本論文では権利の不十分性に対する権利の十分性の議論が貧困理論の論争の中心であるということがこれに関係していると主張したい。

市民として自立した「自己決定」が可能であるということは、市民としての「自由」が

形式的なものではなく実質的なものとして選択可能でなければならない。本節で課題となっている権利の十分性がいかなるものとして考えられるのかということについては、高田によって示されているような、市民として「自己決定」が可能か否かということから判断されるべきものである。

本論文の貧困理論にこの「自己決定」概念をひきつけて考えると、さらに検討する必要があるのは、貧困理論の新しい展開を特徴づける「労働の権利」の実現と「自己決定」がどのように関係しているかということである。もちろん、政治的権利もその実質性に関して重要な論点であることは確かなことであるが、それは20世紀末から21世紀に新たな展開として顕在化したものではなく、それ以前から重要な論点の一つであった。

これまで何度も述べてきたように、タウンゼントの貧困理論の意義は「社会参加」概念を貧困概念のなかに盛り込んだということであるが、その「社会参加」概念は「メンバーシップ」概念に基づくものであり、シチズンシップに基づくものではなかった。新しい貧困概念は、「社会参加」概念の重要性について引き継ぎながら、シチズンシップに基づく「社会参加」を重要視するものである。「労働の権利」をめぐっては、男女ともに権利の十分性という視点から議論されてこなかったし、特にそれは女性に関しては男性よりも厳しいものであった。男女の性差などに関係せず、市民として「労働の権利」を保障していこうということは、シチズンシップに基づく「社会参加」を特徴づけるものであり、新たに顕在化してきた側面である。

(2) 「労働の権利」の検討という論理展開の妥当性

次に、「労働の権利」について検討することの妥当性について論じておきたい。

「労働の権利」の十分性(実現)について検討するということの妥当性は、本論文第2章で示したようなイギリス・フランスの社会政策によって確認できることである。第2章で検討したイギリスとフランスの社会政策は、ともに政治参加というより労働を通じた「社会参加」が主たる焦点となっており、これを権利として捉える方向に向かっている。フランスの社会政策はイギリスの社会政策よりも先進性を有するものであるが、それは個人の自由を拡大するという視点から労働を取り扱っているという点にある。このことは、失業扶助の支給はするが労働が義務ではないこと、意に沿わない就労は拒否できることなどのRMI・RSAのあり方に表れている。

「労働の権利」と関係付けられた個人の自由の拡大は、2つの立場に分けて整理できると思われる。すなわち、「労働の権利」というものは雇用がないならば十分性を担保できないとする立場と、雇用数の十分性と「労働の権利」とは必ずしも同義でないという立場である。本論文の立場は後者であるが、例えば福士正博(2009)は前者の立場をとっている。

福士は、A.リトル(Little 1998)とF.トワイン(Twine 1994)の理論に依拠しながら論理展開している。ここでは各々の「労働の権利」に関する主張を正確に検討するために、やや長いながらもそれらの主張をそのまま引用することにしたい。

リトルは、マーシャルのシチズンシップ論における「労働の権利」について次のように指摘している。「マーシャルにあっては、労働に対する権利は市民的権利に属する。それが経済的資源の分配を保障していた。しかし、戦後直後でも、18世紀以来労働する市民的権利が存在したことがなかったことは明らかである。言うまでもなく失業は先進資本主義経

済の恒久的特徴となっている。この点こそ、脱産業社会主義者がマーシャルの他の諸権利とは異なる別のカテゴリーとして経済的諸権利を見なす理由である。しかし、トワインが指摘するように、『労働契約を市民的権利に含めることは適当ではない。労働契約の権利は実際上権利ではなく機会である』。この意味で福祉国家の成長とともに発展してきた社会的シチズンシップは、シチズンシップの発展の最終段階とみられてはならないし、ここに『シチズンシップ史の終焉』があるわけではない」(Little 1998, pp.62-63)。

またトワインは、次のように述べている。「マーシャルにしたがえば、シチズンシップの市民的要素は、『個人的自由のために必要とされる諸権利から成り立っている。すなわち、人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利である』。マーシャルは機会と権利を混同している。これらは明確に区別する必要がある。財産に対する権利がないのと同じように、雇用に対する権利は存在しない。あるのは、財産を所有したり、雇用される機会である。・・・『雇用契約』を『権利』としてではなく、1つの『機会』として理解することが適切である。この違いに焦点を当て、社会権と対照するためには、『市民的権利』よりもむしろ『市民的機会』という言葉を用いて雇用契約を述べるために用いた方がよい」(Twine 1994, p.108)。

これらの議論を受けて福士は次のように述べている。「労働は権利ではなく、『機会』(=働く機会)の問題として認識されなければならないという指摘は、完全雇用が崩れ、失業問題が構造問題となっている現状を映し出している。働く権利がなければ、労働者は生活する場所も奪われてしまう。いつの時代においても労働する機会が労働者に恒久的に用意されていたわけではない。働く権利は働く機会があってはじめて意味を持つ。このようにトワインは、近代社会は、いつの時代でも、働く者に働く権利を保障してきたわけではない、働く者から見て、雇用は偶然の機会にすぎないと述べている。トワインのここでの趣旨は、市民的シチズンシップには『雇用に対する権利』、すなわち働く権利が保障されているという意味の働く権利は存在していないということにある。しかもトワインはこの点を更に広げて、市民的シチズンシップはもちろん、社会的シチズンシップにも働く権利は含まれていないと指摘している。そのことは、市民的、社会的シチズンシップが重要でないということではない。ここで含意されているのは、既存のシチズンシップをいくら精査してみても、働く機会を保障する権利を発見できるわけではないということにある。」(福士 2011, 158-9頁)。

ここで、リトル、トワイン、福士は「労働の権利」を「雇用の権利」と読み替え、「雇用の権利」が保障されることは「雇用の機会」が保障されるということであると考えている。したがって、雇用の数が十分でない場合が通常の状態である資本主義社会では「労働の権利」は権利と呼ぶべきものではないと主張しているのである。

しかし、「労働の権利」を「雇用の権利(機会)」と読み替えることは果たして妥当なのだろうか。この疑義は、マーシャルにおいて「労働の権利」とは a right to work であり、「雇用 employment」のことを直接指示しているわけではないという理由だけによらない。このような疑問を呈するのは、完全雇用が崩れた現在、労働が権利でなかっただけでなく雇用の機会として指摘されることの妥当性を福士ら主張している一方、本論文では完全雇用が崩れたことで労働にたいする取り扱いが、むしろ権利として顕在化したと考えているからである。

完全雇用のためのケインズ政策とこれを補完するベヴァリッジによる社会保障計画によって成立した福祉国家は、タウンゼントの提示したような貧困理論を形成するに至ったが、そのなかでは慣習などに規定された各々の役割を果たすという意味での「社会参加」が念頭に置かれていた。これに対して、社会的排除概念は市民としての「社会参加」が重要視されるものだが、このような新しい展開は完全雇用が崩壊したということが一つの契機となっている。このことは既に第1章で述べたことである。

また、第2章でみたように、現在の社会的包摂戦略は市民が労働市場から自発的あるいは非自発的に離れることがあっても、再度労働市場へ参入するということが念頭に置かれており、それは労働が保障されるべき権利であるからというだけでなく、労働を通じて経済生活を可能にするという権利があるからである。仮に労働が権利でなかったとすれば、労働市場への参入のための支援はなされないだろう。また、フランスのRMIにみるように、支援の結果、すすめられた雇用に対して意に沿わないものを拒否できるということは、まさに労働が権利であることの表れである。仮に、労働が義務であった場合には、そもそも労働市場から退出しようという自発性は認められないことになる。

フランスの社会政策にみるように、労働の機会が喪失したとしても「労働の権利」は喪失しておらず、「労働の権利」に基づいて労働の機会を見つけるまでのあいだ、最低限度の生活が保障されるのである。

このように「労働の権利」は、必ずしも雇用の機会と同義として考えられるべきものではないことは主張しておきたい。むしろ「労働の権利」は、雇用が特定の人びとに独占されているということが社会的な問題として取り扱われるようになって以降、権利として顕在化してきている。

マーシャルによれば、イギリスにおけるかつての「労働の権利」は一定の職業を一定の社会的階級にのみ限定して認めたエリザベス朝の職人条例によって否定されていたとされている(Marshall 1992, p.11, 邦訳 21 頁)。マーシャルの述べている「労働の権利」は、一定の職業を一定の社会的階級の人々が占めている状況から解放されることによって認められることになったというものであり、決してすべての市民に「雇用」が用意されることによって「労働の権利」が見出されるようになったというものではない。

完全雇用が崩れて以降、「労働の権利」はむしろその本質を顕在化させているが、それはマーシャルが述べているようなかつての「労働の権利」の復古ではなく、新たな要素を含んだものとして改訂されている。この新たな要素とは、その権利の充分性であり、「自由」であり、「自己決定」のことである。

タウンゼントの貧困理論の意義は、「社会参加」概念を貧困概念に盛り込んだことであるが、この基盤を引き継ぎながら、新たな貧困理論としての社会的排除理論は、権利の側面から論じた「社会参加」概念を重要な論点として含むものである。タウンゼントの貧困概念における社会的背景は、完全雇用が現実的であったために、また「メンバーシップ」に基づく「社会参加」が重要な論点であったために、一般的な生活様式(消費生活)の視点から容認できない困窮が論じられたのであった。しかし完全雇用が崩れた後には、一般的な生活様式を保障したとしても就労することができない人びとや社会保障から排除される人びとが増加し、個人の能力が良くも悪くも注目されたのである。一般的な生活様式の最低限度の保障だけでなく、個人の能力が注目されることで、一方では貧困の自己責任論が強調

され、もう一方では能力の拡大のための支援が主張されるに至ったのである。

社会的排除に対する闘いとして展開される社会政策が、ワークフェアやアクティベーションなどのように、単なる社会的権利の拡充ではなく、福祉と労働とが関係付けられているのは、社会的排除概念が「労働の権利」を中心としたシチズンシップの権利の十分性を強調しているからにほかならない。ワークフェアやアクティベーションでは、個人の政治参加のためのエンパワーメントというよりも、労働参加のためのエンパワーメントが重視されているのである。

4 労働の権利の十分性

この第4節では、貧困理論の新たな展開を特徴付けられる「労働の権利」の十分性について、それがどのようなものであるのかを論じる。つまり、「労働の権利」の十分性の保障がどのような社会政策のどのような部分に表れているのかについてここで確認しておきたい。

本論文では、第2章においてイギリスとフランスの社会政策について論じ、フランスの社会政策の先進性について論じた。フランスのRMI・RSAは、失業に対して無期限の所得保障を与えるというものであるが、それだけでなく参入支援政策により「労働の権利」の十分性を保障しようとしているものでもある。無期限の所得保障とともにあるこの参入支援政策こそ、フランスの包摂戦略が一步進んでいると主張した理由である。

この参入支援政策のなかには、「労働の権利」の十分性を保障しようとする施策が含まれている。本論文では、この施策において使用されている「エンプロイアビリティ employability(仏語では、エンプロワヤビリティ employabilité)」という概念に注目したい。この語は、「雇用確保力」と訳されることが多いものである。

D.ドマジエール(Demaïere 1995)は、フランスにおける「エンプロイアビリティ」について次のように説明している。「人は失業に陥るや早期にそこから脱出しようとする、失業が恒久的な状況に変わる前に早期に退出しようとする。しかし、すべての失業者が同じような速度で脱出できるわけではなく、不平等性は明らかである。60年代、社会学における失業者研究は失業者カテゴリー間での雇用アクセス機会の相違を説明しようとし、雇用確保を可能とする力(capacité à obtenir un emploi)という意味で『雇用確保力(employabilité)』という概念を導入した。『雇用確保力』からのアプローチは、労働市場の不均衡な拡大という状況において再三使用され、そしてその意味が強化されてきた」(Demaïere 1995, 邦訳 64頁)。

このドマジエールの説明にみるように、「エンプロイアビリティ」は個人の能力と労働市場の状況との関係性から雇用を確保し維持する力を意味している。注意すべきことは、「エンプロイアビリティ」は個人の能力に注目する概念であるが、個人の能力だけに限定して論じられるものではないということである。つまり、「個々人の状況を判断する実際的な概念」として使用され、「個々人の属性だけでなく、経済環境、それぞれが歩む『構造的な行程・歩み』にも規制される」ものとして考えられるのである(Demaïere 1995, 邦訳 83頁)。例えば、ある分野の雇用が減少した場合、個人の能力は同じであっても「エンプロイアビリティ」は低下することがある。

現在、フランスの社会政策において「エンプロイアビリティ」は、求職活動のオリエンテ

ーション、職業養成に対処する場合に使用される用語となり、各々の求職者に対して「雇用確保力あり」、「能力あり」、「能力なし」、「若干の能力あり」、「平均的な能力あり」などと評価する用語ともなっている。

また、この「エンプロイアビリティ」という概念は、経済学者や社会学者による理解、評価について、必ずしも一定しているわけではない。例えば、中村健吾が「労働市場のフレキシブル化と不安定雇用の拡大とを政策的に推進するための触媒として『雇用確保力』が位置づけられたり、あるいは就労強制を伴う公的扶助(『勤労福祉』)への傾斜を招いたりする傾向を有している」(中村 2007, 66 頁)と述べていることからわかるように、「雇用確保力」が一義的・一面的に強調されることもある。

このような指摘に注意しながら、本論文では「エンプロイアビリティ」について、これを労働市場と関係付けられたケイパビリティとして理解したい。上述したように、「エンプロイアビリティ」は単に個人の能力だけでなく、経済環境などとの関係性によって構築されていくものだが、それはケイパビリティについても同様である。「エンプロイアビリティ」の拡大は、求職者の実質的な自由の拡大であり、その縮小は選択肢の剥奪であり「自己決定」できないということにつながる。ケイパビリティは人間としての「自由」一般に注目する概念であるが、「エンプロイアビリティ」は「労働の権利」を持つ市民としての「自由」に注目する概念である。

「労働の権利」の十分性(実現)とは、単純に諸個人に雇用を用意するというだけでなく、この「労働の権利」と関わるケイパビリティ(「エンプロイアビリティ」)の拡大を支援するという事として理解すべきである。ケイパビリティの拡大には、諸個人のエンパワーメントが重要な要素となるが、「エンプロイアビリティ」の拡大には、諸個人の職業訓練・職業教育をはじめとした参入のための支援を具体的なエンパワーメントの1つとして理解することができる。

「労働の権利」とは、このような「エンプロイアビリティ」の拡大が保障される権利であると理解すべきであり、前節で議論したような「雇用の機会」と同一視すべきものではないことをここで改めて強調しておきたい。「雇用の機会」の保障は完全雇用によってのみ達成できるが、「エンプロイアビリティ」の拡大はそうでなくても可能である。「雇用の機会」が「労働の権利」であると考えとするならば、完全雇用が達成できなくなって以降、「労働の権利」は退化してしまったことになり、社会のスペックは高度化したのではなく低下したことになる。しかし、そのようなことを裏付ける証拠はない。本論文第1章第1節において論じたように、容認できない困窮の範囲(貧困の範囲)が拡張したことは、われわれが理想とする社会のスペックが高度化してきたことを意味しており、社会的現実が悪化したことを意味するものではない。雇用の数が十分でなくても、「労働の権利」は喪失していないのであり、むしろ顕在化しているのである。

また、フランスのRMIの場合、「労働の権利」はそれが実質的な権利として現れてきているということは、参入支援政において求職者が意に沿わない雇用を拒否できるということにもみることができるということも再度指摘しておきたい。このことは、ケイパビリティ・アプローチの焦点の一つとして、「最終的に実際に行ったことだけにあるのではなく、実際に行うことのできる事(実際にその機会を利用するしないにかかわらず)にある」(Sen 2009, 邦訳 341 頁)と説明されるものと重なっている。この重なりは、「エンプロイアビリティ」

ティ」の拡大が「労働の権利」たる所以を説明するものである。「エンプロイアビリティ」の拡大によって、就労が完全に強制的なものであった場合、それは「実際に行うことのできる事」ではなく「実際に行ったこと」だけが重要視されることになるのであり、それは「自己決定」の要素を排除したものとなる。実質的な「自由」、権利の十分性は「自己決定」の原理を核心としているのである。

最後に、「エンプロイアビリティ」の拡大は、フランスの参入支援政策にみるように、職業訓練や職業教育などの一義的なエンパワーメントに止まらないということを付言しておきたい。例えば、RMI 地方分権法によって設置された「アドバイザー-le référent」による「同行支援 l'accompagnement」などをみればそれが理解できる。「アドバイザー」とは、「受給者と参入契約に盛り込む内容を定め、また経済的、社会的、教育的そして健康的側面から支援を行う人」のことである(小澤 2011, 27 頁)。この例をあげることで示したいことは、社会的権利に含まれる消費生活の保障は、政治的権利の実現を通して行われるというよりも、「労働の権利」の実現を通して拡充されているということである。このことは、労働力の脱商品化というよりも、再商品化が目標とされているということを示している。労働力の脱商品化は重要な課題の一つであるが、再商品化の過程のなかで個人の「自由」の範囲が拡大してきていることは看過すべきではない。

5 小括

本章では、権利の十分性という視点からケイパビリティ・アプローチと「自己決定」の原理を検討し、さらに貧困理論の新たな展開を特徴づける「労働の権利」について分析してきた。

「労働の権利」の実現は、単に動物的に生存するだけの最低生活の保障だけでなく、あるいはまた慣習的な役割を果たすための最低限欠くことのできない必需品の保障だけでなく、自立した市民として社会的に生存するための生活を保障する社会的権利の充実を促すことになる。社会的権利の実現は、市場経済社会で生存するためのケイパビリティの拡大として理解されるものであり、このケイパビリティの拡大が結果として人間としての「自由」を拡大していくことにつながるのである。

「労働の権利」に手を付けない社会的権利の拡大という主張は、政治的権利に訴えねばならず、また、政治的権利の実現が社会的権利における最低生活をどのような根拠から構想するのかということ論じることができないために、現代の貧困理論の中心に位置づけられるものではない。そのような主張には、矛盾に似た理論的葛藤が生じている。社会的排除という問題が生じて以降、「労働の権利」を媒介にしない社会的権利は、従来の貧困概念に基づく財・サービスの要求の繰り返し以上のことを意味しない可能性がある。このことは、消費生活を保障することで社会的排除を担保する可能性があるという見解につながっていく。

本論文において、この「労働の権利」は「エンプロイアビリティ」と関係付けて議論してきたが、この「エンプロイアビリティ」の拡大は、市民としての「自己決定」を可能とするように諸個人を支援し、労働市場への参入を再度促していくものである。この過程では、一見したところ労働力の脱商品化の様相を呈するが、その目標は再商品化にある。このことは、高田(2013)がドイツ、フランスの社会政策の構造分析を通して述べていることと

重なる。高田は次のように述べている。「なるほど非能力主義的平等主義の政策は、一見脱商品的に見える。独仏の長期失業者への給付は、公的扶助に比べて普遍主義的である。その意味では、脱商品化ということは誤っていないように見える。しかし、現代の社会政策が目指すものは、労働市場からの引退ではなく、積極的に労働市場への参入を目指す政策なのである。女性の障害者も政策はその方向を目指している。職業訓練は言うにおよばず、現場への適応を目指してジョブ・コーチをつけたり、面接の訓練をしたり、アクティベーション(積極的労働市場政策)につとめている。これは、社会参加を目指した人権主義的な政策であるが、市場経済のもとで行われているのであるから、商品化することが目標である」(高田 2013, 115 頁)。

本論文では、貧困理論という視点から第2章において具体的なイギリスとフランスの社会政策を検討してきたが、イギリスにおいてはその政策の理論的根拠のなかに、フランスにおいては RMI・RSA の理論的分析のなかに、シチズンシップの権利の欠如・不十分性を補う論理が存在することを確認してきた。そして本章において、シチズンシップの権利の十分性は実質的な「自由」の拡大、あるいは自立した市民として「自己決定」が可能であることとして理解できるものであると論述してきた。さらに、貧困理論の新たな展開を特徴づける「労働の権利」について、それが実質的な権利であるとはどういうことかということをもめぐって先行研究を検討しながら論じてきた。

正義論としての貧困概念という整理から出発して、ここで結論できることは、貧困概念の拡張の新たな歴史を社会的排除理論にみることができるということである。タウンゼント的貧困概念に依拠して政治的権利を主張し、必要不可欠とされる必需品が幾分か拡大しても、それは消費生活に焦点化した貧困理論の延長として考えられるため、これを現代の貧困理論の新たな展開として位置づけることはできない。これに対して、本論文で示したように、社会的排除概念による貧困理論の展開は、絶対的貧困理論から相対的貧困理論へというかつての理論的発展のさらに先をいくものである。付加された要素は、シチズンシップの権利であり、「自由」という要素であり、「自己決定」の原理である。あるべき社会として、消費生活の保障という視点から、社会的権力の付与・保障にまでその射程を拡大していることに社会的排除理論の歴史的意義があるのである。

そして、「労働の権利」はこの新たな展開を特徴づけるものである。本章で述べたような「エンプロイアビリティ」拡大に関する考え方は、完全雇用という社会状況を背景に形成された従来の貧困概念からではなく、完全雇用が達成不可能となりそのような社会状況のなかでより一層発展するものである。「労働の権利」としての「エンプロイアビリティ」の拡大は、われわれの理想とする社会のスペックの高度化の一つの顕現である。確かに経済のグローバル化にともなう労働市場の柔軟化や完全雇用の達成の困難性是否定的現実を生起させるが、そのような否定的現実を通して人びとの共同性は深まり、貧困は再定義され、そのための対策は進展するのである。

注

(1)本論文では詳細に検討しないが、センの社会選択理論における研究はアローの不可能性定理の詳細な検討から出発しているとされる。アローの不可能性定理の概説については、絵所・山崎編著(2004)『アマルティア・センの世界』を参照されたい。

- (2) 「しかし私が妥協したくないもっとも重要な理由は、私が提示する潜在能力アプローチにはそのようなやり方は必要ないし、他にも妥当とみなされる方法を考慮に入れることができるように、潜在能力アプローチには意図的に不完全性を残してあるということである。事実、潜在能力アプローチ(特にアリストテレス派理論も含めて)の一般的側面(すなわち評価方法を完全に規定しまわないという側面)と、アリストテレス派のこの理論のみを排他的に用いる場合の特定の側面の違いは、まさしく、より一般的な潜在能力アプローチの実行可能性や有用性にあると思われる」(Sen 1993, 邦訳 81 頁)。ここで述べられているアリストテレス派のケイパビリティ・アプローチとは、M.ヌスbaum(Nussbaum 2000)の理論に表れている。
- (3) ディーンは次のように述べている。「ヒューマン・ニーズは非常に大事な概念であり、社会政策における一つの重要な組織原理ともなっている。その意味でヒューマン・ニーズは、人間としての相互依存性理解と、相互に主張を闘わせる権利に関する議論を結びつけるという点で決定的に重要である。ヒューマン・ニーズは、潜在的に捉えがたい概念にとどまる一方、そこから他の重要な実践的、戦略的アプローチが生まれてくる可能性のある概念である。正確を期した言い方をするならば、社会政策の形成はヒューマン・ニーズをめぐる対立を通して行われる。私が結論として考えている議論は、本質的に規範的なものとなるだろう」(Dean 2010, 邦訳 3-4 頁)。この引用文中において、ディーンが考えているヒューマン・ニーズは本論文における正義論としての貧困概念と重なるものとして示されている。貧困概念が論争的であり、規範を示すものである点などが共通点としてあげられる。また、人間としての「相互依存性理解」という表現は、本論文で「共同性」概念として示したものに当たる。つまり、ディーンはヒューマン・ニーズ概念を通して貧困概念を示そうとしており、これに基づいた貧困理論の展開を試みているのである。ディーンの貧困概念の捉え方そのものは妥当なものと思われるが、ヒューマン・ニーズの考え方は、権利に関する議論と結びつけられるとされるが、本論文で示すような諸個人に依拠した権利の充分性の議論まで可能かといえば、そうとは言えない。ディーンはセンが貧困理論にもたらした「自由」の要素について、タウンゼントの呈した疑問と同様の疑問を提示している。この点についてディーンは次のように述べている。「ケイパビリティ概念—ノーベル賞受賞者アマルティア・センと関連がある—は、社会的排除概念を裏返しに見たものである。人びとが資源あるいはニーズの充足過程から排除されているとすれば、自動的にそこには、それらに自由にアクセスできないという意味が含まれている。排除を人びとの自由の否定として考えるならば、個人的エイジェンシーの問題とつながりがあることになる。社会的排除概念は、難からの排除という問題だけでなく、誰によって排除されているのかという問題をつきつける。しかし、その問題は、人びとが望むままに自由に生きようとすれば、彼らは自分たちのニーズをどのように定義し、実現しようとするのかという、更に深刻な問題とつながっている」(Dean 2010, 邦訳 120 頁)。ここには、ディーンによるどのような自由を有効な自由として考えるのかという疑問が表現されている。先にも述べたが、これはタウンゼントが呈した疑問と同様のものである。すなわち、どのようなケイパビリティが達成されれば十分なのかという疑問である。しかし、この疑問はタウンゼント的貧困概念と社会的排除概念における各々の「社会参加」概念を整理することによってのみ解消されるものであ

る。というのも、社会的排除概念における「社会参加」概念は、無制限な「自由」ではなく市民としての「自由」が議論されており、その限りでケイパビリティ概念は有用なものとして利用可能であるからである。単に、「社会参加」という場合、それがどのような参加を意味しているのか不明であり、ここにケイパビリティ・アプローチを適用させることは困難となる。

第4章 貧困概念の拡張と貧困理論の新たな展開

最終章となる本章では、先行研究に関する検討を通して本論文の主張の重要な論点整理を行い、結論を示す。先行研究については、よく引用されるイギリスの貧困論者であり、本論文でもこれまで対峙してきた R. リスター (Lister 2004) の理論を引き合いに出すことにしたい。

1 これまでの議論のまとめ

先行研究批判と本論文の意義をより鮮明にするための準備として、本節ではこれまでの議論の流れについて、その概略を確認しておきたい。

まず、貧困概念とは何かということの説明は重要である。これについては本論文第1章第1節において、「正義論としての貧困概念」という題を付して説明した。貧困概念とは、ある社会において容認できない困窮であり、正義の問題である。そして、それは政治的に構築されていくものであるから、科学的概念であるというよりは、政治的な正義に関わる概念である。

本章で本論文の論点整理を行う上で比較検討していくリスターの理論においても、共通する部分がある。リスターは次のように述べている。「貧困について、歴史や文化から離れた単一の概念は存在しない。貧困はここ具体的な社会の構築物である。さらにいえば、同じひとつの社会でも、集団が違えばまた違った貧困が構築される。しかもその道徳的義務と含意のゆえに、社会内および社会間での資源分配が求められることから、貧困は政治的概念となる。だからこそ、貧困は非常に論争的なことだからのである」(Lister 2004, p.3, 邦訳 16 頁)。

本論文とリスターの理論の共通点は、貧困が政治的概念であり、論争的なことだからであるという貧困理論の前提部分である。しかし、このような前提から出発しながら、社会的排除概念をめぐる理解に関しては、異なった見解に立っている。

本論文における社会的排除概念に対する見解の概略は次のようなものであった。すなわち、貧困理論は、ラウントリーによる絶対的貧困理論→タウンゼントによる相対的貧困理論→社会的排除理論と拡大してきており、この貧困理論の変遷は、貧困概念の拡張の歴史でもある。

このような本論文における理解は、貧困学説史の再検討という方法を通して得られたものである。この方法によって得られるメリットは大きい。というのも、イギリスにおける貧困学説史の再検討を通じて、社会的排除理論をそのなかに位置づけることで、社会的権力の付与・保障というこれまでになかった新たな展開を歴史的に意義深いものとして捉えることが可能となるからである。

このように、本論文では社会的排除概念について、それが貧困理論の新たな展開を示すものであり、貧困概念が拡張されたものであるという論述を行ってきた。しかし、本論でも度々言及したように、リスターは社会的排除概念について、従来の貧困概念に代替するものではなく補完するものであると主張している。このリスターの主張は、我が国の貧困をめぐる論争にも大きな影響を及ぼしており、それは岩田正美(2008)の主張や貧困研究会に

よる解説(貧困研究会編 2008)などに明確に表れている。

本論文で主張したような貧困理論の重要な意義は、容認できない困窮が、低所得や剥奪の状態に限定されず、それを超えてさらに市民としての権利の十分性、つまり市民としての「自己決定」ということにまで及んでいるということを示したということにある。リスター自身も、人権やシチズンシップの権利の欠如に関して、貧困と関係させて論じているが、消費生活の不十分性・欠如というタウンゼントの貧困概念へのこだわりが見て取れ、貧困理論の新たな展開としてではなく、タウンゼントの貧困概念の延長上にこれらの側面を位置づけようとしている。

貧困概念が消費生活の不十分性・欠如に限定されないということは、社会的包摂の政策の対象が従来のように低所得者(あるいは非自発的な消費水準を強いられている人びと)だけに限定されるものではなく、より普遍的なものとなっているということから理解できる。このことは具体的に、本章第2章で検討してきた。社会的包摂戦略では、消費水準は容認できないほどの低さにあるとはいえなくても、自立した市民として「社会参加」できていない場合など、従来は貧困であるとみなされなかったものが、現在では容認できないもの(すなわち貧困)であるとみなされてきている。この反貧困政策としての包摂戦略の普遍化という特徴は、従来、制度の対象となることによって生じていたスティグマを弱体化させるという効果もある。また、包摂のための制度において、就労と失業のあいだの区別が厳格なものでなくなっていることも、その選別主義の縮減に貢献しているといえる。

社会的排除概念についてこれを新しい貧困概念と考えるということに批判的な論者のなかには、「社会的排除は他のいくつもの現象を含んだものであり、貧困がその傘の下に隠れてしまう」(Oyen 1997, p.64)と評価する者もいる。ここで引用したのは、E.オイエンの主張だが、彼は社会的排除概念について政治的概念であり理論的基盤のないものであるとも述べており、これを理由に否定的立場をとっている。しかし、貧困学説史を紐解いていくと、貧困理論そのものが政治的概念であり、オイエンが社会的排除から区別された「貧困」と呼ぶものも同じ性質を持つものであることが理解できる。貧困学説史から貧困概念の拡張の歴史を検討することで、本論文はオイエンにみるような誤解を回避しようと試みてきた。また、それだけでなく、社会的排除が他のいくつもの現象を含んだものであるというオイエンの主張は的を射ているもので、これを容認できない困窮の問題として捉える認識こそが貧困概念の本質であると述べておきたい。

貧困学説史の再検討を通して社会的排除概念の歴史的意義を発見するという方法は、オイエンのように、ある貧困概念(タウンゼントの貧困概念)は政治的概念でないというような誤解を許さず、格差の続く限り「貧困」が再定義され続けるという注意を喚起するものである。リスターの貧困理論においても、ラントリーとタウンゼントの貧困概念の検討はなされているが、それは学説史の検討という方法ではなく、基本的にタウンゼントの貧困理論に依拠してなされているものである。リスター自身、貧困は政治的概念であるとしながら、タウンゼントの貧困理論と相対的貧困概念を確立された一つの基盤としている。

このように、本論文では学説史の再検討という方法を通じて、貧困理論の新たな展開について論述してきた。次節では、本論文で示した重要な論点について、リスターの貧困理論と対照させつつ再度整理していきたい。予め述べておくと、次の3点に分けて整理する

ことになる。すなわち、(1)貧困と社会的排除、(2)「社会参加」概念とシチズンシップ、(3) ケイパビリティ・アプローチと「自己決定」の原理の3つである。

2 先行研究との比較による重要な論点の整理

(1)貧困と社会的排除

前節でも述べてきたが、リスターは社会的排除概念の重要性を指摘しながらも、これと貧困概念とを区別して議論している。この点は本論文とは異なる見解である。

リスターによれば、社会的排除概念は「貧困の概念に取って代わるものではなく、補完するものである」(Lister 2004, p.97, 邦訳 144 頁)、「社会的排除は潜在的に啓発的な概念として、またさまざまな政策的含意を持った政治的言説として理解した方が良い。貧困の代替物として扱いさえしなければ、社会的排除はレンズとして有効な概念的機能を行わせる」(Lister 2004, p.98, 邦訳 145 頁)と論じられている。

本章第1節ではオイエンの主張を取り上げたが、リスターとオイエンの主張の違いについても言及しておこう。リスターとオイエンの主張の違いは、簡潔に述べれば、前者は社会的排除概念を貧困概念としてはみないが、貧困概念に何らかの付加価値を与えるものであるという意味で評価できるものであると考えている。一方、後者は社会的排除概念をあまり意味のないものであると考えている。

リスターが論じている社会的排除概念が従来の貧困概念に付加する価値とは、①社会関係と権利、②社会的区分、③多面性、④動的なプロセス等への「洞察を刺激する」(Lister 2004, p.97, 邦訳 144 頁)ことであるとされる。①の関係と権利の側面は、「社会参加」とシチズンシップの権利の側面から貧困を論じることができるということである。②の社会的区分という側面は、ジェンダー・人種・障害などから貧困を論じることができるということである。③の多面性という側面は、経済的・社会的側面からだけでなく政治的・文化的な視点からも貧困を論じることができるということである。④の動的なプロセスという側面は、従来のように「状態」ではなく「過程」として貧困を捉えることができるということである。

リスターがあげたこれら4つの付加価値に関して、②については本論文では深く追究することがなかったが、第2章において言及した社会的排除の特徴として一般的に論じられるものに含まれている。確かにこのような特徴はあるが、本論文では、社会的排除概念の意義を独自に提示してきた。

ここで注意しておきたいことは、「洞察を刺激する」という表現が、リスターが慎重に言葉を選択した結果であるということである。つまり、これらの4つの付加価値は従来の相対的貧困概念に依拠した貧困理論においても明確に見出されるため、社会的排除概念によって新しく付加された価値ではなく、それによって刺激されるものであると論じているのである。実際にリスターは次のような見解を支持している。「したがって多くの者は、概念としての社会的排除の価値は、これが具体的に提供する新たな洞察にあるのではなく、幅広く動的な統合の枠組みとしての機能と、その焦点が『この分野の新鮮な思考を刺激する』ところにあるという見解をとっている」(Lister 2004, p.97, 邦訳 144 頁)。

リスターが、社会的排除に対してこのような態度をとる原因は、貧困理論を学説史から検討するという方法をとっていないこと、また、貧困を政治的概念であると考えながらも、

貧困理論の拡張の契機が共同性の認識にあることを看過していることにあると指摘しておきたい。本論文第1章において、リスターが絶対的貧困から相対的貧困のパラダイムシフトが神話であったと主張していることに言及したが、このような理解は貧困理論の拡張の契機を特定の画期的な貧困理論の提唱者の出現とみていることに起因していると思われる。ラウントリーが相対的貧困理論を既に論じていたことをもって貧困概念のパラダイムシフトを否定しているのは、まさにそのことを表している。

貧困概念の拡張を支え推進するのは共同性の認識であり、貧困の現実が変化したということの意味しているわけではない。つまり、共同性の認識が変化してから貧困概念は変化を要請されるのであって、その逆ではないのである。学説史という方法によって貧困理論を再検討することの意味は、リスターのような誤解を避けるためにも重要である。

消費生活に焦点化されたタウンゼントの貧困理論が提示されて以降、現在に至るまでに、貧困研究にリスターが指摘したような側面が付加されてきたことは、実は貧困概念が変化してきたことを示している。これを簡潔に表現した言葉が社会的排除であり、これに基づいた反貧困政策が社会的排除に対する闘いである社会的包摂なのである。タウンゼントの貧困概念を一つの確立したものとしてみなすとき、この貧困概念の拡張は見えにくいものとなってしまう。

本論文は貧困学説史の再検討という方法を通して、この社会的排除理論が歴史的に重要な意義を持つものとして位置づけたのである。

(2) 「社会参加」概念とシチズンシップ

次に、「社会参加」概念とシチズンシップについて整理しておこう。リスターは「社会参加」の重要性について主張しているが、彼女による「社会参加」概念はタウンゼントの「社会参加」概念を独自に読み替えたものであると考えられる。本章で触れた岩田(2008)の理解はどちらかといえば、タウンゼントの「社会参加」概念に忠実である。この「社会参加」の捉え方によって、次に整理することになるシチズンシップをどのように考えるかという理解が異なってくることになる。

ここでは、リスターだけでなく、タウンゼントや岩田の「社会参加」概念についてもその性質を読み取れる箇所を提示しておこう。

まず、タウンゼントの「社会参加」概念はメンバーシップに基づく「社会参加」であった。メンバーシップとは、次の部分に表現されていた。「私は代替的な、そしてより客観的な概念を提示した。その概念は、`relative deprivation` に基づいており、私はこれをその社会において通常あるいは慣習上の飲食物、アメニティ、規範、サービスそして諸活動の欠如あるいは不十分性として考えている。一般的に社会のメンバーシップ membership of society に定められる生活の諸条件を欠いているということなのである。もし、人びとが生活の諸条件と社会のメンバーシップを満たすための諸条件を入手するための資源 resources へのアクセスを欠いているあるいは否定されている場合、その人びとは貧困である」(Townsend 1979, p.915)。この引用に関する検討は、本論文第1章で行った。

これに対して、岩田は次のように述べている。「タウンゼントは、人々が社会で共有し参加することを当然とされる諸慣習や諸活動の体系を意味する生活様式に着目した。普通、人々はこの生活様式の下で生活を営んでいるが、場合によって、この生活様式から大幅に

脱落した状況に陥ることがある。この状況をタウンゼントは社会的剥奪(相対的剥奪, リラティヴ・ディプリベーション)と呼んだ。そして貧困を、この当然とされる生活様式を保つために必要な生活資源を欠いている状態であると想定したのであった。したがって、この社会的剥奪に基づいて把握される相対的貧困概念にはさまざまな社会的活動への参加が含まれている、というわけである」(岩田 2008, 44 頁)。

岩田が指摘するように、確かにタウンゼントの貧困理論には「社会参加」概念が含まれている。本論文では、タウンゼントの貧困理論の意義として、この「社会参加」概念を貧困理論に盛り込んで論じたことであると主張してきた。しかし、このタウンゼントの「社会参加」について、現在の「社会参加」と明確に異なる点があることを看過してはならない。それは、タウンゼントの貧困理論において論じられる「社会参加」は、「メンバーシップ」概念に基づくものであり、その社会において通常あるいは慣習上是認された役割を果たすこととして規定されているものであるということである。つまり、自立した市民として「自己決定」することで社会関係に参入していくこととしてはあまり論じられていない。

もちろん、この「メンバーシップ」概念は 1979 年時点の社会状況を勘案して理解したものであるもので、ラウントリーの貧困理解が後年に変化したように、タウンゼントの理解も幾分か変化していることは十分に考えられる。しかしそのことはここでは重要な問題ではないのでこれ以上の追究はしない。

リスターは、このタウンゼントにおける「社会参加」概念を独自に理解し、「政治参加」として主張している。これは次に論じる重要な論点であるシチズンシップ論と関係するものである。このシチズンシップと関係付けて貧困を捉えるという理解は本論文の主張と共通するものである。

本論文では、シチズンシップに基づく「社会参加」の不十分性・欠如が社会的排除であることを明らかにしたが、リスターとの違いは、この社会的排除そのものを貧困と捉えるか否かということをめぐる見解の違いにある。リスターは消費生活の不十分性・欠如に焦点化して貧困を理解しており、社会的排除についてはそのような貧困に陥る原因あるいはその結果として考えている。

リスターの主張は、再分配と承認のポリティクスを統合した貧困の概念化を旨としている。すなわち、社会的排除はこの承認を獲得するための権利へのアクセスが阻害されているものとして理解されているのである。したがって、承認を獲得し、政治的権利へアクセスすることで、社会的権利を拡充することが目指されているのである。リスターは「貧困状態にある人々は、本人が望めば、彼らの生活に影響する政策の開発に効果的に参加するようにし、そのことで彼らの声と政治的な力を高めるようにすべきである」(Lister 2004, p.186, 邦訳 266 頁)と主張している。

これに対して、本論文ではリスターの主張を拒否するものではないものの、社会的排除概念を特徴づける「社会参加」概念は政治的権利を媒介にしたものではなく、「労働の権利」によるものであると主張してきた。このことは、社会的排除との闘いである社会的包摂戦略がワークフェア(あるいはアクティベーション)などの労働市場への再統合の社会政策を主たる軸として展開していることから理解できるものである。

(3) ケイパビリティ・アプローチと「自己決定」の原理

次に、ケイパビリティ・アプローチについて、リスターと本論文がどのように理解しているかについてまとめる。

リスターは、ケイパビリティ・アプローチが貧困の理解を向上させるという意義について述べながらも、「貧困の定義としては弱すぎる」「貧困の定義とはならない」(Lister 2004, pp.15-20, 邦訳 31-9 頁)と断じている。リスターは消費生活の不十分性に焦点化して貧困を論じるというタウンゼント的貧困概念に依拠して理論展開しているが、それゆえに、「ケイパビリティの不足としての貧困 *poverty as capability inadequacy*」と「所得の低さとしての貧困 *poverty as lowness of income*」とを区別して考えるべきであるとしている。さらに、「ケイパビリティの不足としての貧困」という言い回しは、紛らわしいとして「ケイパビリティの剥奪 *capability deprivation*」とする方がよいとまで主張する徹底ぶりである(Lister 2004, pp.18-19, 邦訳 36-7 頁)。

これに対して、本論文ではセンのケイパビリティの欠如としての貧困という定義は、貧困の定義としては十分とはいえないが、貧困概念から区別されるものではないと論じた。本論文の主張は、社会的排除理論を最新の貧困理論として位置付けるものであり、それは権利の不十分性・欠如として論じられるものである。ケイパビリティ・アプローチは、低所得から貧困を論じることの不十分性を指摘することが可能であるが、それ自体ではどのようなケイパビリティが重要なものであるか積極的に提示できない(故意にそのようなものを提示しない)という特徴があった。

そこで本論文では、市民社会におけるケイパビリティの十分性とは、自立した市民として「自己決定」することが可能であるということとして理解した。自立した市民として「自己決定」を可能とするということは、シチズンシップの権利の十分性を保障することである。この「自己決定」概念は、ギデンス(Giddens 1998)の「ポジティブ・ウェルフェア」概念、あるいは RMI・RSA の理論的分析のなかにも見出される、貧困理論の新たな展開として示されるものである。センはケイパビリティを「自由」と関係付けて論じており、ケイパビリティの拡大は実質的な「自由」の拡大を意味するものであるとしているが、「自己決定」が可能であることと権利の十分性とはまさに「自由」の要素の貧困理論への導入を意味している。権利が付与されただけの状態が形式的な「自由」の付与であるのに対し、その権利の十分性を保障しようとすることはその「自由」を実質的なものとするということである。この両者のあいだには大きな違いがある。

ここで、シチズンシップの権利のどのような側面に注目するかということに関する本論文の主張を再度述べておきたい。社会的排除に対する闘いは、シチズンシップの権利という視点から議論されているが、それをもっとも特徴づけているのは政治的権利ではなく「労働の権利」である。もちろん、政治的権利は保障されるべきであるし、本論文はこれを否定するものではない。だが、社会的包摂戦略の分析を通して明らかになるのは、この「労働の権利」であることは先述したとおりである。

この「労働の権利」の十分性を保障するとはどういうことかについては、「エンプロイアビリティ」概念を用いることで説明してきた。重要なのは、リトル(Little 1998)、トワイン(Twine 1994)、福士(2009)の主張のように、「労働の権利」を「雇用の権利」と捉えないことである。「労働の権利」は雇用の数が十分でない場合でも成立するし、むしろ失業率の悪化を主要な原因の一つとする「新しい貧困」の発生以降顕在化してきたものである。完全

雇用が達成されている場合、「労働の権利」をことさら主張する必要性はそもそも生じないのである。

「労働の権利」が権利であるということは、当然これを放棄することもできるということである。「エンプロイアビリティ」の拡大は、労働市場と関連する個人の自由の拡大であるが、その「自由」の拡大は、実際行われた結果からみる「自由」ではなく、実際に(行えたが)行わなかったことの範囲まで含められて論じられるべきである。フランスの RMI・RSA では「エンプロイアビリティ」の拡大は就労とは切り離されており、実際に就労したか否かということだけが一面的に強調されているわけではない。このような方向性は今後、イギリスでも顕在化してくると思われる。

このように、具体的な公的扶助のあり方も、通常的生活様式において想定されている消費生活の保障を超えて、社会的に排除されていることに対する対応というという姿勢への変化が見出される。それは、従来のように、就業しているのか失業状態にあるのかにかかわらず、さらには所有している財の活用がなされたかどうかにかかわらず、シチズンシップの権利の十分性という視点から判断される。社会的排除とは権利の十分性を欠いた状態・過程を指し、そのような状態・過程が公的扶助の対象となるのである。このことは、公的扶助の対象となる人びとを、従来のように就労と資産に基づいた厳格な選別主義によって判断するという方法を採用しないという、行政上の判断方法の変化の可能性を示唆している。つまり、具体的な貧困の判断方法について、失業や消費生活の不十分性・欠如に注目するのではなく、市民としての権利の欠如に注目するという方法の方が、これからの行政上の判断としても合理性のあるものとして考えられるようになりつつあるのである。

3 新しい貧困理論としての社会的排除理論の意義

次に、本論文の最終目的である貧困理論としての社会的排除理論の意義について総括したい。

本章第2節に述べたように、最新の貧困理論として社会的排除理論を捉えることによるメリットはいくつかにまとめられる。そのいずれも重要なものであり、看過すべきものではないが、総括として主張しておきたい最も重要なことは「自由」という要素が導入されたということである。

この「自由」という要素が貧困理論のなかに導入されたことの歴史的意味は大変大きいものである。本論文第1章で論じたように、ラウントリーの貧困理論、そしてタウンゼントの貧困理論は「自由」と関係付けられて論じられてはこなかった。ラウントリーは動物的生存が、タウンゼントは与えられた役割を果たすための存在としての生存、敢えて言うならば共同体的生存が論じられている。

これに対して、新しい貧困理論から論じられているのは市民的生存である。この市民的生存は人間的生存への可能性を示している。人間的生存とは、K.マルクスが『ユダヤ人問題によせて』あるいは『経済学・哲学草稿』などの初期の著作において論じているような「類的存在」としての人間のことである。

『ユダヤ人問題によせて』では次のように述べられている。「現実の一人一人の個人が、抽象的な公民を自分のうちにとりもどし、個人としての人間がその経験的生活、その個人的労働、その個人的諸関係のなかで、類的存在となった時、つまり人間がその『固有の力』

(force propres)を社会的力として認識し、組織し、それゆえに社会的力と政治的力というかたちでもはや自分から切り離すことがなくなる時、はじめて人間的開放が成就されるだろう」(マルクス 2005, 邦訳 220 頁)。絶対的貧困理論→相対的貧困理論→社会的排除理論という貧困理論の拡張の歴史は、まさにマルクスが述べている「抽象的な公民を自分のうちに取戻し」ていく過程の一部である。ここで述べられている「類的存在 Gattungswesen」とは、『経済学・哲学草稿』において多用される概念である。

「類的存在」について、マルクスは次のように述べている。「人間はひとつの類的な存在である。その理由は、人間が実践的にも理論的にも、おのれ自身のそれであれほかの事物のそれであれ類をおのれの対象とするからばかりでなく、——これは同じことがらのべつの表現にすぎないのだが——人間がおのれ自身に対して現前する生きた類としてかかわり、ひとつの普遍的な、したがって自由な存在として関わるからである」(マルクス 2005, 邦訳 315 頁)。

マルクスが考えている「類的存在」とは「類的生活 Gattungsleben」という生命活動によって特徴づけられるものである。「類的生活」とは次のように簡潔に表現されている。「しかし、生産的活動は類としての生活である。それは生活をうみだしていくような生活である。ある動物種の生命活動の様式のうちには、その動物種の全性格がひそんでいる。そして、自由な意識的活動こそが人間の類的性格である」(マルクス 2005, 邦訳 316 頁)。

有名なマルクスの疎外論では、こうした類からの疎外が疎外された労働によって生じることが論じられている。つまり、労働を自分自身の生存の手段とせざるを得ないことによって、それが自由な生命活動として成立しなくなってしまうのである。マルクスは、疎外された労働によって生じる類からの疎外を次のように論じている。「こうしてその結果(労働の疎外の結果—著者)、人間(労働者)はもはやただ飲食や生殖といった動物的な機能や、せいぜいのところ住むことや着飾ることにおいてしか、みずからを自由に活動するものと感じず、そしておのれの人間的な機能においては、みずからをもはやただ動物としてしか感じなくなる。動物的なものが人間的なものになり、人間的なものが動物的なものになる。たしかに、飲食や生殖などにも真に人間的な機能ではある。しかし、これらの機能だけが抽象されて人間的活動のほかの領域から切り離され、最後の唯一の究極目的にされてしまうようなところでは、それらは動物的なものになってしまう」(マルクス 2005, 邦訳 314 頁)。

社会的排除理論は、「労働の権利」の顕在化などをその主な特徴として含んでいるが、人間の解放のための重要な要素がここにあると主張しておきたい。というのも、「労働の権利」はこの疎外された労働に対して疎外されざる労働を提示する潜在的な可能性があるからである。

マルクスによれば、労働が動物的欲求を充足するための強制労働になってしまっており、「類的存在」の活動としての労働ではなくなっていることが鋭く指摘されている。確かに、「労働の権利」が形式的なものに止まっているあいだは、労働は疎外されて動物的な活動に貶められうる。しかし、現在、社会政策の方向性は、RMI・RSAにもみたように、意に沿わない労働は拒否することができるものになってきている。このことはつまり、自らが納得するような労働に従事する可能性を潜在的に示すものである。動物的機能を充足させるために働かねばならないという状況からの逸脱が少しずつ実現してきているのである。

「エンプロイアビリティ」の拡大は、その可能性を拡大するために重要な政策として実現している。

これは疎外されている「類的存在」という人間の本質⁽¹⁾を取り戻していく過程の一部である。マルクスは「人間が彼の労働の生産物と生命活動と類的な存在から疎外されていることの直接的な帰結のひとつは、人間からの人間の疎外である」(マルクス 2005, 邦訳 318 頁)と述べているが、疎外されざる類的活動を取り戻していくことは、人間自身をすなわち人間としての真の「自由」を取り戻していくことに他ならない。

「類的存在」としての人間は、「生命活動を意志と意識の対象とする」ことができるが、社会的排除理論においてイギリスの貧困理論の歴史上初めて「自由」の要素が導入されたことで、疎外された労働が容認できないものと考えられるようになってきている。もちろん、人間が「類的存在」であることから疎外されているという状況から完全に解放されているわけではないが、その一步は着実に踏み出されている。市民として「自己決定」するということは、本論文において重要な論点の一つであったが、このことは「自らの生活を対象」とするということである。そして、自立した市民として「自己決定」できない場合、それは社会的に容認できない状態であるとしてエンパワーメントされるのである。

ラウントリーの貧困理論が動物的生存に関わるものであるという理由は、人間の類的本質とは関係のないところでその生存の保障を論じるからである。また、タウンゼントの貧困理論を共同体的生存としたが、この場合、人間は社会的な存在であることは強調されるが、その社会の慣習等によって期待される役割を果たすということが重視され、「自己決定」は重視されない。初めて「自己決定」が重視されるようになるのは、社会的排除理論の登場を俟ってである。

4 結論

本論文では、イギリスの貧困理論の再検討を学説史の分析という方法を通じて行ってきた。貧困学説史から検討することで、社会的排除理論という最新の貧困理論の意義について明確に示すことができた。学説史の検討という方法は、タウンゼントの貧困理論と社会的排除理論の単純な比較検討を通じた分析が陥りやすい誤解を避けるために有効なものであったと思う。

そのなかで重要な論点とその意義について強調すべきことについては、本章の第 2・第 3 節において改めてまとめた。最後に結論として、貧困理論の拡大が示すこれからの方向性について述べておきたい。

前節においても述べたが、絶対的貧困理論→相対的貧困理論→社会的貧困理論という変遷は、動物的生存→共同体的生存→市民的生存という変遷の歴史であり、人間がその疎外された本質を取り戻していく過程である。この過程の先に、人間としての「自由」を獲得した人間的生存があると思われる。

マルクスにおいて自由論は、疎外論としてその生涯を貫くテーマの一つであったが⁽²⁾、このことを本論文の文脈にひきつけて考えると、社会的排除などの否定的現実を生起させる資本主義の発展のなかに、疎外を止揚するための肯定的な契機が潜んでいるということになる。本論文では、新しい貧困理論を労働力の脱商品化の側面に偏ってみるのではなく、再商品化という側面からみることで、そのなかに人間的生存の可能性を見出した。ただし、

このことは次のような背景が考慮されるべきであることも確認しておきたい。それは、再商品化される労働力が必ずしも雇用に限定された就労に限定されているわけではないということである。本論文第2章で示したように、イギリスやフランスの例では、完全雇用の不可能性を前提に、就労概念が拡張されてきているのである。就労概念の拡張という方向性が見いだせないままでは、労働の権利はその機能を十分に果たすことができない。この労働の権利と就労概念の拡張との関係性のさらなる追究は、今後の研究課題である。

最後に述べておきたいことは、社会的排除に対する闘いは政治的な論争を通して形成されていくものであるので、必ずしもすぐには十分な包摂を達成できるわけではないということである。実際に、フランスの失業扶助は、ミーンズ・テストの弱体化と扶助の無期限化などの一方で、その給付水準が低いままである。また、イギリスの包摂戦略では、周縁的な労働を通じて被排除者を統合するという「好ましからざる包摂」または「無力化のかたちでの包摂」などが批判されている。この「好ましからざる包摂」または「無力化のかたちでの包摂」は、給付水準の低さと同時に、就労概念の拡大の不十分さを物語っている（もちろん、就労概念の拡大という方向性そのものは見出されるのだが）。社会的排除理論の意義を認め、新たな展開と方向性について認識しつつも、このような否定的現実に対しては徹底的に批判する必要がある。

注

- (1)マルクスにおける人間本質論は、疎外論と表裏の関係にあるものである。岩佐は、マルクスの思想の核心を疎外論であると主張したうえで、疎外論と人間本質論との関係について次のように述べている。「疎外論が問題にしていることは、人間の本質が何かということである。西欧マルクス主義が陥った陥穽は、人間の本質を問うたことではなく、疎外されざる不変で普遍的な人間本質を前提にして、疎外論を論じたところにある。・・・人間の本質(Wesen)は抽象的にではなく、具体的に人間のあり方(Wesen)として問われる必要がある。マルクスは、人間のあり方、それゆえ人間の本質を、自らの身体的・精神的書力を発揮する活動においてとらえた。人間の活動は、『経哲手稿』でも、『ドイツ・イデオロギー』でも、『資本論』でも、「人間の生活」もしくは「人間の生活活動」としてとらえている」(岩佐 2010, 12 頁)。本論文の疎外論と人間本質論理解は、このような岩佐の理解に基づいている。
- (2)疎外論がマルクスの生涯にわたる思想の中心にあったことは多くの論者によって指摘されている。ただし、後期マルクスの著作における疎外論は、初期の疎外論の単なる繰り返しではない。この点については、佐々木(2010: 2011)において詳細に論じられている。

参考文献

- Atkinson,A,B., 1995, *Income and the Welfare State*, Cambridge University Press.
- Atkinson,A,B., 1998, *Poverty in Europe*, Blackwell Publishers.
- 阿部彩, 2004, 「補論『最低限の生活水準』に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』39(4), 403-414。
- 阿部彩, 2007, 「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社, 123-152。
- 阿部彩, 2011, 「貧困と社会的排除—ジェンダーの視点からみた実態」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性第2巻 承認と包摂へ 労働と生活の保障』岩波書店, 113-142。
- 青木紀, 2005, 「現代日本の『貧困観』に関する研究準備ノート」北海道大学教育福祉研究, 11, 67-97。
- 青木紀, 2010, 『現代日本の貧困観 「見えない貧困」を可視化する』明石書店。
- 絵所秀紀・山崎幸治, 2004, 『アマルティア・センの世界—経済学と開発研究の架橋』晃洋書房。
- Bhalla, A. and Lapeyre, E., 1999, *Poverty and Exclusion in a Global World*, Basingstoke: Macmillan.(福原宏幸・中村健吾監訳, 2005, 『グローバル化と社会的排除 貧困問題と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。)
- Bauman,Z., 1998, *Work, Consumerism and the New Poor*, Open University Press.(伊藤茂訳, 2008, 『新しい貧困 労働, 消費主義, ニュープア』青土社。)
- Barbier,J,C. and Bruno,T., 2004, *Le nouveau system français de protection sociale, La Découverte*.(中原隆幸・宇仁宏幸・神田修悦・須田文明訳, 2006, 『フランスの社会保障システム 社会保護の生成と発展』ナカニシヤ出版。)
- Beck,U., 1986, *Risikogesellschaft auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp Verlag.(東廉・伊藤美登里訳, 1998, 『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局。)
- Beveridge, Sir W., 1942, *Social Insurance and Allied Services*.(山田雄三監訳, 1969, 『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂。)
- Beveridge, Sir W., 1944, *Full Employment in a Full Society*, Allen andUnwin.
- Byrne, D., 2005, *Social exclusion*, Second Edition, Berkshire, Open University Press.(深井英喜・梶村泰久訳, 2010, 『社会的排除とは何か』こぶし書房。)
- Dean,H., 2010, *Understanding Human Need: Social issues, policy and practice*, The Policy Press.(福士正博訳, 2012, 『ニーズとは何か』日本経済評論社。)
- Demazière,D., 1995, *La sociologie du chômage*, la Découverte and Syros.(都留民子訳, 2002, 『失業の社会学 フランスにおける失業との闘い』法律文化社。)
- Doyal,L. and Gough,I., 1984, “A Theory of Human Needs”, *Critical Social Policy*, vol.4, pp.6-38.
- 藤本武, 2000, 『イギリス貧困史』新日本出版社。
- 福士正博, 2009, 『完全従事社会の可能性 仕事と福祉の新構想』日本経済評論社。
- 福原宏幸, 2006, 「社会的包摂政策を推進する欧州連合—そのプロセスと課題—」『生活経済政策』No.115, 14-17。
- 福原宏幸, 2007, 「社会的排除／包摂論の現在と展望 パラダイム・『言説』をめぐる議論

- を中心に」 福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社， 11－39。
- Giddens, A., 1998, *The Third Way*, Cambridge, Polity Press.(佐藤隆光訳， 1999, 『第三の道 効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社。)
- Giddens, A., 2000, *The Third Way and its Critics*, Polity Press, Cambridge.(今枝法之・千川剛史訳， 2003, 『第三の道とその批判』晃洋書房。)
- Gorz, A., 1988, *Métamorphoses du travail Quête du sens, Critique de la rasion économique*, Galilée.(真下俊樹訳， 1997, 『労働のメタモルフォーズ 働くことの意味を求めて』緑風出版。)
- 後藤玲子・阿部彩・埋橋孝文・菊池馨実・橘木俊詔・八田達夫・勝又幸子， 2004, 「福祉に関する国民意識調査」『季刊社会保障研究』 39(4), 398－402。
- 原田康美， 2011, 「フランスの社会ミニマム改革にみる貧困低所得対策の特徴」 貧困研究会編『貧困研究』 vol.7, 23－37。
- Harris, j., 1977, *William Beveridge*, Oxford University Press.(柏野健三訳， 2003, 『福祉国家の父ベヴァリッジ その生涯と社会福祉政策』ふくろう出版。)
- 長谷川晃， 2001, 『公正の法哲学』信山社。
- 『貧困研究』編集委員会， 2008, 『貧困研究 vol.1』明石書店。
- 岩佐茂， 2010, 「マルクスの構想力」岩佐茂編著『マルクスの構想力—疎外論の射程』社会評論社， 11-15。
- 岩田正美， 2007, 『現代の貧困 ワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書。
- 岩田正美， 2008, 『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- 岩田正美・岩永理恵， 2012, 「ミニマム・インカム・スタンダード(MIS法)を用いた日本の最低生活費試算—他の手法による試算および生活保護基準との比較—」『社会政策』4(1), 61－70。
- 菊池英明， 2011, 「イギリスにおける低所得者向け所得保障と就労支援—政権交代前後の変化—」 貧困研究会編『貧困研究』 vol.7, 14－22。
- 小峯敦， 2007, 『ベヴァリッジの経済思想 ケインズたちとの交流』昭和堂。
- 黒崎卓， 2004, 「貧困・不平等研究におけるセンの貢献」絵所秀紀・山崎幸治編著『アマルティア・センの世界—経済学と開発研究の架橋—』晃洋書房， 83－102。
- Lenoir, R., 1974, *Les Exclus: un Francais sur dix*(Paris: Le Seuil).
- Levitas, R., 1998, *The Inclusive Society?*, Basingstoke: Macmillan.
- Levitas, R. et al., 2007, *The Multi-dimensional Analysis of Social Exclusion*.
- Lister, R., 2004, *Poverty*, Polity Press.(松本伊知朗監訳・立木勝訳， 2011, 『貧困とはなにか』明石書店。)
- Little, A., 1998, *Post-industrial Socialism: Towards a new Politics of welfare*, Routledge.
- Mack, J. and Lansley, S., 1985, *Poor Britain*, Allen and Unwin, London.
- Marshall, T. H. and Bottomore, T., 1992, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press.(岩崎信彦・中村健吾訳， 1993, 『シティズンシップと社会的階級』法律文化社。)
- マルクス, K. / 村岡普一訳， 2005, 「経済学・哲学草稿」中山元・三島憲一・徳永恂・村岡普一訳『マルクス・コレクション I』筑摩書房。
- マルクス, K. / 徳永恂訳， 2005, 「ユダヤ人問題によせて」中山元・三島憲一・徳永恂・村

- 岡普一訳『マルクス・コレクション I』筑摩書房。
- マルクス, K. / 資本論翻訳委員会訳, 1989, 『資本論』第 13 分冊, 新日本出版社。
- 宮本太郎, 2002, 「グローバル化と福祉国家の政治—新しい福祉政治の文脈」宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房, 1-36。
- 宮本太郎, 2009, 『生活保障 排除しない社会へ』岩波書店。
- 宮本太郎, 2011, 「レジーム転換と福祉政治—包摂と承認の政治学」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性第 2 巻 承認と包摂へ 労働と生活の保障』岩波書店, 191-214。
- 宮本太郎, 2013, 『社会的包摂の政治学 自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房。
- 中村健吾, 2002, 「EU における『社会的排除』への取り組み」『海外社会保障研究』141, 56-66。
- 中村健吾, 2007, 「社会理論からみた『排除』 フランスにおける議論を中心に」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社, 40-73。
- Nussbaum, M. and Sen, A. eds., 1993, *The Quality of Life*, Clarendon Press.(竹友安彦監修・水谷めぐみ訳, 2006, 『クオリティー・オブ・ライフ—豊かさの本質とは—』里文出版。)
- Nussbaum, Martha C., 2000, *Woman and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge University Press.(池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳, 2005, 『女性と人間開発』岩波書店。)
- 大沢真理, 2011, 「ジェンダー分析の学的インパクト—社会的排除／包摂を見据える」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性第 2 巻 承認と包摂へ 労働と生活の保障』岩波書店, 21-42。
- 小澤裕香, 2009, 「フランスにおけるワークフェア—1990 年代末以降の RMI 制度改革—」経済理論学会編『季刊 経済理論』46(2), 70-80。
- 小澤裕香, 2011, 「RSA 改革を通じたフランスワークフェア政策の転換—権利・義務関係の再構築—」『経済学論纂(中央大学)』51(1・2), 17-32。
- Oyen, E., 1997, *The contradictory Concepts of Social Exclusion and Social Inclusion*, in Gore and Gigueiredo.
- 連合大阪あいりん地区問題研究会, 1998, 『日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題』日本労働組合総連合会大阪府連合会。
- Rosanvallon, P., 1995, *La nouvelle question sociale: Repenser l'Etat-providence, du seuil*.(北垣徹訳, 2006, 『連帯の新たなる哲学 福祉国家再考』勁草書房。)
- Rowntree, B.S., 1922, *Poverty-A Study of Town Life*, Longmans.(長沼弘毅訳, 1959, 『貧乏研究』ダイヤモンド社。)
- 佐々木隆治, 2010, 「『経済学批判要綱』における疎外と物象化」岩佐茂編著『マルクスの構想力—疎外論の射程』社会評論社, 122-148。
- 佐々木隆治, 2011, 『マルクスの物象化論 資本主義批判としての素材の思想』社会評論社。
- Sen, A.K., 1981, *Poverty and Femines: An Essay on Entitlement and Deprivation*, International Labour Organization, in Sen.(黒崎卓・山崎幸治訳, 2000, 『貧困と飢饉』岩波書店。)
- Sen, A.K., 1982, *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell Publisher.(大庭健・

- 川本隆史訳, 1989, 『合理的な愚か者 経済学=倫理的探究』勁草書房。)
- Sen,A,K., 1983, “Poor Relatively Speaking”, *Oxford Economic Papers*, 35, pp.153-169.
- Sen,A,K.,1985, *Commodities and Capabilities*, North-Holland: Elsevire Science Publisher.(鈴木興太郎訳, 1988, 『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店。)
- Sen,A,K., 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford University Press.(池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳, 1999 『不平等の再検討 潜在能力と自由』岩波書店。)
- Sen,A,K., 1993, “Capability and Well-being,” in Nussbaum,M. and Sen,A,K. eds., 1993,pp.30-53. (竹友安彦監修・水谷めぐみ訳, 2006, 『クオリティー・オブ・ライフ—豊かさの本質とは—』里文出版, 59-96。)
- Sen,A,K.,1987, *on Ethics and Economics*, Blackwell Publishers.(徳永澄憲・松本保美・青山治城訳, 2002, 『経済学の再生—道徳哲学への回帰』麗澤大学出版会。)
- Sen,A,K.,1987,*on Economic Inequality*, enlarged edition, Oxford: Clarendon Press.(鈴木興太郎・須賀晃一郎訳, 2000, 『不平等の経済学』東洋経済新報社。)
- Sen,A,K., 1999, *Development as Freedom*, Oxford: Oxford University Press.(石塚雅彦訳, 2000, 『自由と経済開発』日本経済新聞社。)
- Sen,A,K.,2009, *The Idea of Justice*, Penguin Books.(池本幸生訳, 2011, 『正義のアイデア』明石書店。)
- 柴田謙治, 1997, 「イギリスにおける貧困問題の動向:『貧困概念の拡大』と『基準』をめぐって」『海外社会保障研究』No.118, Spring 1997, 4-17。
- Silver,H., 1994, “Social Exclusion and Social Solidarity”, *International Labour Review*, 133(5-6), 531-78.
- 新川敏光, 2002, 「福祉国家の世紀と階級政治—労使和解体制の成立と変容」宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房, 39-78。
- 新川敏光・井戸正伸・宮本太郎・眞柄秀子, 2004, 『比較政治経済学』有斐閣アルマ。
- 塩野谷佑一, 1984, 『価値理念の構造:効用対権利』東洋経済新報社。
- Smith, A., 1994, *The wealth of nations*, Bantam Dell.(水田洋監訳, 杉山忠平訳, 2000, 『国富論』, 岩波書店。)
- Spicker,P., 2007, *The Idea of Poverty*, Policy Press.(坏洋一監訳, 2008, 『貧困の概念』生活書院。)
- 鈴木興太郎, 1998, 「機能・福祉・潜在能力:センの規範的経済学の基礎概念」『経済研究』49(3), 193-203。
- 鈴木興太郎・後藤玲子, 2001, 『アマルティア・セン 経済学と倫理学』実教出版。
- 橋本俊詔, 2002, 『失業克服の経済学』岩波書店。
- 橋本俊詔, 2013, 「経済学で福祉を評価すると」武川正吾編著『公共性の福祉社会学 公正な社会とは』東京大学出版会, 229-240。
- 高田一夫, 2002, 「二〇世紀の福祉国家と社会政策」加藤哲郎・渡辺雅夫編『一橋大学国際シンポジウム 20世紀の夢と現実—戦争・文明・福祉』彩流社, 117-138。
- 高田一夫, 2003, 「福祉国家の転回:新自由主義から個的社会へ」『一橋論叢』, 130(4), 347-361。
- 高田一夫, 2007, 「市民社会指標の構成概念:調査の仮説」『一橋社会科学』, 第1巻, 137

－155。

- 高田一夫, 2010, 「21世紀の社会政策の方向—個的社会政策—」『社会政策』, 2(1), 1-3。
- 高田一夫, 2012, 「個的社会の社会政策」『社会政策』4(2), 70-81。
- 高田一夫, 2013, 「社会政策論の国家論」『社会政策』4(3), 109-119。
- 武川正吾・塩野谷佑一編著, 1999, 『先進諸国の社会保障 イギリス』東京大学出版会。
- 武川正吾, 2001, 『福祉社会 包摂の社会政策』有斐閣アルマ。
- 武川正吾, 2007, 『連帯と承認 グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。
- 武川正吾, 2011, 『福祉社会学の想像力』弘文堂。
- 田村哲樹, 2006, 「就労・福祉・シティズンシップ—福祉改革の時代における市民像」『社会政策学会誌』16, 51-65。
- 田中拓道, 2006, 「社会契約の再構成—社会的排除とフランス福祉国家の再編」『社会政策学会誌』16, 77-90。
- 所道彦, 2013, 「イギリスの公的扶助制度の展開と課題」埋橋孝文編著『生活保護』ミネルヴァ書房, 189-200。
- Townsend, P., 1974, “Poverty as relative deprivation”, *Wedderburn, D., Poverty, inequality and class structure*, Cambridge University. (高山武志訳, 1977, 「相対的収奪としての貧困」ウェッダーバーン.D編著『イギリスにおける貧困の論理』光生館。)
- Townsend, P., 1979, *Poverty in the United Kingdom*, Pelican Books.
- Townsend, P., 1983, “A Theory of Poverty and the Role of Social Policy.” *In Loney, M., Boswell, D. and Clarke, J. (eds), 1983, Social Policy & Welfare*, Open University Press, pp.58-82. (大山博・武川正吾・平岡公一訳者代表, 1995, 『イギリス社会政策論の新潮流』法律文化社, 93-129。)
- Townsend, P., 1993, *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheats.
- 都留民子, 2010, 『失業しても幸せでいられる国 フランスが教えてくれること』日本機関誌出版センター。
- 都留民子, 2013, 「フランスの公的扶助—ワークフェア・積極的連帯手当(RSA)」埋橋孝文編著『生活保護』ミネルヴァ書房, 201-213。
- Twine, F., 1994, *Citizenship and Social Rights: The Independence of Self and Society*, Sage Publications.

参考資料

労働政策研究・研修機構, 2012, 「国際労働比較 2012」。